

令和6年 第123回定例会

あわらし市議会会議録

令和6年8月27日 開会

令和6年10月9日 閉会

あわらし市議会

令和6年 第123回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号（8月27日）

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第7号の上程・提案理由説明	7
報告第8号の上程・提案理由説明	7
報告第9号及び報告第10号の一括上程・提案理由説明	8
議案第52号から議案第61号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	8
議案第62号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	12
議案第63号から議案第65号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	13
議案第66号及び議案第68号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	15
散会の宣言	16
署名議員	16

第 2 号（9月5日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
地方自治法第121条により出席した者	18
事務局職員出席者	18
開議の宣告	19
会議録署名議員の指名	19
一般質問	19
木下勇二君	19
一般質問	28

八 木 秀 雄 君	28
一般質問	35
堀 田 あけみ 君	35
一般質問	45
青 柳 篤 始 君	45
一般質問	52
島 田 俊 哉 君	52
一般質問	57
吉 田 太 一 君	57
延会の宣言	69
署名議員	70

第 3 号 (9月6日)

議事日程	71
出席議員	72
欠席議員	72
地方自治法第121条により出席した者	72
事務局職員出席者	72
開議の宣告	73
会議録署名議員の指名	73
一般質問	73
北 浦 博 憲 君	73
一般質問	86
北 島 登 君	86
一般質問	94
卯 目 ひろみ 君	94
一般質問	99
平 野 時 夫 君	99
一般質問	107
室 谷 陽一郎 君	107
一般質問	115
三 上 寛 了 君	115
一般質問	121
山 川 知一郎 君	121
散会の宣言	127
署名議員	127

第 4 号 (9月20日)

議事日程	128
出席議員	129
欠席議員	129
地方自治法第121条により出席した者	129
事務局職員出席者	129
開議の宣告	130
会議録署名議員の指名	130
議案第63号から議案第65号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	130
議案第66号から議案第68号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	136
閉会中の所管事務調査の件	139
議員派遣の件	139
散会の宣言	139
署名議員	140

第 5 号 (10月9日)

議事日程	141
出席議員	142
欠席議員	142
地方自治法第121条により出席した者	142
事務局職員出席者	142
開議の宣告	143
会議録署名議員の指名	143
議案第52号から議案第61号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	143
議案第69号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	150
閉議の宣告	151
市長閉会挨拶	152
議長閉会挨拶	152
閉会の宣告	153
署名議員	153

第123回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

令和6年8月27日（火）

午前9時30分開議

1.開会の宣告

1.市長招集挨拶

1.開議の宣告

1.諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 7号 令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の訂正について

日程第 4 報告第 8号 放棄した非強制徴収公債権等の報告について

日程第 5 報告第 9号 令和5年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について

日程第 6 報告第10号 令和5年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について

日程第 7 議案第52号 令和5年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第53号 令和5年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第54号 令和5年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第55号 令和5年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第56号 令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第57号 令和5年度あわら市水道事業会計決算の認定について

日程第13 議案第58号 令和5年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第59号 令和5年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について

日程第15 議案第60号 令和5年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について

日程第16 議案第61号 令和5年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分について

日程第17 議案第62号 令和6年度あわら市一般会計補正予算（第5号）

- 日程第18 議案第63号 令和6年度あわら市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第64号 令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第65号 令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第66号 あわら市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第67号 あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第68号 あわら市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定について

（散 会）

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
代表監査委員	杉本一	芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	主査	鍛川昂志
------	-----	----	------

◎議長開会宣告

○議長（毛利純雄君） ただいまから、第123回あわら市議会定例会を開会いたします。

（午前9時30分）

◎市長招集挨拶

○議長（毛利純雄君） 開会に当たり、市長から招集のご挨拶がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 本日ここに、第123回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年の夏に開催されましたパリオリンピックでは、熱い戦いが繰り広げられ、私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。

市内においても、湯かけまつり、カヌーポロ大会など、あわらならではの熱いイベントが開催され、オリンピックや暑さに負けないにぎわいを見せておりました。改めて、あわらの熱気とパワーを感じた次第でございます。

一方で、全国各地で地震や台風などの自然災害が発生した夏でもありました。自然災害は私たちの想像をはるかに超える力で突然襲ってきます。

市といたしましては、激甚化、頻発化する災害に迅速・的確に対応し、被害を最小限にとどめることができるよう、自助・共助力を高め、災害に強い地域づくりに取り組んでまいります。

また、接近している台風につきましては、気象状況を注視し、防災対策に万全を期すよう職員に指示をしたところでございます。

市民の皆様におかれましても、自分や大切な人の命を守るために、避難方法を事前に確認する、家庭での備蓄品を準備しておくなど、日頃から家族や地域において災害に備えていただきたいと思います。

次に、市政に関する取組状況等について報告させていただきます。

初めに、子ども議会について申し上げます。

去る7月30日に、あわら市で初となる子ども議会が開催され、市内中学生16人に参加いただきました。

あわら市をもっとよくしたいという思いが込められた様々な提案がなされ、若者たちに地域やまちづくりに興味・関心を持っていただける大変有意義な機会になったものと思います。

こうした取組を通じ、次世代を担う人材育成を図るとともに、子どもたちの声を大切に受け止め、よりよいあわら市の未来に向けて全力で取り組んでまいります。

開催にご尽力いただきました市議会をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

次に、「小中学生プログラミング・フェス」について申し上げます。

去る8月3日、4日の両日、アフレアを会場に、福井新聞社とプログラミングクラブネットワークとの共催で、小中学生プログラミング・フェスが開催され、市内外の小中学生86人に参加いただきました。

自ら運転プログラムした小型電動自動車に乗車するなど、プログラミングを楽しく学んだほか、金津創作の森でのフォトフレーム作りや、宮谷石切場跡の見学など、あわらならではの体験も行われ、子どもたちにとってすてきな夏の思い出になったものと感じております。

こうした取組を通じ、デジタル人材の育成を進め、スマートシティあわらの実現に向けて尽力してまいりたいと思います。

次に、プレミアム付商品券発行事業について申し上げます。

本事業は、物価高騰により大きな影響を受けている市民への家計支援と、あわらし制施行20周年及び新幹線開業の機運醸成を目的に、20%のプレミアムがついた商品券を3万セット発行し、市内の小売店、飲食店のほか、宿泊施設、スーパーなど幅広い業種の409店舗で10月末まで利用できるものです。

事前予約申込みを行ったところ、3,999世帯から3万1,672セットの応募があり、抽選を行ったところです。市民の皆様の積極的なご利用をお願いいたします。

次に、あわら湯かけまつりについて申し上げます。

去る8月8日・9日に、「第19回あわら湯かけまつり」が盛大に開催されました。初日の「お湯かけじゃあ!」をはじめ、2日目の「民謡の夕べ」や「まんじゅまき」にも多くの市民や観光客が集い、会場は大勢の熱気に包まれました。

また、10月に開催される「第37期竜王戦第2局あわら対局」の特設ブースを設け、勝負めしコンテスト投票や竜王戦グッズの販売も行い、機運の醸成を図ったところです。

引き続き、多くの注目が集まる好機を生かし、本市の魅力を広く発信し、交流人口の拡大を図ってまいります。

最後に、あわらカップカヌーポロ大会について申し上げます。

8月23日から25日にかけて、第35回あわらカップカヌーポロ大会を開催いたしました。

ジュニアの部29チーム、一般の部46チームの計75チーム、540名の方に参加いただきました。

厳しい暑さの中、熱い戦いが繰り広げられました。また、昼食には、大会名物の“あわらし産の越のルビー”を使った「ハヤシライス」を提供し、特産品のPRを行ったところです。

今後も、あわらし市の観光資源である北潟湖を生かしたカヌー競技の普及と交流人

口の拡大に努めてまいります。

さて、本定例会では、健全化判断比率等の報告4件のほか、各会計の決算の認定等に関するもの、令和6年度補正予算、条例の制定に関するものなど、17議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容につきましては後ほどご説明を申し上げますが、慎重なご審議の上、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（毛利純雄君） 諸般の報告を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 事務局長。

○事務局長（東 俊行君） 諸般の報告をいたします。

本定例会に市長より提出されました付議事件は、報告4件、議案17件であります。

本定例会の出席説明者は、市長以下16名であります。

本日の会議には杉本代表監査委員が出席しております。

以上でございます。

○議長（毛利純雄君） 次に、議員派遣の件について報告します。

観光誘客に係る中央要望のため、7月23、24日の両日、東京へ平野副議長を派遣したので報告をいたします。

次に、一部事務組合議会等の議会報告につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、堀田あけみ君、7番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（毛利純雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月9日までの44日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より10月9日までの44日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

◎報告第7号の上程・提案理由説明

○議長(毛利純雄君) 日程第3、報告第7号、令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の訂正についてを議題といたします。

○議長(毛利純雄君) 報告に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) ただいま上程されました報告第7号、令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の訂正について申し上げます。

本案は、令和6年6月3日開催の第122回定例会においてご報告いたしました報告第5号、令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、財源内訳の数値に誤りがあったことから、訂正をご報告するものであります。

訂正内容につきましては、国道8号金津道路事業の翌年度繰越額における財源内訳において、未収入特定財源の国県支出金2億5,198万2,000円を2億5,198万3,000円に増額し、一般財源1,000円をゼロ円に減額するものでございます。

以上、ご報告いたします。

○議長(毛利純雄君) 報告第7号は、これをもって終結します。

◎報告第8号の上程・提案理由説明

○議長(毛利純雄君) 日程第4、報告第8号、放棄した非強制徴収公債権等の報告についてを議題といたします。

○議長(毛利純雄君) 報告に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) ただいま上程されました報告第8号、放棄した非強制徴収公債権等の報告について申し上げます。

本案は、あわら市債権の管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき、令和5年度中に放棄した非強制徴収公債権等について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権につきましては、緊急通報装置負担金1件、水道料金1件の計2件、

総額で1万981円となっております。

以上、報告いたします。

○議長（毛利純雄君） 報告第8号は、これをもって終結します。

◎報告第9号及び報告第10号の一括上程・提案理由説明

○議長（毛利純雄君） 日程第5、報告第9号、令和5年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、日程第6、報告第10号、令和5年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について、以上の報告2件を一括議題といたします。

○議長（毛利純雄君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました報告第9号、令和5年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について及び報告第10号、令和5年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について申し上げます。

報告第9号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度における本市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率と各公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、健全化判断比率等報告書に記載のとおりであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字決算のため該当がありません。また、実質公債費比率は対前年度比0.3ポイント増の7.3%、将来負担比率は対前年度比4.4ポイント減の23.6%となっており、本市における早期健全化基準を大きく下回る数値となっております。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率については、公営企業の全ての会計において資金不足となっていないため該当がありません。

なお、これらの指標については、議会への報告後、公表することとしております。

報告第10号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度における芦原温泉上水道財産区水道事業会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては報告書に記載のとおりであります。資金不足比率については資金不足となっていないため該当がありません。

以上、報告いたします。

○議長（毛利純雄君） 報告第9号及び報告第10号は、これをもって終結します。

◎議案第52号から議案第61号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（毛利純雄君） 日程第7、議案第52号、令和5年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第53号、令和5年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第54号、令和5年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第55号、令和5年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第56号、令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議案第57号、令和5年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第13、議案第58号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第14、議案第59号、令和5年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、日程第15、議案第60号、令和5年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について、日程第16、議案第61号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分について、以上の議案10件を一括議題といたします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第52号、令和5年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第61号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分についての各会計決算の認定及び剰余金の処分に係る10議案について、提案理由を申し上げます。

議案第52号から議案第59号までの8議案につきましては、一般会計をはじめとする各会計における令和5年度決算を監査委員による決算審査意見書を付して提出するもので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

まず、議案第52号、一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は175億176万6,188円、歳出総額は164億6,293万8,207円で、歳入歳出差引額は10億3,882万7,981円となっております。この中には、繰越明許費として令和6年度へ繰り越すべき財源2億721万2,663円が含まれていますので、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額は8億3,161万5,318円となるものであります。

歳入の主なものは、収入済額の多い順に申し上げますと、市税44億6,231万5,204円、地方交付税40億3,588万2,000円、国庫支出金21億7,104万3,980円、県支出金13億3,511万6,858円、繰入金9億9,308万9,586円、繰越金9億8,773万3,504円、寄附金7億9,471万9,659円、地方消費税交付金6億8,265万1,000円、市債6億3,653万3,000円などとなっております。

一方、歳出の主なものにつきましては、支出済額の多い順に申し上げますと、土

木費18億2,285万6,057円、総務費18億1,945万9,795円、公債費15億7,141万6,437円、諸支出金14億5,575万1,586円、教育費13億8,388万3,012円、衛生費8億8,079万9,918円、農林水産業費8億2,640万25円、商工費7億2,423万7,877円などとなっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

議案第53号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は29億5,315万4,320円、歳出総額は28億2,888万4,608円で、歳入歳出差引額は1億2,426万9,712円となっております。

歳入の主な内訳といたしましては、県支出金21億1,836万3,838円、国民健康保険税5億1,514万6,764円、繰入金2億312万3,416円などとなっております。

一方、歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費20億7,692万9,951円、国民健康保険事業費納付金6億6,692万7,004円などとなっております。

議案第54号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は4億3,898万2,248円、歳出総額は4億3,856万8,648円で、歳入歳出差引額は41万3,600円となっております。

歳入の主な内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料3億5,527万7,500円などとなっております。

一方、歳出の主な内訳といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金4億3,489万8,403円などとなっております。

議案第55号、農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は264万3,042円、歳出総額は166万4,859円で、歳入歳出差引額は97万8,183円となっております。

歳入の主な内訳といたしましては、基金繰入金150万円、共済掛金113万1,000円などとなっております。

一方、歳出の主な内訳といたしましては、共済諸費89万5,359円、総務管理費76万6,500円などとなっております。

議案第56号、公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は4億7,478万2,270円、歳出総額は3億7,478万2,270円で、歳入歳出差引額は1億円となっております。

この中には、繰越明許費として令和6年度へ繰り越すべき財源1億円が含まれていますので、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額はゼロ円となるものであります。

歳入の主な内訳といたしましては、市債3億5,500万円、国庫支出金1億円などとなっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、公共用地先行取得事業費3億7,478万2,

270円となっております。

続いて、公営企業会計の決算について申し上げます。

議案第57号、水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、水道事業収益7億9,999万9,533円に対し、水道事業費用7億799万833円で、9,200万8,700円の利益となりますが、損益計算は消費税抜きの計算となっておりますので、消費税調整後の純利益は6,919万1,805円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入額1億9,922万5,015円に対し、支出額2億9,412万5,871円で、9,490万856円の収入不足となっております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,881万871円、過年度分損益勘定留保資金7,608万9,985円で補填しております。

議案第58号、公共下水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益12億2,518万6,373円に対し、下水道事業費用11億4,759万4,001円で、7,759万2,372円の利益となりますが、損益計算は消費税抜きの計算となっておりますので、消費税調整後の純利益は7,352万6,212円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額4億3,771万1,607円に対し、支出額9億1,144万323円で、4億7,372万8,716円の収入不足となっております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,116万107円、過年度分損益勘定留保資金1,523万3,301円、減債積立金取崩額9,400万円、当年度分損益勘定留保資金3億5,333万5,308円で補填しております。

議案第59号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、水道事業収益2億232万8,319円に対し、水道事業費用1億7,643万4,904円で、2,589万3,415円の利益となりますが、損益計算は消費税抜きの計算となっておりますので、消費税調整後の純利益は2,367万5,967円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額52万9,500円に対し、支出額3,468万5,346円で、3,415万5,846円の収入不足となっております。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金3,240万2,514円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額175万3,332円で補填しております。

議案第60号、令和5度あわら市水道事業会計剰余金の処分については、令和5年度決算に係る剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

当年度未処分利益剰余金6億761万1,054円のうち、建設改良積立金に6,900万円を積み立てるものであります。なお、残額5億3,861万1,054円については、翌年度繰越利益剰余金として次年度に繰り越すこととしております。

議案第61号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分については、令和5年度決算に係る剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

当年度未処分利益剰余金1億4,178万6,562円のうち、減債積立金に1億4,100万円を積み立てるものであります。なお、残額78万6,562円については、翌年度繰越利益剰余金として次年度に繰り越すこととしております。

以上、10議案につきましてご審議いただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） ここで、上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっております議案第52号から議案第61号までの10議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

ここで、杉本代表監査委員の退席を許可します。お疲れさまでした。

（杉本代表監査委員 退席）

◎議案第62号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第17、議案第62号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第62号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

議案第62号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第5号）につきましては、あわら観月の夕べ開催に係る経費195万円を追加し、補正後の予算総額を159億4,236万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、商工費の観光費で、あわら観月の夕べ事業補助金195万円を計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金で、ふるさとあわらサポート基金繰入金195万円を計上しております。

以上、よろしくご審議いただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。
- 議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第62号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。
- 議長（毛利純雄君） これより討論、採決に入ります。
- 議長（毛利純雄君） 議案第62号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。
- 議長（毛利純雄君） これより、議案第62号を採決します。
- 本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

- 議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。
- 賛成全員です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第63号から議案第65号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

- 議長（毛利純雄君） 日程第18、議案第63号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第6号）、日程第19、議案第64号、令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議案第65号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上の議案3件を一括議題といたします。
- 議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。
- （「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

- 市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第63号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第6号）から議案第65号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）までの3議案について、提案理由を申し上げます。

議案第63号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億7,244万7,000円を追加し、予算の総額を161億1,480万7,000円とするものであります。

まず、歳出の主なものをご説明いたします。

民生費では、障害者福祉費で、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金など983万4,000円、児童福祉総務費で、子どもの遊び場整備に係る設計業務委託料8

00万円、こども計画策定支援業務委託料420万円、こども園費で、認定こども園運営費負担金返還金など1,235万円、放課後子どもクラブ費で、放課後子どもクラブ支援員補助業務委託料1,200万円、生活保護扶助費で、生活保護費国庫負担金返還金など2,431万5,000円を計上する一方で、老人福祉総務費で、坂井地区広域連合負担金2,913万円を減額しております。

衛生費では、予防費で、予防接種委託料4,830万6,000円、新型コロナウイルス対策費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金など2,309万6,000円を計上する一方で、環境衛生費で、坂井地区広域連合負担金481万3,000円を減額しております。

商工費では、観光費で、観光タクシー運行委託料520万円を計上しております。

土木費では、住宅総務費で、木造住宅耐震改修促進事業補助金1,440万円を計上しております。

教育費では、文化振興費で、金津創作の森に係るトイレ改修工事835万8,000円、体育施設費で劔岳グラウンドに係る測量業務委託料470万円を計上しております。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費で、林業施設災害復旧工事570万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金1,434万8,000円、県支出金2,050万7,000円、繰入金1,142万4,000円、繰越金7,186万8,000円、諸収入4,939万8,000円などを計上する一方、分担金及び負担金で、中学生給食費無償化に伴う教育費負担金933万3,000円を減額しております。

次に、債務負担行為につきましては、ふるさと納税事務支援業務を追加しております。

地方債の補正であります。林業施設災害復旧事業170万円を追加するほか、臨時財政対策債については、所要の変更を行っております。

議案第64号、令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ827万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億277万8,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の一般管理費で、郵便料166万1,000円、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金649万4,000円などを計上しております。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で661万6,000円、県支出金の保険給付費等交付金で、特別調整交付金257万3,000円を計上する一方、繰入金では、一般会計繰入金91万1,000円を減額しております。

議案第65号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の営業費用で、マンホール周囲補修工事200万円を計上しております。

以上、3議案につきましてご審議いただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第63号から議案第65号までの3議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたします。

◎議案第66号から議案第68号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（毛利純雄君） 日程第21、議案第66号、あわら市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22、議案第67号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第23、議案第68号、あわら市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定について、以上の議案3件を一括議題といたします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第66号、あわら市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第68号、あわら市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定についての3議案の提案理由を申し上げます。

議案第66号、あわら市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、引用する条項を改めるものであります。

議案第67号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険法の一部が改正され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、国民健康保険被保険者証の返還に係る規定が廃止されることから、所要の改正を行うものであります。

議案第68号、あわら市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定については、工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用すべき緑地面積率等に係る準則を定めるため、条例を制定するものであります。

以上、3議案につきましてご審議いただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第66号から議案第68号までの3議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

◎散会の宣言

○議長（毛利純雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、9月5日は午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

(午前10時22分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第123回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

令和6年9月5日（木）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（延 会）

出席議員（15名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
12番	八木秀雄	13番	笹原幸信
14番	山川知一郎	15番	北島登
16番	卯目ひろみ		

欠席議員（1名）

11番 山田重喜

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、15名であります。

11番、山田重喜君から欠席の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、堀田あけみ君、7番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（毛利純雄君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇木下勇二君

○議長（毛利純雄君） 通告順に従い、4番、木下勇二君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、4番、木下勇二、一般質問をさせていただきます。

私のほうから、今回、人生100年時代において、高齢者が生き生きと生活できる環境づくりのための施策についてお伺いします。一問一答方式で行いますので、よろしくお願ひいたします。

高齢期を健康で生き生きと暮らすことは、本人や家族、また社会にとって大きな関心事であります。現在、日本の平均寿命は、2022年の厚生労働省の統計によれば、男性が81.05歳、女性が87.09歳となっております。また、日本は世界的に見ても健康寿命が長い国と知られており、2023年の世界保健統計によれば、日本の健康寿命は男性が72.6歳、女性が75.5歳であり、世界第1位の健康寿命を誇っております。

このように、高齢化が進む中、健康で生活できる期間を増やし、高齢者が生きがいを持って生活できるよう行政と市でできることがあると考え、4項目に絞って質問させていただきます。

まず1点目、介護予防や健康づくりのボランティア活動に積極的に参加する高齢者を増やし、社会貢献を促すための支援策についてお伺いします。

具体的には、令和6年度において、DX関連新規事業予算としてデジタル通貨発行業務委託料、290万3,000円余りの予算が計上されております。これは、福

井県のデジタル地域通貨「はぴコイン」を市民の行動変容を促すために行政ポイントとして付与することで、市民のボランティアイベントの参加、歩くことをテーマとした健康づくりなど、市の進める施策の推進を図るとともに、新幹線開業時の観光誘客の手段としても活用するもので、転入、空き家無料相談、移住者交流会、口座振替、妊娠8か月相談についても、それぞれポイントを付与するものであります。

この制度をさらに拡充して、高齢者の健康維持と生きがいづくりのために、介護予防や健康づくりのボランティア活動に参加する高齢者に対し、積極的な働きかけとして、はぴコインのようなデジタル通貨を付与することで、ボランティア活動の促進、ひいては社会貢献につながるのではないかと考えます。ぜひとも令和7年度に事業化できないかご検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 市では、介護予防や健康づくりに対するボランティア活動に取り組む方をサポーターとして養成し、様々な活動に参加していただいております。

具体的には、生活介護支援サポーターに29人、フレイルサポーターに34人、健康づくりサポーターに47人の市民の方が登録され、それぞれの分野において、住み慣れた地域での生活を望む高齢者が自立した暮らしを送れるよう支援活動を行っています。また、この支援活動を通じて、サポーター自身の介護予防を図ることも目的としています。さらに、認知症サポーターについては2,116人の市民の方々が登録され、独り歩き高齢者への声かけや地域の認知症高齢者の見守りを行っています。

このような支援活動を行うため、それぞれのサポーターは養成講座や研修を受講し、介護予防に関する知識や認知症高齢者との接し方などを習得していただいております。また、これらの支援活動には謝礼や手当が支給されますが、一般のボランティア活動とは異なり、事前の講習や研修が必要になるため、支援活動の参加へのハードルを下げる工夫が必要であると感じています。

サポーター登録や養成講座の受講方法など、より参加しやすい仕組みづくりを検討することと併せ、はぴコイン等のデジタル通貨によるポイントの付与についても、ボランティアへの積極的な参加を促す手段として、導入に向け、他市町の先進事例などを参考にしながら検討してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問させていただきます。

はぴコイン等のデジタル通貨によるポイント付与について、他市町の先進事例などを参考にしながら検討するとのご答弁でありましたが、導入を検討する上での課題や検討スケジュールについてお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） はぴコイン等のデジタル通貨の付与は、現在、ボランティアイベントに参加した際に、事前に作成した専用の二次元コードをイベント会場にて対面で読み取っていただいたり、メールや郵便で二次元コードを送付し読み取っていただくことでコインが付与される仕組みです。生活介護支援サポーター等のボランティア活動は、ご家庭や施設を訪問するなど特定の会場で行われないものもあるため、ポイント付与の方法について十分検討する必要があると考えています。

また、導入に向けましては、まだ具体的なスケジュールは定まっておりませんが、今後、県内外の市町の先進事例などの情報収集を行うことから始めまして、ボランティア活動の積極的な参加に向けた調査研究を進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問をさせていただきます。

ボランティア活動の参加ハードルを下げる工夫が必要とのご答弁であります。具体的にどのような策を考えているのかお伺いします。また、その施策の導入時期はいつ頃を目標としていますか、お伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 介護予防や健康づくりに対するボランティア活動では、事前に養成講座や研修を受講していただいておりますが、この研修は市の指定した会場において、一定期間講義を聴講したり実技指導を受けたりと、ボランティアとして活動に参加するまでに時間を要します。参加を希望される方の中には、この点を負担に思い、ちゅうちょされる方もいらっしゃいます。このため、在宅でできる事前学習を取り入れるなど、研修時間の短縮を図る方法等を検討していきたいと考えています。

また、導入時期につきましては、各種ボランティアの講座、研修内容などを勘案しながら進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 次に、2点目として、市のデジタル推進委員の活動についてお伺いします。

高齢者へのデジタル技術の普及はますます重要となっておりますが、総務省の発表によりますと、約2,000万人の高齢者がスマートフォンを使えないとされております。このような状況を踏まえ、デジタルに不慣れた高齢者の方々に対する支援体制の強化についてお伺いしたいと思います。

具体的には、スマートフォンの基本操作や交流サイト（SNS）、インターネットの使い方、オンラインによる行政手続など、丁寧に指導するデジタル推進委員の配

置拡大が必要と私は考えるわけであります。この推進委員は、一般の応募者のほか、所属企業、団体が応募し任命されるものであり、国や自治体を実施する地域の講習会などで活動します。政府の総合戦略でも、2027年度までに推進委員を5万人に倍増する方針を示されておりましたが、今年3月、既に達成したところであります。あわら市においても、行政手続のデジタル化により業務の効率化にもつながるメリットがあるため、デジタルに不慣れな高齢者の方々に対する支援体制の強化が必要であると考えられるわけであります。

そこで、あわら市にはデジタル庁から任命された推進委員は何人いらっしゃるのかお伺いします。そして、その方々が今どのような活動を行っているのかお伺いします。さらに、デジタル推進委員の増員も含めて、今後の高齢者支援の対応策について併せてお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) デジタル庁が任命するデジタル推進委員は、デジタル機器やサービスに不慣れな方に対しまして、きめ細やかなサポートを行うことによって、デジタル社会の利便性を誰一人残さず享受できるよう社会全体で取り組むために国が推進している制度でございます。

あわら市内におけるデジタル推進委員の数は、デジタル庁に確認したところ、公表していないとのことで全数は把握しておりません。市が把握しているデジタル推進委員としては、あわら市スマホ・タブレットよろず相談所で活動している6名のシニアスマホアンバサダーの方が任命をされております。

このあわら市スマホ・タブレットよろず相談所は、令和4年の7月から毎週水曜日の午前中に開設をいたしており、デジタル機器、特にスマートフォンに不慣れなシニア層、高齢者の方などに対しまして、その人の理解度に合わせ、寄り添う形でサポートを行っております。これまで延べ510人の方にご利用いただいております。デジタル分野においても市民同士が助け合う共助の取組が芽吹き始めていると感じております。この取組につきましては、8月10日の福井新聞に「スマホ懇切指南、好評」との見出しで記事に取り上げていただいたところであります。

そのほか、デジタルに慣れるための取組として、市の公民館ではデジタルに関する講座を開催しており、令和5年度には11回実施し、延べ124人の方にご参加をいただいております。さらに、先ほどご答弁申し上げましたウォーキングイベントではピコインの配布では、健康増進はもとより、高齢者の方がデジタルに触れるきっかけになるとも考えており、これらの取組を通じまして、高齢者の方がデジタル社会に少しでも慣れていただけるよう努めてまいります。

また、議員ご指摘のとおり、デジタルに不慣れな高齢者の方を支援していくことは、あわら市が目指す「暮らしやすく幸せを実感できるまち スマートシティあわら」の実現に向けまして、大変重要なことだと認識をしております。

今後につきましても、引き続きスマホ・タブレットよろず相談所や、イベント、

公民館講座を通じましてデジタルに不慣れな方への支援を行っていくとともに、さらに多くの方にデジタル推進委員になっていただき、市全体へ市民同士が助け合う取組を広げていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問をさせていただきます。

支援活動の評価と効果測定として、これまでのあわら市スマホ・タブレットよろず相談所の利用者数が510人とのことでしたが、利用者からのフィードバックや活動の効果測定は行っているのですか、お伺いします。また、活動の成果をどのように評価しているのか、改善点や今後の課題についてお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 相談後に実施しているアンケート調査では、令和4年度、5年度とも9割近くの方が「満足している」とのご回答があり、利用者からは「ぜひ継続してほしい」、「本当に感謝している」、「スマホが楽しくなった」との声もいただいているところでございます。また、幾つかの自治体から取組についての問合せがあることから、先進的な取組になっていることを評価しております。

今後は、さらに認知度を高めていくことで利用者の増加を図っていききたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問をさせていただきます。

デジタルデバインドへの対応策として、デジタルに不慣れな高齢者の支援が重要と認識されているとのことでしたが、特にデジタルデバインド、デジタル格差の解消に向けた具体的な対応策はどのように考えているのかお伺いします。

また、地域間や世代間のデジタル格差を是正するための取組についてもお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） まずは、スマホ・タブレットよろず相談所や公民館講座を実施することで、デジタル格差の解消に努めているところでございます。

なお、スマホ・タブレットよろず相談所は、市役所での相談ではなく、スーパーに出向いてのキャッシュレス決済のサポートや、老人会や集会の総会などの集まりにも併せて実施することも可能となっております。市広報紙、ホームページやSNSで周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問をさせていただきます。

市民への周知、啓発活動として、スマホ・タブレットよろず相談所や公民館講座の利用促進のためにどのような広報啓発活動を行っているのか、具体的な取組についてお伺いします。また、これまでの広報活動の効果測定が行われているのか、その結果についてもお伺いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 今年度は、市広報紙、ホームページ、SNSでの周知だけでなく、市内の主要銀行や郵便局、スーパーなどにもチラシの配布を依頼し、周知しているところでございます。

よろず相談所利用者の流入経路としては、広報紙が37%、市役所で相談を見たという方が22%、チラシ18%の順となっております。よろず相談所に来られる方の多くが高齢者ということから、広報紙での周知が有効だと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 次に、3点目の質問といたしまして、人生100年時代に対応するための公共インフラ整備についてお伺いいたします。

人生100年時代を迎えるに当たり、高齢者が安心して生活できるインフラを整備することがますます重要となっております。特に、高齢者が安全に移動できる歩道や道路の整備、また、高齢者が日常生活で利用する施設や医療機関へのアクセスを向上させるための公共交通機関の充実が求められています。

あわら市では、高齢者の外出移動を支援するための歩道や道路整備に加え、公共交通機関の充実のためにどのような施策を行っているのか。今後、新たに取り組む予定の事業があれば、その計画と進捗状況についてお伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） まず、高齢者が安心して生活できる環境整備のためにどのようなインフラ整備を進めているのかとの質問にお答えをいたします。

道路を新たに整備する場合や既存の道路を改良する場合には、国土交通省が策定しております道路の移動等円滑化に関するガイドラインに基づきまして、歩道の横断勾配を緩くしたり、車道との段差を小さくするなど、高齢者を含むあらゆる方が安全で円滑に移動できるようユニバーサルデザイン化を図っております。例えば、JR芦原温泉駅周辺に整備した交通広場や東西自由通路などについても、このガイドラインに基づき、高齢者や車椅子の方も利用しやすい道路となっております。一方、道幅の狭い道路では、門型側溝整備や外側線の引き直しなどによりまして路肩を拡幅し、歩きやすい歩行空間の確保に努めております。

次に、高齢者が日常生活で利用する施設や医療機関へのアクセスを向上させるための取組でございますが、あわら市乗り合いタクシー事業がございます。この乗り

合いタクシーは、市内全地区や医療機関、商業施設、公共施設など338か所に設置された停留所間の移動に利用することができまして、65歳以上の高齢者には利用料金の割引がございます。

さらに、75歳以上の高齢者については、200円の追加料金を支払うことで自宅付近の最寄りの停留所から自宅まで乗車できるあわらし乗り合いタクシー高齢者支援助成事業を実施しております。

また、新たな取組として、スマートフォンを利用した予約アプリの導入に加え、一部の停留所からではありますが、坂井市への広域的な移動もできるよう、交通事業者を交えまして運用に向けた協議を始めております。

そのほかにも、鉄道においては、パピラインふくい・芦原温泉駅のエレベーター設置を支援したほか、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅のホームにスロープを設置するバリアフリー化についても現在協議を行っております。

路線バスにおいては、昨年10月より9時から15時までの時間帯で京福バス東尋坊線の路線変更が実施された際に、市からの要望によりまして、木村病院前の停留所が新たに設置されております。

今後も、高齢者を含めた市民の皆様が利用しやすい道路整備や公共交通の充実に向け取り組んでまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問をさせていただきます。

道路のユニバーサルデザイン化や乗り合いタクシーの利用促進策について詳細な説明をしていただき、これらが高齢者の方々にとって重要なインフラであることを再認識しました。しかし、幾つかの点についてさらに詳しくお伺いしたいと思います。

まず、道幅が狭く、改良が難しい地域についても対策が講じられているとご答弁ですが、そのような狭い道路の周辺に住む高齢者の方々から具体的にどのようなフィードバックが寄せられているのかお伺いします。また、それを反映するため、今後の具体的な計画があるかお伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 土木部理事、松井義弘君。

○土木部理事（松井義弘君） インフラ整備に対するフィードバックとしまして、高齢者の方々からは具体的な意見は寄せられておりませんが、地区代表の声としまして、区長から整備に対する安堵の声とさらなる整備のご要望を受けております。

道路の整備については、限られた財源の中、高齢者を含む市民の皆様のご要望にこたえていくよう、地域のバランスも考慮しながら、安全・安心に通行できるよう計画的に整備を進めてまいりたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問をさせていただきます。

次に、乗り合いタクシーの利用に関して、スマートフォンを活用した予約アプリの導入についてお伺いします。

高齢者の中には、スマートフォンを持っていない方や、操作に不慣れな方もいらっしゃると思います。このような方々がスムーズに利用できるようなサポート体制や予約方法の代替手段があるのか、具体的な取組についてお伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢者の中にはスマートフォンを持っていない方や操作に不慣れな方もいらっしゃいます。スマートフォンをお持ちでない方に対しては、従来どおり電話予約も残す予定でございます。また、操作に不慣れな方につきましては政策広報課とも連携し、市役所でのスマホ・タブレットよろず相談所を含め説明会を開催することを考えており、市といたしましても高齢者の方々がスムーズに利用できるようサポートしていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問をさせていただきます。

次に、坂井市への広域的な移動の運用協議を始めているとのご答弁でありましたが、広域移動が可能になることで高齢者の生活の質にどのような変化が期待されているのか、その具体的な見込みについてお伺いします。また、坂井市への広域的な乗り入れをどの地域と考えているのか、併せてお伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えいたします。

坂井市などへの広域的な移動が可能になることで、特に既存の公共交通機関が利用しづらい地区の高齢者の方などにとっては、主治医のいる市外病院への通院のほか、市外施設への移動が容易となります。広域的な移動が可能となることで、生活する上での行動範囲が広がり、外出する機会が増えるものと考えております。また、外出が増えることにより、高齢者のフレイル予防や健康増進にもつながると考えております。

次に、坂井市への乗り入れの地域につきましては、坂井市とは隣接しているところもございまして、あわら市内の地区でも生活圏が坂井市という地区もございまして、利便性のよい地域への乗り入れを考えますと、高齢者を含めたあわら市民が利用している坂井市の施設など、現状を総合的に把握する必要がありますので、既存の公共交通機関とのバランスを考えた上で、速やかに乗り入れが実現できるよう継続して取り組んでいきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 最後に、私が質問した以外で、市として高齢者が生き生きと安心して生活していくために何が必要と考え、今後どのような方向性で支援していくのか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 今後、どのような方向性で支援をしていくのかというご質問にお答えをしたいと思います。

本市の令和6年4月1日時点の65歳以上の高齢者人口は9,236人で、総人口に占める割合が34.9%と高齢化が進む中、市では、あわら市高齢者福祉計画に基づき、高齢者支援の各種施策に取り組んでおります。

この計画には二つの目標がございます。目標の一つ目は、いつまでも自分らしく健康に暮らせるまちづくりでございます。高齢者が趣味、生きがいを持つことで介護予防や日常生活の自立につながることから、介護予防教室や社協や住民主体による地域サロン活動を通じまして、通いの場の提供はもちろんのこと、地域サロンの運営の担い手としても活躍できるような支援を行っております。介護予防教室は、専門の事業者やボランティアサポーターなど、様々な方々の協力をいただき開催しております。令和5年度には、すこやか教室を66回、脳活性化教室を43回、健康音楽体操教室を160回開催しており、今後もより多くの方々に参加いただけるよう、普及啓発に努めてまいります。

また、令和6年度から保健師等の専門職が一人一人の健康状態に応じた健康相談や保健指導を行うとともに、介護予防教室などの通いの場においても生活習慣病予防に取り組んでおります。

目標の二つ目は、高齢者が住みやすいまちづくりでございます。現在、介護サービスの提供だけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活などの幅広い支援を地域全体で行い高齢者を支える、いわゆる地域包括ケアシステムの充実に取り組んでおります。その中でも複雑化、多様化した相談については、令和5年4月に新たに設置しました福祉まるごと相談室を中心に支援を行ってございまして、令和5年度には延べ347件の方々にご利用をいただきました。一つ一つの案件に対して、福祉まるごと相談室をはじめ、地域包括支援センターの社会福祉士や保健師などの専門職のほか、民生委員、福祉推進委員、社会福祉協議会、医療機関や介護事業所など、各関係機関と連携し対応しております。

近年の多様化する課題の解決には、行政からの支援に加え、住民が共に支え合うことが大変重要であるとも考えております。今後も人と人、人と地域のつながりを大切にして、誰一人取り残さないまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

- 4番（木下勇二君） 本日は、人生100年時代に向けた、高齢者が生き生きと生活できる環境づくりの様々な施策について一般質問をさせていただきました。私たちの地域社会がますます高齢化する中で、安心して活力ある暮らしを送ることができるよう、市長、引き続き市民の声に真摯に耳を傾け、市が進めるさらなる支援策や施策についてご期待申し上げる次第であります。

以上で私の一般質問を終わります。

◇八木秀雄君

- 議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、12番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

- 12番（八木秀雄君） 議長のお許しがありましたので、12番、八木秀雄が一般質問をさせていただきます。

放課後児童クラブは、児童福祉法における放課後児童健全育成の事業の通称です。保護者が共稼ぎ等により昼間は家庭にいない小学生を預かり、その遊び場と生活を支援し、健全育成を行っています。森市長の選挙公約でございます少子高齢化に挑み、努め、あわら市で住み、子どもを預かり、よりよい環境で支援することが大切と思います。

それでは、放課後児童クラブのあわら市の概要と課題について、事業の内容、目的について答弁を願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

- 健康福祉部長（山田佳子君） 事業の内容、目的についてはどうかについてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブとは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業とされております。

また、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、その支援は、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的としなければならないとなっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

- 12番（八木秀雄君） それでは、一問一答方式で再質問をさせていただきます。

あわら市は、健全な育成を図る事業をどのように実施しているか、ご質問いたし

ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) あわら市では、低学年の利用率が50%を超えることを鑑みまして、放課後は学校教育の延長であると考え、なるべく学校生活の関係性を維持できるよう、特に利用児童数が多い芦原子どもクラブ、金津子どもクラブ、夏休みにおける中央子どもクラブでは、学年単位の集団生活を基本としております。また、宿題や学習をする時間、自由に遊ぶ時間など、おおよそのスケジュールを各クラブにおいて設けております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 二つ目に、現状のクラブの数及び児童数、登録児童の規模別の状況についてお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 現在あわら市では、7小学校区、8つの子どもクラブを開設しております。

まず、金津小学校1、2年生を対象としている金津子どもクラブは、児童約160名のうち約100名が平日利用の登録をし、常時90名程度が利用しております。同じく、金津小学校3年生以上を対象としている中央子どもクラブは、児童約330名のうち約50名が平日利用の登録をし、常時40名程度が利用しております。伊井小学校区の伊井子どもクラブでは、全校児童約70名のうち35名程度が平日利用の登録をし、利用しております。金津東小学校区の金津東子どもクラブでは、全校児童約100名のうち約30名が平日利用の登録をし、利用しております。細呂木小学校区の細呂木子どもクラブでは、全校児童約80名のうち約30名が平日利用の登録をし、利用しております。芦原小学校区の芦原子どもクラブでは、全校児童約230名のうち約100名が平日利用の登録をし、常時90名程度が利用しております。本荘小学校区の本荘子どもクラブでは、全校児童約140名のうち約30名が平日利用の登録をし、利用しております。最後に、北潟小学校区の北潟子どもクラブでは、全校児童約50名のうち15名程度が平日利用の登録をし、利用しております。

また、夏休みなど、長期休業中における利用登録者は全体で2割ほど増加します。なお、1年生から3年生までの低学年では半数以上が利用登録をしており、高学年の割合についても年々増えている状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、再質問させていただきます。

今、部長の答弁で年々状況が増えているという回答がございました。それで、そ

の原因について、何がその原因かということで、教育長にご答弁を願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 放課後児童クラブの増加数につきましては、いろんな家庭の事情がありますので一概には申し上げられませんが、例えば核家族化、あるいは共働きの増加、または3世代同居であったとしても祖父母が就労している、そういった家庭が増加しているんじゃないかというふうに考えられます。

また、夏休みなどの長期休業中の増加につきましては、少子化などによりまして、地域で遊べる友達が少ないこと、あるいは子どもが日中、安全に安心して過ごせる居場所、それを保護者が求めているんじゃないかというふうに推測されます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 再質問ですね。

教育長に今のご説明を聞きました。なぜ今教育長に振ったかといいますと、やはり学校教育ですね。これは教育委員会が把握しているということで、今、児童クラブということで放課後児童クラブということで、今、教育委員会としてね、やはり学校施設を利用しているところがたくさんございます。増えているということで、どのような、やはり教育委員会として対応しなければならないかという質問です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 放課後児童クラブのニーズの増加につきましては、教育委員会も把握しているところでございます。その放課後児童クラブの場所として、学校あるいは公民館など、施設を利用しているところが多くございますので、例えば、スペースが不足する場合などにつきましては、安全面、それから管理面といったことも十分考慮しながら協議していきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、福祉部長はどのような対策を考えていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 子どもクラブとしましては、子育て支援対策の一環としまして、利用希望があれば極力受け入れたいと考えております。その受入れ体制を整えるとともにスペースが不足する事態となった場合には、使用させていただいています小学校等にその都度協力を仰ぎたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、三つ目の施設場所の状況についてお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） クラブ実施場所については、金津、細呂木、芦原、本荘、北潟の5クラブが旧幼稚園舎や空き教室を利用しております。また、公民館で実施しているクラブは中央と伊井の2クラブ、社会福祉法人に委託し、その法人の認定こども園の余裕スペースで実施しているクラブは金津東の1クラブとなっております。

なお、国が示す児童1人当たりの基準面積は1.65㎡とされておりまして、全てのクラブにおいてその基準を満たしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 再質問ですね。

児童クラブの数と児童数の答弁がございました。長期休業に入る登録の割合が増しているという現状でございます。児童活動場所を拡充、改善する必要があると思っておりますが、ご検討なされていきますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 現在は、繰り返しとなりますが、全ての子どもクラブにおいて必要とされている国の基準面積は確保されておりますが、よりよい運営をしていく上では、児童の活動場所等の環境について検討していく必要性はありと十分認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 四つ目ですね。

支援員と補助員の数と役割、職務内容についてお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 委託している1クラブを除いた7クラブで最低限必要と考えている配置人数23人に対し、個々の勤務日数は異なりますが、平日総勢30名を会計年度任用職員として雇用しております。放課後児童クラブ従事者の資格については放課後児童支援員として法定化されておりまして、現在19名の資格者がおります。資格を持たない職員は11名おり、補助員として業務に従事していただく傍ら、県が実施いたします支援員認定資格研修を計画的に受講し、資格を取得していただくよう働きかけを行っております。

なお、長期休業中や様々な加配要員、勤務シフト調整などで支援員等が不足する場合は、シルバー人材センターに人員派遣をお願いしているところであり、人員確保が慢性的な課題となっております。

また、支援員の役割や職務内容については国がガイドラインを示しており、子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意し、

大きく七つの内容となっております。具体的には、まず一つ目、子どもの安全の確保、情緒の安定を図ること。二つ目に、学びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。三つ目、子どもの宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。四つ目、基本的生活習慣を身につけさせること。五つ目、家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。六つ目に、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについて対応を図ること。最後、七つ目に、その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこととされております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今、ご答弁の中でね、人材確保が慢性的な課題となっているという答弁がございました。この解決する対応策等はございますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 会計年度任用職員という性質上、通年で市のホームページやハローワークなどで支援員等の募集をかけています。このほか、個別で直接声かけなどをして何とか配置基準を満たしている状況ではあります。

会計年度任用職員の処遇につきましては、勤務状況に応じ、期末勤勉手当等の支給がされておりますが、現時点では人材確保の課題を解決できるような具体的な対応策等は見いだせていない状況であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、五つ目ですね。

支援員、補助員の待遇についてお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 支援員は会計年度任用職員として雇用しておりまして、支援員の時給が1,060円、補助員が時給1,030円となり、勤務時間等によって期末勤勉手当が支給されています。そのほか、各種休暇などの待遇等につきましては、この制度に基づく運用となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、六つ目ですね。

児童向けICTの導入はあるのか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 子どもクラブでは、昨年度、学童保育向けICTシステムを導入し、主にアプリによる保護者連絡機能やQRコードによる児童の出欠管

理と支援員の出退勤管理として活用しているところです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、再質問ですね。

活用している効果はあるのか、また拡張、拡充はあるのか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 効果につきましては、非常に効果の大きい点として、まず、児童の欠席連絡におきまして、電話対応による手間が保護者側、クラブ側と共に簡素化されました。また、児童の入退室管理において、その状況を保護者が登録したメールに送信されるため、保護者の日々の安心感に寄与できていると考えております。

拡張につきましては、有料の機能となりますが、口座振替代行やシフト管理、動画配信機能などがありますが、現在のところ利用の予定はございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、七つ目ですね。

児童クラブ員の保護者との定期的な意見、相談体制についてお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 児童同士のトラブルやけが等に関する事など、保護者へ直接伝達すべき内容については、事案の大小にもよりますが、原則送迎時にお伝えしております。また、配慮が必要と思われる児童につきましては、こども家庭センターと連携しまして対応しているところでございます。

一方、児童の学校生活等の反動によるストレス発散や、異学年混合での受け入れ、さらに、受け入れる児童の多様性への対応や安全の確保に追われておきまして、十分な意見交換、相談体制が取れるだけの支援員が配置できていない状況が課題となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、再質問させていただきます。

今、部長がね、相談体制が支援員不足で、児童の対応においては十分意見交換、相談体制が取れていない現状であると答弁がございました。このことは施設運営、父兄にとって一番重要な課題であります。市の対応はいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 子ども園や小学校と同様に、子どもクラブにおいても保護者が相談や意見交換ができる機会を設けることはとても大事なことであり、そ

のための体制づくりは急務だと考えております。国は、放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁、文部科学省の連名で集中的に取り組むべき対策、放課後児童対策パッケージを児童福祉部局と教育委員会に対し示しております。

様々な課題に対しまして、教育委員会ははじめ関係各課と連携し、今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） それでは、最後に統括的に、市長にちょっとご質問して帰ります。

今、七つの質問をして、本当に詳しく対応とかそんなようなことをいただきました。

それで、市長、やはりあわら市は、これは全国的ですけどね、小さい子どもですね、将来を担う子ども、これがいろんな環境の中でね、今この児童クラブということで、非常に、あわら市もそれにこうやって対応していると。これは今説明を受けました。

それでね、市長ね、やはり、私、いろんな職員の方、それから父兄の方、いろんな方に僕はいろんな話を聞きました。やはりね、まず保護者をね、保護者って、若い方はやはり自分たちが安心・安全でね、子どもたちを預かってくれる児童クラブ、これが一番重要と思います。そこの、要するに今僕はね、声を聞いていますと、やっぱり質ですよ。やはり質と量というのでね。そういうことであって、やっぱりそのニーズですね。これが僕は大事だと思います。

今市長がね、僕は公約という名前を出しましたけど、やはりこう掲げていますよ。若い人たちをやはり育てて、ここに僕は問題があると思いますのでね、あると思います。そういうことで、市長、もっとね、さすがこのあわらというところはね、住みやすいと。預かってくれて、もう本当に心強いんだと。そういうのをね、今、全国的にこの子どもの数が、課題は大体共通していますよ。しかし、この環境でね、何とかこのトップとしてあわらということをね、市長の公約をね、頑張ればね、それは一つのいい成果になると思いますけど、市長、どうですか。お考えを。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 大変力強いご支援をいただきまして、ありがとうございます。

まず、八木議員さん、それから私の年代の者にしてみると、自分たちが子どもの頃の放課後の過ごし方というのは全く違ってきているということは重々認識しております。それで、やはり生活環境、それから社会環境が大きく変わってしまったなという感じはしますけども、それがいいとか悪いとかは別にしまして、現状をしっかり把握する、課題をしっかり掘り起こして、その解決に向けて全力で取り組んでいきたいなど、そんなふうに思っているところでございますので、どうかご支援いただきますようによろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長 (毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。
- 12番 (八木秀雄君) 以上で質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長 (毛利純雄君) 暫時休憩をいたします。なお、再開は10時40分といたします。

(午前10時32分)

-
- 議長 (毛利純雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

- 議長 (毛利純雄君) 12番、八木秀雄君から午前中の欠席届が提出されましたので、これを許可しております。

◇堀田あけみ君

- 議長 (毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、6番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長 (毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。
- 6番 (堀田あけみ君) 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして、6番、堀田あけみ、一般質問をさせていただきます。分割質問分割答弁でさせていただきます。

女性特有の健康維持といたしまして、子宮頸がんワクチンについて質問いたします。

令和2年12月の一般質問で、がん検診の現状と予防対策について質問させていただきました。その中で、女性特有の子宮がん、子宮頸がんについても少し質問させていただきました。

子宮頸がんは、30代から40代と小さな子どもを持つ母親たちの命を奪う病気であることからマザーキラーと呼ばれています。日本でも年間1万人以上の女性が罹患し、約3,000人の方が亡くなっている事実があります。特に最近では、20代から30代での発症が増加しているとのことです。さらに、完治しても子宮摘出という大きなリスクが残ります。そこで、少しでも早い段階での予防が望まれます。国立がん研究センターの発表によりますと、10年後の生存率ではステージ1では89%であるが、ステージ4では20.2%まで下がると示しています。

やはり、何に対してもそうですが、早期発見が重要であると同時に、子宮頸がんを減らすためには予防対策としましてHPVワクチン接種があります。がんの予防ワクチンがあるのは子宮頸がんだけだと言われています。現在、子宮頸がんワクチンは法定接種対象者として、小学校6年生から高校1年生を対象に無料接種の予診票を同封した通知が郵送されています。しかし、平成9年から平成20年4月1日生まれの方は、積極的接種の差し控えにより接種機会を逃した方がおります。その

期間の方を対象に実施する予防接種をキャッチアップ接種と言います。その方たちへの無償接種が、令和4年4月から令和7年3月までの3年間とされました。その期限が本年度内で切れますこのワクチンは3種類あります。2回、3回の接種ですが、いずれも期間を置いての接種となるので、6か月は必要になります。来年3月までに終わらせるには、9月末までには1回を終わらせなくてはなりません。このことに関し、全国でのアンケート結果では約50%近くの対象者が知らないと回答しております。

そこでお聞きします。福井県がキャッチアップ対象者向けに配布しているリーフレットがあります。9月30日までに受けることで、10万円の接種料金が無料になることを強調しております。あわら市ではまだ接種されていない方への働きかけはどのようにされるのか。今後といってももう9月に入っていますので時間はありませんが、対策はあるのかお聞きします。あわら市では、このことをどのような形で連絡したのか。二つ目、無料でできる状況での実施状況はどうか。三つ目、9月30日に1回目を終わらせなくては有料になることをどの程度周知しているのか。四つ目、6月7日の福井新聞、ほかにも出ておりましたが、このことが掲載されておりましたが、今の若い人は新聞を見ない人が多いので、個別に連絡すべきではないかと思うがどうか。五つ目、相談体制はどうなっているか。

人口減少、少子化問題において、若い女性が命を落とすことは大きな問題であります。きちんと要望することによって未然に防げるなら、しっかりと対応すべきだと思います。

1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 1点目の、キャッチアップ接種についてどのように周知しているかについてお答えいたします。

キャッチアップ接種の対象者への周知については、令和4年6月に17歳から25歳になる766名に対して予診票や説明書を同封し個別に通知しております。また、最終年度である今年5月にも17歳から27歳の840名に対して個別にはがきを送付し接種勧奨を行っております。そのほか、令和4年度から毎年、市の広報紙やホームページなどでキャッチアップ接種の周知を行っております。また、福井県においても、大学生等を対象とした出前講座や高校や大学を通じてチラシの配布など様々な取組を行っております。

次に、2点目の現在の接種状況はどうかについてお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの接種率については、主要施策の成果報告で毎年公表しております。キャッチアップ接種率は、令和5年度は5.5%であり、県の接種率2.9%を上回っておりますが、低い接種率となっております。また、各年齢の累積接種率については、22歳の10.7%から25歳の69.0%と、接種状況に幅がある状況です。さらに、今年4月から7月までの接種状況は、接種者数104名と前

年度と比較し1.5倍に増えている状況であります。令和6年度はキャッチアップ接種の最終年度であること、子宮頸がん予防に関するCMやドラマなどの放映による反響もありまして、接種に関する問合せが増えているところから、9月までに1回目の接種を終える方が例年より増えると思っております。

次に、3点目の、まだ接種されていない人への働きかけはどのようにされるかについてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、接種が完了されていない方に対しては、今年5月に個別にはがきによる勧奨を行っております。はがきには、公費による無料接種の期間が令和7年3月31日までであること、合計3回の接種が必要なため、完了までに最短でも半年かかることなどを明記し、早めに接種するよう呼びかけています。

次に、4点目の、今後の対策は考えているかについてお答えいたします。

子宮頸がんの予防については、ワクチンによる予防と併せまして、子宮頸がん検診が重要となります。従来、20歳を過ぎたら2年に1回、市の子宮頸がん検診を受けることができることから、対象年度に個別で受診券を送付し、受診勧奨に努めております。なお、市独自の取組としましては、40歳以下の若年層の検診料を無料にし、受診しやすい体制を整えております。

最後に、相談体制はどのようになっているかについてお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンを安心して接種できるよう、市こども家庭センターこあらっこに相談窓口を設け、問合せなどに応じております。また、予防接種を実施する県内の各医療機関においても、随時相談できるよう体制を整えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 再質問させていただきます。

5月に個別に配布を終えているということで、これはありがとうございます。他市もそうですね、一番遅いところで6月って聞いております。あと、3月とか4月とかという情報は入っております。また、管理も個別にされているということで安心いたしました。そのほかに、大学とか高校とかいろんな広報をしていただいているということで、ほぼ周知しているのではないかなという、こちら側の感じを受けますが、実際はちょっとどのような状態になっているかは分かりません。

その個別通知ですが、これはあわら市在住の方だけに通知しているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 予防接種は市民対象となるため、住民票のある人に送付を行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) では、他市町では、市外や県外に出ている方にも連絡しているそうですが、県外に出ている人などの対応というのはどのようにしているのですか。

ようか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 住民登録があわら市にあり大学などで県外にいる方に対しましては、本人の申出により県外で接種できるよう希望する医療機関に依頼書を出して対応をさせていただいております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 丁寧に対応していただいているのでありがとうございます。あと、この県外のところで受けた方も、医療機関からの教えが入るということで、管理はできているということですのでよろしいんですね。

では、5月に再勧奨の通知を出したときですが、啓発のため、どのような形で出したのでしょうか。福井県がキャッチアップ対象者向けに配布しているリーフレットには、しつこいですが、9月30日までに受けることで最大10万円の接種料が無料になるということがすごく分かりやすく説明してあります。こういうチラシを利用してはと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 当初は詳しいリーフレットを同封させていただいておりますが、再勧奨につきましては、はがきにより個別に通知をしております。そのはがきには、厚生労働省や市のホームページのQRコードを添付しまして、啓発に努めております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) はがきで対応したということなので、それには厚生労働省のQRコードを添付し啓発しているということで、それはすごくいいことじゃないかなと思います。ただ、私個人としましては、県のリーフレットがすごく分かりやすかったので、多少経費がかかってもすぐに目につくチラシを同封していただきたかったかなと思っております。

5月に通知しました、その後の把握というのはなされていますか。もしなされているのであれば、その接種比率というのはどのぐらいだったのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 対象者が接種した場合は、医療機関から市に対して予診票とともに接種料の請求があるために月ごとに把握できております。5月の通知以降の初回接種者数や接種比率につきましては、8月の集計はまだ出ておりませんので、6月、7月の状況となりますが、接種者数は90人のうち、初回接種者数は72人で未接種者の9.2%の接種率となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 9.2%、なかなか厳しい数字だと思います。

では、まだ接種されていない方への働きかけや今後の対策はあるのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) キャッチアップ接種につきましては、令和4年6月に全ての対象者に対しまして、個別勧奨と併せまして、先ほど申しましたが国のリーフレット等を同封しまして情報提供をしっかりと行っております。この9月には、再勧奨を個別に再び通知させていただいております。接種については、努力義務でありまして、本人の意思により選択するものであるため、現時点では再度の通知は予定しておりません。ただ、国においては、10月以降の子宮頸がん予防ワクチンに関する周知、資材などについて改めて示される予定となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) では、まだ接種されていない方への働きかけは今後の対策としてはないというような、今、返答だったと思うんですけど、私としましては、最後の通知として例えば9月の15日の広報なんかにもう1回チラシを入れるなど、またしていただければありがたいかなと思います。確かに、最後は個人の判断となるわけですが、ワクチンの安全性、重要性を分かりやすくしっかりと情報発信していただければと思います。

続きまして、定期接種対象者への対応についてお聞きします。

定期接種の対象者であります小学校6年生から高校1年生までの方への周知は、予診票を同封して郵送して通知しているようですが、未接種者の対象者へはどのような働きかけをされているのかお聞きします。無料の定期接種は4年間という期限が限定されております。この機会を逃しますと高額な自費負担となります。そこで、ワクチンの有効性や子宮頸がんの罹患状況などを保護者にはどのように周知しているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 通常の定期接種の対応と同じになります。子宮頸がん予防ワクチンの場合は、中学1年生で本人と保護者宛ての連名で個別通知を行っております。再勧奨については、定期接種対象の最終年度であります高校1年生を対象に再勧奨を行っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 日本のワクチン事情は、先進国の中でも最低のレベルのほうに近いと思います。これは島国ということもありますが、国はワクチンに目を向け

ようとしていないのではないかと思います。

その中で、子宮頸がんワクチンについては、接種勧奨を止めたことが過ちであったという反省の下、現在、キャッチアップ接種とワクチン接種の勧奨を再開しております。しかし、相変わらずワクチン接種について国は消極的であり、接種率は高くなっておりません。子宮頸がんワクチンの接種は明らかに若い女性の命を守る政策です。日頃、国は、国民の生命と財産を守ると言いながら、このワクチン接種に関しましては財政的支援だけで、受ける、受けないは自己責任として、ちょっと言い方きついですけど、責任逃れをしているというような感じを受けられます。国がそのような消極的な状況である中、あわら市は若い女性の命を守る行動を積極的に行っていただきたいと思っております。これを願ひまして、一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、二つ目の質問に移らせていただきます。

不登校について。

不登校の問題につきましては、昨年、木下議員がご質問されましたが、この1年で不登校の割合は指数対数的に増えていると思っております。私もこの木下議員への答弁やいろいろな機会で、その対策について、教育長をはじめ関係職員の皆様がいろいろ対応されていることを聞かせていただきました。現場が大変頑張っておられることも分かりましたが、ここ数年の増加の割合は、不登校を増やさない対応だけでなく、増えていく不登校の現実への対応を考えるステージに入っているのではないのでしょうか。今回はその観点から質問させていただきます。

私自身の反省でもありますが、不登校の問題に対して、私も、学校に登校する、これが答えかのように考えていました。学校は、子どもたちが社会に出ていくためにたくさんのことが学べる場所であり、子どもたちが大人になって、社会的に自立できることを教えてくれる場所でもあります。当然、学校へ通うことが生きていくための資質を養う最良の方法だと思っておりますが、中にはどうしても学校に行けない子どももおります。不登校には一人一人の事情があります。精神的な問題や家庭環境の問題、いろいろな要因があろうかと思います。今回は、不登校の児童・生徒の支援の在り方について、不登校児童・生徒が増えても、不登校となっても、真に子どもたちが幸せな人生を送れるように最善の方法について質問させていただきます。

まず最初に、あわら市の不登校の状況をお教えてください。どのような不登校対策を実施されているかをお聞かせください。

三つ目、学校以外で学びの場を提供しているかと思っておりますが、その状況を教えてください。昨年の木下議員の答弁と重なるかと思っておりますので、この1年間で変わった部分を中心に簡潔で結構です。不登校のまま義務教育の学齢期を過ぎた人への支援はあるのかをお教えてください。1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） まず、1点目の不登校の状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、最新のデータとして公表されている令和4年度の全国の1,000人当たりの不登校児童・生徒数によりますと、福井県は全国よりも少なく、さらにはあわら市は福井県よりも少ない状況となっております。また、令和3年度から4年度にかけての1,000人当たりの不登校児童・生徒数の増減は、全国では6人の増、福井県でも5.6人の増と増加傾向となっている一方、本市では横ばいとなっており、今年度についても、現在のところ令和4年度と同じ水準となっております。

次に、2点目の、どのような不登校対策を実施しているのかとのご質問にお答えいたします。

本市では、不登校はどの子どもにも起こり得るという基本認識に立ち、未然防止、初期対応、自立支援の三つの取組を行っており、これらの取組のうち、昨年6月議会での木下議員への答弁以降に拡充されたものについてお答えいたします。

まず、未然防止の取組については、これまで各学校の不登校の担当教員に行ってきた研修を、今年度は教員全体を対象として実施いたしました。研修会では、児童・生徒が授業がよく分かる、学校が楽しいと感じることで、不登校が生じないような魅力ある学校づくりを進めることの重要性を教員全体で再確認いたしました。

次に、初期対応についての取組については、教室の入室に抵抗感を持つ児童・生徒には、相談室等で養護教諭や担任の教諭などが対応していましたが、今年度より市内の小学校と中学校の1校ずつに校内サポートルームを新たに設置し対応しております。これは県の事業であります。専任の支援員がサポートルームで不登校の兆しのある児童・生徒の心のケアを中心とした精神面のサポートを行うことにより、教室に戻ることを後押しができるようにすることを目的としたものでございます。

最後に、自立支援の取組については、不登校児童・生徒の居場所の一つとして、学校外の施設に開設している適応指導教室の職員の勤務時間を今年度より拡充し、体制の強化を図っております。これにより、これまで自宅から外へ出ることができなかった児童・生徒への自宅訪問や保護者との相談にさらに時間をかけて丁寧に対応することができるようになりました。また、この活動を含め、新たに適応指導教室に来ることができるようになった利用者にも対応できるようになりました。なお、適応指導教室から学校に復帰できるようになったとしても普通教室に戻れないときには、先ほど申しあげました校内サポートルームを一時的な受皿として活用するなど連携を取りながら進めております。

次に、3点目の学校以外で提供している学びの場の状況についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会が所管している学校以外の学びの場としては、先ほど申しあげました適応指導教室があります。ここでは、学校に通えない不登校の児童・生徒が家に引き籠もることなく、社会や学校とのつながりが少しでも持てるよう学習支援や登校支援を行っております。

適応指導教室では、一人一人の個性を大切にしながら、まずは一対一での個別対応から始め、様子を見ながら複数人での小集団活動を体験するなど集団での適用を促す取組により、学校に登校できるようになることを目指しております。例えば、適応指導教室が企画するお楽しみ会や遠足等の小集団活動を実施する際には、教室利用者にイベントの企画の準備から運営までの役割を与え、成功体験や達成感を感じてもらうことで、社会性の向上を図っております。これらの活動を通しまして、学校に復帰できるようになった児童・生徒も徐々に増えており、適応指導教室は、不登校児童・生徒への支援において重要な役割を担っております。

次に、4点目の、不登校のまま義務教育の学齢期を過ぎた人への支援はあるのかとのご質問にお答えいたします。

県では、令和8年4月に福井県立夜間中学校を県立道守高等学校内に開校することを予定しております。夜間中学の対象は、様々な理由で義務教育を修了できなかった人や、不登校などのために学校に通えなかった人などで、今からでも学びたいという前向きな気持ちに応えるための学校であります。入学者は、週5日、夜の時間帯に中学校の全教科を学び、卒業時には中学校卒業の資格が得られます。

なお、本市では、昨年度、福祉課内に開設した福祉まると相談室において、義務教育の学齢期を過ぎた人やその家族からの相談もお受けしております。福祉まると相談室では、教育総務課や子育て支援課などの関係課をはじめ、県などが運営する各種相談支援機関、NPOなどと連携し、教育を含めた複雑で多様な相談に応じております。このほか、厚生労働省から事務委託を受けた支援機関であるふくい若者サポートステーションでは、義務教育の学齢期を過ぎた人や職に就いていない若者を対象に自立支援や就労支援を行っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） いろいろ、支援や対応をしていることが分かりました。

教室に入れない児童・生徒が校内サポートルームを利用している間にも、教室では授業が進んでいきます。校内サポートルームでは、児童・生徒が授業に遅れないように指導員が学習支援もしているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） サポートルームでは、児童・生徒が教室に戻りまして、学校生活に復帰するということを目指しております。そのために心のバランスや生活リズムを整えるということを最優先しておりますので、必ずしも学習支援をしているというものではございません。学習支援の度合いでございますが、これはケース・バイ・ケースでございます。本人の状況や希望に合わせまして柔軟に対応しております。学習支援がなくて教室に復帰するという例もございますし、ほかの例では、中学校では本人が意欲的に学習支援を希望されまして、指導員だけではなく教科担任が関わって学習支援を行っている、そういう例もございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) そうですね、確かに心のケアは大事だと思います。でも、せっかくその心のケアができて教室に戻ることができましても、学習について行かれないとなったら、また別の理由で不登校になったりする、そういう懸念もありますので、学習とのバランスは大変難しいとは思いますが、教師の負担も大きいと思いますが、繊細にかつ注意深く頑張っていただきたいと思います。

また、適応指導教室の職員の勤務時間を拡充したとのことですが、具体的にはどのように拡充したのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 適応指導教室でございますが、以前から指導員1人体制で運営をしておりました。令和4年度からは、教員OBがボランティアで月に2回程度学習指導を行うという体制にいたしました。そのボランティアが学習指導を行っている時間帯に、指導員が不登校児童・生徒の家庭を訪問しまして、適応指導教室の通室を声かけしたりとかですね、また、学校へ通えるようになりつつある児童・生徒と一緒に学校に通って登校支援を行ったりと、そういうふうな取組もできるようになってまいりました。昨年度からは、学校に配置している学習指導員を週に2回派遣いたしまして学習指導を行っています。この学習指導員とは、教員免許を持っていて学習指導のできる指導員を言うわけでございますが、今年度からは、その学習指導員の勤務を週3回にいたしました。加えまして、利用者が希望する学習支援の度合いに応じまして、教育委員会に配置しております教科指導員を派遣するなど、そのような体制を取っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 自宅から外に出られなかった児童・生徒が適応指導教室に通えるようになった、これは大変よいことだと思いますが、そのような児童・生徒が増えても、指導員が不足したり教室が狭くなったりなど教室運営に支障は生じてはいないのでしょうか。また、今後、そのような恐れはないのでしょうか。教員不足が叫ばれている現状の中で、先ほどの指数対数的に利用者が増える事実に対する対策をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 適応指導教室の利用を経て学校に復帰できるようになった児童・生徒もいることから、例えばですが、1日当たりの利用者数が多いために対応ができないといった、そのような支障は生じてはおりません。しかし、今後、利用がさらに増加していくことも考えられますので、それに備えまして指導員の増員のことや教室の拡大のことなどいろいろと検討してまいりたいと思います。

なお、この指導員の役割は、児童・生徒の心のケアをしながら生活リズムを整えていくということが第一でございます。必ずしも、教員免許を必要とするものではありません。学習支援ができる教員免許を持った学習指導員の補充は、学習支援の希望ニーズの状況を見ながら考えてまいりたいと思います。しかしながら、まずは学校配置の学習指導員や教育委員会配置の教科指導員を派遣するなど、フレキシブルな人員の配置で対応してまいりたいというふうに考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 今、いろいろ検討されて、本当に教員不足だとよく耳にしますので、そのところをまたしっかりとお願いしたいと思います。

不登校の子どもたちへの学習機会として、全てを学校教育でやることは大変なことだと思います。民間の力を利用することは検討しているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 民間による学習機会の提供の場としましては、オンライン学習プログラムや個別指導塾、フリースクールなどが考えられますが、教育委員会としては学校での学習を第一というふうに考えています。学校は、学習機会の提供だけではなく、ふるさと学習や地域とのつながりを通しまして郷土愛を育む場でございます。適応指導教室や相談室、校内サポートルームの活用を通しまして、学校への復帰を図っていききたいというふうに考えています。繰り返しとなりますが、まずは学校への復帰ができますよう未然防止、初期対応、自立支援、この三つの取組による支援を充実してまいりたいと考えています。

なお、先ほど申しあげました民間の学習機会の提供の場は、保護者の選択肢の一つでございますので、その選択を否定するものではございません。その場合においては、情報の共有をしっかりと図れるような関係を構築してまいりたいというふうに考えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） それが大事ではありますが、今現在、あわら市には新郷小学校で適応障がいや不登校の子どもたちの居場所づくりとして「まぜテクネ」があります。ここは、学習というよりも心のケアを重点に行っているところだと思います。また、ここにはフリースクールもあり、週1回開いているとのこと。ここは興味のあることの体験活動として、個人の個性を伸ばしていくことも行っているとのこと。ただ、公共的な支援や補助はなかなか受けられない状況で、難しいと聞いております。そういう民間との関係がもっとスムーズになり、子どもたちの居場所や、学習などの意欲につながればと思います。これからのあわら市と民間との連携や支援に期待したいと思います。

令和8年4月に開校予定の福井県立夜間中学校は義務教育を過ぎた人への学びの

場として大変喜ばしいことだと思えます。あわら市では、現在、義務教育を過ぎた人から学びたいというような相談は受けたことはあるのでしょうか。また、そのときはどのような対応をしているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 現在のところ、教育委員会や福祉部門に、ご質問にあったような相談は現在のところはございません。県は夜間中学の開校に向けまして、開校の気運醸成シンポジウムの開催や、有効ニーズの調査などをしておるところでございます。今後、このような学びの場や学びの機会に関する相談があった場合には、この夜間中学校の開校のことも含めまして、適切に相談してまいりたいというふうに考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 今ほどの、学齢期を過ぎた人への学習支援、そして不登校児童・生徒への学習支援については、民間の力を借りる方法もあろうかと思えます。ご答弁では、多分民間の力を借りることはいろいろ問題があると消極的に聞こえるような答弁でしたが、私は費用的な問題、人的な問題は、学校や教育委員会ではなく、行政が対応し解決していくものだと思っております。私は、不登校については、危機的状況がもう差し迫っていると感じています。このことは市長もご認識いただいていると思えますが、教育機会確保法の五つの基本理念にも掲げられておりますように、学校や教育委員会だけでは賄い切れないものとなるのは明白かと思えます。最後に市長、このあたりの危機感や今後の対応をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 先ほどの八木議員のご質問にもいろいろお答えさせていただきましたけども、我々の育った子ども時代とは社会環境、生活環境、全然変わってきていますので、その辺はしっかり把握しておりますので、今後いろいろ研究させていただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) あわら市が子どもたちにとってすごくいいところだなと感じるような、そういうふうなあわら市になっていただきたいと思えます。この質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

◇青柳篤始君

○議長(毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、2番、青柳篤始君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) 議長のお許しをいただきましたので、2番、青柳篤始の一般質問を始めさせていただきたいと思っております。ようやくこの時間帯に戻ってまいりました。お昼前、お昼までには質問を終わらせたいと思っておりますので、皆さん、ご注目いただきたいと思っております。

冒頭、先般行われました子ども議会において、理事者の皆様、生徒の皆様、保護者の皆様、教職員の皆様には多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。おかげさまで、多くの方々から反響をいただき、ユーチューブの再生回数は9万回を超える成果を上げております。この夏、全国で最も注目を集めた子ども議会になったことだと思っております。また、1年間、議会事務局の皆様には、準備等々で大変ご尽力をいただきました。この場をお借りして議会事務局の皆様にも改めて深く感謝申し上げます。

特に、生徒の皆様が積極的に議論に参加し、その姿が多くの人に感銘を与えていることをお伝えしたいと思っております。皆さんの取組が多くの人々に注目され、その成果が大きな反響を与えていることは素晴らしいことです。これからも自信を持って、さらに、さらなる挑戦を続けていっていただきたいと思っております。

また、理事者の皆様きらきらした目で、真摯に答弁されていた姿が印象に残っております。私も子ども議会に負けないよう、これから一般質問を行いますので、皆様にも引き続き目を輝かせてのご答弁をお願いしたいと思っております。

それでは、一般質問に移ります。一問一答方式でお願いいたします。

あわら市が取り組んでいる空き家対策についてお伺いします。

これまで多くの議員がこの問題に関して議論してきましたが、今回の一般質問では、住民の皆様へのお知らせとしてお話してください。特に、空き家を所有している方や空き家を探している方向けに、分かりやすくその対策の概要を説明していただけますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 空き家対策の意義と概要についてお答えをいたしたいと思っております。

市では、平成29年3月にあわら市空家等対策計画を策定いたしまして、空き家対策を総合的かつ計画的に実施をしております。空き家対策を進めるためには、空き家の実態を把握することが重要です。このため、市では平成28年度と令和元年度に区長の協力を得て空き家の実態調査を行い、全市的な空き家の件数や老朽化の程度などを把握しております。また、地域住民からの情報提供や職員によるパトロール等により随時個別の空き家の状況も把握しており、令和5年度末の市内の空き家の件数は659件となっております。令和元年度の実態調査では610件だったことから、4年間で49件増加しております。

これら空き家の適切な管理を促すため、市の空き家等対策計画では、三つの基本方針を掲げ、様々な施策に積極的に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、一つ目は、空き家等の発生予防、適切な管理の推進でございます。市内の空き家の所有者に対して、空き家無料相談会の開催や空き家の適正管理に関するリーフレットを配布するなど、空き家が管理不全とならないよう努めております。一方、既に管理不全となっている空き家については、その所有者に対して適切に管理するよう要請しています。さらには空き家になる前の段階から建物所有者の相談に応じるなど、空き家の発生防止にも努めているところです。

次に、2点目の空き家等の利活用の促進でございます。利活用が可能な空き家については、その所有者に対して、市が運営する空き家のマッチングサイト、あわら市空き家情報バンクへの登録を働きかけています。空き家は人が住まなくなると、急速に老朽化が進行します。よい状態のうちに有効活用することが重要であり、その第一歩が空き家情報バンクへの登録であると考えております。こうしたことから、自らが所有する空き家を登録する上で、どこの仲介業者に頼んでいいかわからない、登録するのに何を準備すればいいかわからない、そもそも売却できるかわからないなどといった不安をお持ちの所有者に対しては、職員が直接空き家を訪れて状態を確認したり所有者の代わりに仲介業者を選定したりすることによって、空き家情報バンクへの円滑な登録につなげています。空き家情報バンクの登録状況につきましては、令和5年度末の40件に対し、新規登録が25件、成約が14件、取消しが6件行われ、令和6年7月末現在では45件となっております。

最後に三つ目は、特定空家等対策でございます。特定空家とは、倒壊等保全上の危険性や周辺的生活環境に悪影響を及ぼす可能性が高い空き家であり、その所有者に対して特に助言や指導を強化するとともに、特定空家等除却支援補助金を活用して、所有者自らが解体することを促進しています。また、所有者が確知できない特定空家については市が略式代執行を行うなどとし、周辺的生活環境の改善に努めております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） まず、何をとっても空き家バンクに登録することが重要な第一歩だとおっしゃっていますが、恐らく、恐らくというか、主に区長さんを中心に情報交換を行っているんだと思います。

それでは、例えば、ここが空き家になっているといったほかの方からの情報はどのように共有すればよいのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 市内の空き家に関する情報は、市民協働課が窓口となって随時受け付けをしております。この場合の情報提供者は、区長に限らず、空き家の所有者や地域住民など、どなたからの情報でも受け付けをしております。受け

付けた空き家の情報につきましては、職員が現地を確認するとともに所有者を特定し、利活用が可能な空き家であればその所有者に対しまして空き家情報バンクへの登録の働きをかけております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) ここが非常に重要なポイントだと思います。確かに様々な問題や制約があるとは思いますが、より多くの人から情報を集約できればさらに多くの空き家が空き家バンクに登録され、可能性が広がるのではないのでしょうか。

では、どのようにして情報集約を進めるべきだとお考えですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 空き家は個人の財産であり、空き家情報バンクへの登録につきましては、原則所有者が行うことになっております。空き家情報バンクの認知度は年々高まっており、令和元年度が登録18件、成約12件だったのに対しまして、令和5年度は登録42件、成約26件と、登録数及び成約数とも増加しております。しかしながら、いまだに空き家情報バンクを見たことがないという方が一定数いることも事実でございます。このため、毎年、利活用が可能な空き家の所有者に対しまして空き家情報バンクへの登録を促すチラシを配布し、登録を働きかけております。また、市では、空き家情報バンクに空き家を登録していただいた所有者に対しまして、奨励金を交付する空き家情報バンク登録奨励金や、空き家の家財処分に係る費用を支援する空き家家財処分支援補助金を創設し、空き家情報バンクへの登録を促進しております。

一方で、昨年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、空家等管理活用支援法人制度が創設されました。この制度の狙いは、NPO法人や社団法人といった民間法人を支援法人に指定することで、民間のノウハウの活用をはじめ、自治体が不足する人員や知識の補完を期待できることにあります。今後は、空家等管理活用支援法人を活用することも検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) 行政が行う空き家対策には限界があるのも事実です。先ほども述べたように、区長さんからの情報以外にも多くの方から空き家の情報を集めることができれば、空き家バンクがさらに充実し、その利用方法も広がることでしょう。

しかし、現実には多くの住民の方は、草が伸びたり屋根が崩れそうだったり、台風が心配になってきて初めて何とかしてほしいと行政に訴えてくるのが現実です。実は、その時点では既に手後れになっていることが多いです。そのため、住民からの苦情が入る前に情報を集約できるシステムの構築が必要です。それができれば、一歩先とはいかなくても半歩でも前に進めることでしょう。最も重要な仕事は、課題を解決することではなく、課題解決を早める仕組みをつくることです。職員の皆

さんも日々その仕組みづくりに取り組んでおり、サステナブルな行政運営とはこの仕組みづくりにあります。ただ、現状では、行政と住民との間には情報認識の距離が離れ過ぎていたり、行政と住民の間をつなぐシステムが存在しないのが問題です。観光まちづくりビジョンでも、この空き家対策がアクションプランに挙げられていましたが、プランよりも具体的な行動が一刻も早く必要です。私も可能な限り協力していきたいと考えています。

また、行政と住民をつなぐような団体やシステムは企業誘致や発展にも有効だと考えています。行政では部署が分かれています。空き家や空き地を探しているのは個人だけではありません。工場増設用地など他の事業においても同様に関連性を持たせたり、取組が重要です。こうした取組がサステナブルな行動を推進し、地域全体の発展にもつながると確信しています。行政にはこの点を十分に考慮し、持続可能な対応をお願いしたいと考えております。

ただし、特措法の適用のように解決が難しいケースが存在することも事実です。これは、日本全国で直面している課題であり、非常に複雑な問題を含んでいますが、解決に向けた一歩として、問題の定義と解決策の提案を進めていくことが重要です。私も含めて多くのケーススタディーを通じ、実践的な取組を積み重ねていく必要があります。そして、これらの取組が法的なレベルに達する際には、適切な要望を届けることも求められていると考えています。

さて、空き家の情報集約や取組については理解できました。民間のシンクタンクの調査によると、空き家率は年間2%ずつ上昇し、2040年代には25%に達成すると予測されています。一方で、新築は約27%減少する見込みであり、リフォームの市場は僅かに成長し続けると見込まれています。このデータが意味する意味はある程度想像がつくと思います。そこで、今後重要となるのは、いかに空き家を売るかです。しかし、空き家はただ売ればよいというものではありません。計画的にターゲットを狙って売らなければ、何のデータも蓄積されず、それが経験値にもつながりません。

そこで、あわら市では空き家対策としてどのような売り方の取組を行っているのか、具体的に教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 市では、空き家の有効活用と市への移住定住を促進するために、空き家情報バンクに登録された空き家を居住用として購入に要する費用を支援する空き家取得等支援補助金を実施しております。この補助金は、空き家を購入する場合、市がターゲットとしております県外からの移住者や子育て世帯、新婚世帯等に対しましては、通常50万円のところ100万円の補助金を交付しております。さらに、購入した空き家をリフォームする場合につきましても、通常50万円のところ100万円の補助金を交付しております。なお、令和5年度の実績は、24件中11件が移住者、9件が子育て世帯となっております。

引き続き、市がターゲットとしております県外からの移住者や、子育て世帯、新婚世帯等に対しまして手厚く支援することで、空き家対策と移住、定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) 今年、新たに受け入れた広報戦略アドバイザーを最大限活用し、実際に効果のあるマーケティングを行ってほしいと考えています。実際、行政と民間の間を埋める団体が最も力を発揮するのは、この売る側だと思っています。物を売るためには、まず情報を的確に届けなければいけません。届かない情報は選択肢にすら入らないからです。ただ、こうした団体は民間の力で立ち上がることが不可欠です。なぜなら、行政が補助を入れるとその団体がサステナブルではなくなってしまいますからです。いわゆる悪銭身につかずとなり、民間事業者が最も恐れる状態を招くからです。そこで、お互いのリソースを尊重し合い、協力する関係を築くことが理想的だと考えています。そうすることで、地域や人材を育てるような健全な関係が生まれます。サステナブルな地域発展が可能になることを期待しています。

次のテーマに移ります。

あわら市が後援する事業には様々なものがあると思いますが、大きく分類するとどのような形に分けられるのでしょうか。また、後援依頼を行う際の手続きはどのように進められているのか、具体的に教えていただけますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) まず、後援事業の分類については、団体等が主催する事業、イベント等は多種多様であり、市では、あわら市後援及び共催に関する事務取扱要綱に基づき後援等の承認を行っています。例えば、講演会、展覧会、講習会など、市の産業、文化、芸術、スポーツなどの振興が図られ、市民の福祉増進に寄与すると認められる事業について承認をしております。なお、公序良俗に反しているもの、政治的中立性、宗教的中立性を侵しているもの、営利を目的としているもの、特定の団体等を対象とするもの、本市の諸計画及び施策方針に反するものなどについては、後援等を行っておりません。

次に、申請手続きにつきましては、おおむね事業開始の1か月前までに申請書に企画書などの各種書類を添えて市に提出していただいております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) 総務課に書類を提出し審査を行われていることは、私も理解しています。私も、何度か後援申請の手続きをしたことはありますが、企画書の提出に少し悩むことがありました。当然、組織を同じ方向に向かせるために企画書というのは毎回作成するんですが、その内容として概要から予算や資金調達、内容、検証方法まで含めた詳細を提出しています。しかし、後援申請において果たしてそこま

での内容が必要なのかと疑問に思う場合があります。新たに後援用の企画書をつくり直すのは非常に手間がかかるため、そういう行為は行わずにそのまま提出していますが、本来、後援申請の詳細を記入するための記入例があると非常に助かります。このような記入例を作成する予定はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 企画書等の提出につきましては、それに代わるものとして、事業内容を確認できるチラシやポスター等を提出いただく場合もございます。また、開催状況や結果の報告につきましては、市が必要と判断した際に提出を求めているものであり、必ずしも義務づけているものではございません。事業内容により、申請書類の簡素化に努めてまいります。ただし、後援等はあわら市の名義を使用するものであるため、判断基準として必要な書類の提出につきましては、申請者に対して丁寧に説明してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

議員ご指摘の記入例につきましては、早急にホームページに掲載いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 記入例をつくっていただけることで少しでも後援申請が増えることを期待しています。後援はあわら市のにぎわいを支え、市内に行われている活動を把握するためにも非常に有効な手段だと思っています。また、政策広報課がその企画書を基にマスメディアへのプレスリリースを行うことであわら市の露出の機会が増えます。ぜひともよろしく願いいたします。

最近、民間活用という言葉の特に耳にするようになりました。これは、行政の業務が多岐にわたる中で、課題解決に向けた前向きな姿勢が表れている証拠だと思っています。行政と民間企業の連携事業には、従来の受発注や指定管理、補助金事業など金銭の授受が伴うものだけではなく、官民が資本を出し合って行う官民連携事業やリソースを共有し合いながらお互いを高め合う事業など様々な形態があります。また、空き家対策に関連した新しい制度などは、私自身も知らなかったものも登場しています。こうした制度をうまく活用し、課題解決の近道となることを期待しています。

また、連携事業には分かりにくい名称のものも存在しています。特にリソースを共有し合うような関係では、正規式名称以外にも、あわら市公式パートナーなど市民の皆様にも分かりやすい名称を使用することが有効だと考えています。こうした名称は住民の皆さんに安心感を与えるだけでなく、協賛事業を多く行ってくれる団体にも付与することでその貢献をたたえることもできると思います。もちろんこれには基準や審査が必要です。補助金事業者とは異なる名称を用いることで、市民の皆様からの応援も得られる環境を提供することができ、結果として双方にとってメリットが生まれるでしょう。特に私が注目しているのは、リソースを共有しながら

お互いを高め合う連携事業です。もちろん福祉や社会貢献を考えた事業には例外もありますが、補助金事業は、その補助金がなくなれば継続が難しくなる可能性が高いのも現実です。こういった点を真剣に考え、補助金に頼らずに継続できる団体も存在しています。ぜひ価値を共有し合い、課題解決に向けた協力関係を積極的に構築していただきたいと思います。

近年、アイデアを実現化するスピードが飛躍的に向上しています。昨日の常識が今日の非常識になるほど課題解決が迅速に進み、新たなアイデアによって世の中が変化しています。その中で大切にすべきこともあります。子ども議会ですばらしい一般質問をしてくれた子どもたちのようにあらゆる可能性を模索しながら力強く挑戦し続けることを共にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩いたします。なお、再開は13時といたします。

（午前11時54分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◇島田俊哉君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、3番、島田俊哉君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、3番、島田、一般質問を始めさせていただきたいというふうに思います。一問一答のスタイルで質問をいたします。お昼ごはん、召し上がって、少し眠たいかなというふうに思いますけども、しばらくご辛抱いただきたいなというふうに思います。

今回は一つのテーマに絞って質問をいたします。質問事項は北陸デスティネーションキャンペーンについてということで、100年に一度のビッグチャンスと言われてまして、今年、令和6年3月16日に華々しく開業いたしました北陸新幹線の県内延伸から半年ほどが経過いたしました。開業から現在までの県内の観光の入り込み客も良好な実績だというふうに伺っておりまして安心をしております。今の時点で悪い実績だったらちょっと困ってしまうのですが、よかったなと思っております。

そして、いよいよ来月、令和6年10月から年末12月までの3か月間は国内最大級ですか、大型キャンペーンの北陸デスティネーションキャンペーンが北陸3県を舞台にスタートするという事になっております。この北陸デスティネーションキャンペーンにつきましては、JBH、「Japanese Beauty Hokuriku～日本の美は、北陸にあり。～」ということをテーマに、JRの6社が総力を挙げて北陸をデスティネーション（目的地）として送客を図るということに

なっていることから、あわら市もこの北陸のデスティネーションキャンペーンを誘客の一つの有効な手段として捉え、新幹線開業効果を市全体で最大限に享受するという目的に向かって尽力しなければならないというふうに考えます。

昨年、令和5年12月の定例会におきまして、北陸デスティネーションキャンペーン開始の約1年前となる令和5年11月8日に福井県産業会館で開催をされました全国宣伝販売促進会議や翌9日から10日に実施されましたエクスカーション（現地研修）についてどのような状態であったかという質問をさせていただきました。

ご案内のとおり、この全国宣伝販売促進会議には、全国から旅行会社の商品造成や旅行雑誌等のメディアの記者、番組制作者などの実務担当者である、いわゆる旅行のプロが一堂に参集し、観光素材をプロの目で厳しく見極めるということになるため、ここでの観光素材の売り込みの成否がデスティネーションキャンペーン本番の成功・不成功を左右するというふうに言われております。12月の定例会の私の質問に対しまして、全国宣伝販売促進会議では、あわら市の関係者が総力を挙げて商談ブースでの商談、また、歓迎レセプションでのステージPR、さらにはエクスカーション——実際に現地を視察——などを通じてあわら市のPRに努めていただいたことから、総じて好評だったという答弁をいただきました。

そこで、好評だった全国宣伝販売促進会議を経て、いよいよ来月から本番となる北陸デスティネーションキャンペーンがスタートするわけですが、これにつきまして、具体的にどのような旅行商品を旅行会社に造成してもらえたのか。また、旅行関係メディアにあわら市のどのような魅力を取り上げられたのか。また、デスティネーションキャンペーン期間中に取り上げられる予定であるのか。さらには、DC、デスティネーションキャンペーン期間の前や期間中に、首都圏や関西中京圏などであわら市の魅力発信の機会を得たのかなど、順を追って具体的に伺いたいというふうに思います。

まず、一つ目でございますけれども、広域的なM a a Sですね、M o b i l i t y a s a S e r v i c eとしまして、JRの西日本が展開している「t a b i w a b y W E S T E R」というアプリがあります。これにつきましては、この前、先月7月30日の子ども議会におきましても、子ども議員さんがこの「t a b i w a b y W E S T E R」のことを質問されておりました。今後、やっぱりこういう広域的なM a a Sが主体的になっていくのかなというふうに思います。

このW E S T E Rにはあわら市も参画しまして、令和5年度550万円、令和6年度同額の550万円ということで、観光庁の2分の1の補助金をもらってではございませんけれども、JR西の旅行会社である日本旅行に業務委託をしております。このW E S T E Rアプリにおきましても北陸DCは大きく取り上げられるというふうに思いますけれども、あわら市の誘客をこのW E S T E Rアプリを通して、どのような仕組みを講じているのか、まずは伺いたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） あわら市への誘客をどのような仕組みで講じているのかというご質問にお答えをしたいと思います。

現在、WESTERアプリ内の「まちつなぎ」において、あわら市専用ページを構築し、旅前の情報発信を行っております。具体的には、観光イベント情報の掲載やプロモーション動画によるあわら市の紹介、体験型コンテンツのチケット販売を行い、あわら市の誘客へとつなげています。体験型コンテンツのチケット販売は「まちつなぎ」の中のヲトモパスポートというページにまとめて掲載しております。「まちつなぎ」のあわら市専用ページは、今年の2月から公開開始となり、閲覧回数は7月末時点で約4,000回に達しております。

また、JR西日本が運営するJRお出かけネットにて、北陸新幹線金沢敦賀間開業時の際は、その特設ページにあわら市のヲトモパスポートのバナーを掲載していただいた経緯がありますので、「まちつなぎ」の閲覧者数の体験型コンテンツのチケット販売数の増加、さらにはあわら市への誘客促進に向け、今回の北陸DCの特設ページが開設された場合にも、開業時と同様に、あわら市のヲトモパスポートのバナー掲載について日本旅行を通してJR西日本に要望しております。

今後も「t a b i w a b y W E S T E R」を効果的に活用し、あわら市への誘客につなげてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） ありがとうございます。

「t a b i w a b y W E S T E R」にあわら市の専用ページを構築していただいたり、体験型コンテンツの販売にヲトモパスポートのページをまとめて掲載したりということで、効果的に利用していただいているんだなということが分かりました。

次に、二つ目でございますけれども、昨年12月の定例会でも私の一般質問において意見を申し上げましたけれども、北陸新幹線の県内開業によりまして、首都圏のマーケットは本当にあわら市観光の顧客になり得るのかという不安があります。9年前の金沢開業時にもそういった期待は確かにございました。私の個人的な意見としては、そう甘いものではないかなというふうに考えてございます。特にあわら市観光のキラーコンテンツであるあわら温泉は、これまで関西、中京の奥座敷として親しまれてまいりました。大阪完全開業までにはまだまだ時間がかかりますし、現在、それが乗換えの手間も生じました。関西、中京方面の顧客を減らさないという努力が欠かせないのではないかとこのように思います。

こんなことを申し上げるのもなんですが、最悪のシナリオを考えますと、関東だ、関東だということで関西、中京への手綱を緩め、巨大マーケットである関東のおいしそうな首都圏ばかりを見ていたら、数年で首都圏からの観光客は元に戻ってしまって、関西、中京のお客様も他の温泉地の顧客となってしまっていてあわら温泉か

ら離れてしまい、最後には県外のお客様が大きく減ってしまったというシナリオです。こういうことになっては駄目だなというふうに思います。

特に関西につきましては、すぐ近くに日本の三古湯、古湯って古い温泉ですが、有馬と道後と白浜、これ、三つが日本三古湯、古い温泉と言われておりますけども、すぐ近くに日本三古湯である神戸の有馬温泉、一方、カニを食べたかったら、北に行けば、開湯1300年の歴史の情緒のある城之崎温泉があります。また、南にはこれまた日本三古湯の南紀白浜温泉があり、城之崎には特急「こうのとり」、また、白浜には特急「くろしお」があり、アドベンチャーワールドもあることから、特急「パンダくろしお」という特急で一本で乗り継ぎなくスムーズに行ける、便利で有名な日本のビッグネームの温泉地があります。

首都圏は、なるほどマーケットが巨大であるため、確かに魅力的ではありますがけれども、そういう、そう簡単にはあわら温泉の顧客にはならないというふうに私は考えます。もちろん私もご当地バイアスの気持ちから、首都圏からも増えてほしいという願いも私は持っております。

そこで質問です。今回の北陸デスティネーションキャンペーンにおきまして、関西、中京方面からの誘客促進への仕掛けはどのように整えているのかお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 議員ご指摘のとおり、北陸新幹線福井延伸に伴いまして、関西、中京方面からの電車で本市にお越しいただくには、敦賀での乗換えが必要になり、不便になったという声を一部報道で聞いております。市といたしましては、これまで新幹線開業に向けて強固に進めてきました首都圏や沿線地域における観光プロモーションと並行して、関西、中京に向けた誘客促進の取組も緩むことなく継続的に行っているところであります。

例えば、昨年度好評だった日本旅行大阪支店店頭でのあわら温泉販促キャンペーンも、今年も継続してカニシーズンに合わせて実施する予定でございます。また、あわら市観光協会と連携してこれまで行ってきました各旅行会社への営業の成果として、読売旅行や日本旅行、JRが11月に集中して関西方面から本市への誘客キャンペーンを行う予定と聞いております。さらに、県と連携した取組としまして、敦賀駅で乗換えを行う駅利用者を対象に、抽せんでデジタル地域通貨「ふくいはぴコイン」1,000円分とあわら市独自の特別企画事業として1,000円分の合計2,000円分が当たるキャンペーンを実施しております。また、北陸DC開催直前の今月28日土曜日、29日日曜日には、大阪駅において北陸3県の観光PRイベントを実施し、DC期間中の観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

今後も、県や民間事業者と連携しながら、あらゆる方面で関西、中京からの誘客促進を図り、敦賀乗換えがマイナスに働かないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) あわら市は首都圏だけを向いているんじゃないよということで安心をいたしました。

それでは最後に、今お伺いしました一つ目ですね、「t a b i w a b y W E S T E R」と二つ目、関西、中京方面も大事にしてくださいよという以外で、今回の北陸デスティネーションキャンペーンを意義あるキャンペーンとするために、旅行会社に造成してもらえたあわら市を旅先を含む旅行商品の造成、また、旅行関連メディアへのあわら市の魅力掲載、また、出向宣伝など魅力発信の場の確保など、北陸デスティネーションキャンペーンを効果的に展開する方策を最後にお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 北陸DCを効果的に展開する方策についてということで、昨年11月に開催されました全国宣伝販売促進会議では、旅館や体験プログラム、二次交通などの詳細情報を網羅したあわら市独自の観光素材集を作成し、全国の旅行会社やメディア向けにPRを行いました。その結果、市内の貸し店舗が福井県内の観光地を巡るモデルコースの一つに選定されております。その後、各地で開催される商談会などに積極的に参加し営業を行ったところ、北陸DCに向け造成した旅行商品が観光雑誌やサイトに掲載されるなどの成果に結びついております。

旅行商品では、あわら温泉への宿泊や宮谷石切場跡のツアーが中心になっておりますが、中にはアフレアでまんじゅうまきを行うといったユニークなツアーも造成されるなど、あわらしさ、福井らしさをPRした成果が表れていると思います。

さらに県では「新感覚XRバス WOW R I D E いこっさ!福井号」の運行、JR西日本では、北陸新幹線フリーパスのような期間限定のお得な切符の発行など、特別企画やお得なキャンペーンを実施し、北陸の魅力をPRする予定でございます。

今後は、DC期間中にお越しいただく観光客の方にまたあわらに行きたいと思ってもらえるような、現地における魅力発信やあわらファンクラブの加入促進など、リピーター獲得に向けた取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) ありがとうございます。

答弁の中でいろいろ手を尽くしていただいているんだなということが分かりました。特に、旅行商品の中でアフレアのまんじゅうまきを行うなどユニークな商品も造成されるなどというのがありました。これはJR西と日本旅行と読売の3者で企画したあわら温泉まつりという商品かなというふうに思いますけど、今ちょっと探してみたいんですけど、「8大お楽しみ付」ということで、一つ目が「福井名物まんじゅうまきを開催」、二つ目が「あわら温泉湯めぐりをお楽しみ」、三つ目が「あわら

温泉の芸妓さんによる演舞」ということと、「あわらおやつクーポン付、あわら市のミネラルウォーター1本付」、六つ目が「帰ってから温泉気分あわら温泉の入浴剤1袋付」と。1袋だけかと思いましたが。七つ目が「あわら市公式キャラクター湯巡権三デザインタオル1枚付」、八つ目が「あわら市公式キャラクター湯巡権三がイベント会場でお出迎え」ということで、こういう旅行商品も準備していただけたんだというふうにうれしく思いました。その下に市長の顔写真とウエルカムコメントがあるんですけど、画質がちょっと粗くてコメントが読めないんですってね。ちょっと残念だなというふうに思いました。

最後になりますけれども、北陸デスティネーションキャンペーンに向けて力を尽くしていただきたいというふうに思いますのと、北陸デスティネーションキャンペーンに限らず、観光の振興は観光関係者のみならず、観光は手段であり、目的はまちづくりであるという、観光の振興が市民の日々の暮らしの向上に役立つんだということを理解していただきまして、市民全体のおもてなしの機運の醸成というのが重要でなかろうかなというふうに思います。オール市民で北陸デスティネーションキャンペーンを盛り上げられるよう、そして期間中は、最近ちょっと災害が多いんですけども、観光は平和産業でありますので、大きな災害とか感染症とか、日本で今戦争ということはないかも分かりませんが、そういうことに見舞われますと一瞬にして駄目になってしまいますので、どうかそういうことの起こらないように祈念を申し上げまして、私の一般質問をこれで終わりたいというふうに思います。

ありがとうございました。

◇吉田太一君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、10番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 私が今日最後の質問者だと思います。あとしばらくお付き合いのほどよろしくお願いします。

通告順に従い、10番、吉田、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

今回は、総合的な防災、減災対策の強化についてお伺いをいたします。

平成23年3月の東日本大震災、また、それに伴う原発事故は、人々の生活はもとより、社会経済などに計り知れないダメージを与え、復興は今なお道半ばです。また、昨今、全国各地での大型台風やゲリラ豪雨など異常気象がもたらす大規模な災害が相次いでいます。本市においても、平成30年2月の豪雪や同年7月の豪雨、今年1月の能登半島地震による被害は甚大なものでした。私の店も地震被害に遭いました。また、先月には南海トラフ地震の発生が予想されるなど、本市における総合的な防災、減災対策の強化は急務であると私は考えています。

つきましては、その点について様々な角度から質問させていただきます。市民にも分かる誠意ある具体的で分かりやすい答弁をお願いします。

それではまず初めに、能登半島地震で得られた課題や教訓についてお伺いします。

1月の能登地震は震度5強であった本市においても大きな被害を受けました。被災した市民からは、市の対応が遅い、問い合わせても回答が遅い、また、本市も被災したが甚大な被害を受けた能登地域への支援をすべきではないかとの声が聞かれました。

今回の地震対応、復興活動、能登への職員派遣などを通じて得られた本市の防災、減災、復旧などに関しての課題や教訓についてお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 令和6年3月議会でもお答えしましたが、能登半島地震の課題といたしましては、新聞報道などではトイレに関する事、広域避難や福祉避難所に関する事、災害廃棄物に関する事、応急仮設住宅の建設に関する事、ボランティアの受入れに関する事などが挙げられておりますが、市といたしましては、やはり災害発生時における人的資源の確保が一番の大きな課題だと認識しております。

発災当初には、市役所へ市民や報道機関、県警察、消防などの関係機関からの問合せが殺到いたしました。そのような中、市内の道路、公共施設等の点検パトロール、被害状況の把握、指定避難所の開設準備、災害対策本部の設置、市内全区長への聞き取り調査、災害時要援護者の安否確認、ホームページ等による情報発信など、様々な対応を適切に行っていかなければなりません。

今回の能登半島地震の例を見ても、大規模な自然災害が発生した場合は、行政機関、行政組織自体が被災します。そのような状況の中で、発災直後の救命救助活動をはじめ、避難所の開設、ライフラインの応急工事などを市職員のみで対応するには限界があります。このため国、県からの人的支援や災害時相互応援協定による関係機関からの支援をはじめとし、自助、共助による区長、民生委員、地域の防災リーダーなどの協力が必要不可欠であると感じております。

次に、被災地への職員派遣については、福井県災害支援本部を通じて、現在までに25名の市職員を延べ125日間、珠洲市に派遣しております。派遣先で職員は、避難所運営、避難者の体調管理、罹災証明書発行のための家屋調査、公費解体申請受付など様々な業務を経験しております。そのノウハウを市役所内で共有し、災害時に業務が効率的に行えるよう努めていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 学んで終わるのではなく、災害時にどう動くのか、マニュアルはあるのか、お伺いをします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 本市では、職員初動マニュアル、業務継続計画（BCP）などを策定し、災害ごとの職員の参集基準や非常時における業務内容を明示しておりますが、災害時に職員がどう動くかのマニュアルとはなっておりません。今後、災害時における具体的な職員行動マニュアルの策定を進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 早急にマニュアルをつくっていただけたらと思います。

派遣した職員からはどのような報告を受けたのか。また、その職員は災害時のリーダーとなって動くようになっているのかお伺いをします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 派遣職員の業務内容は先ほどお答えしたとおりですが、主に1月から2月にかけては避難所運営委員会のサポートとして、救援物資や水などの受け入れ、配給等に従事し、24時間、6時間交代で避難所での業務に当たっております。2月の下旬からは、罹災証明を発行するための家屋調査に従事し、3月末から現在に至るまでは公費解体の受付業務に従事しております。

派遣職員からは、従事した業務内容に加えまして、被災地に至るまでの道路や激しく被災した市街地の状況などの報告を受けております。また、この貴重な経験を今後の仕事に生かしていきたいとの感想や被災者からの心温まる言葉に励まされたといったエピソードなども聞いております。

市といたしましては、派遣職員が被災地で直接お聞きした生の声や培った経験を生かし、災害時のリーダーとして大いに力を発揮していくことを期待するとともに、この貴重な経験を組織として共有し、今後の災害対応に生かしていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 今、話を聞いていると、やっぱり発災後の数日たった後の動きということで、できれば発災時にどう動いたらいいのかということもこれから考えていただきたいなと思います。

続いて、自主防災組織の機能強化についてお伺いします。

市内各区には、自主防災組織（防災会）が設立され、地域の防災力強化につながっていると思いますが、令和元年度は全132区中、106区に設立されていましたが、現在設立はどのようになっているのかお伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 令和6年8月末現在、110区で自主防災組織が設立されております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) まだ全区に設立されていないとのことですが、今後どうするお考えかお伺いをします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 世帯数が少ない区などにおいては、隣接する区や地区と協力して自主防災組織を設立することなども提案していきたいと考えております。また、集落での出前講座などを通じまして、大規模災害時には自助、共助による取組が不可欠であること、また補助制度の活用事例なども紹介し、設立に向けての機運を高めていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 各区の防災会では役員や区民の構成も変わる中で、防災、減災対策や対応のノウハウを充実し、より実践的なものにするためには、市としても関係機関と連携して研修会、訓練を充実していく必要があると思いますが、その点、どう考えているのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 議員ご指摘のとおり、各区において防災、減災対策の対応やノウハウを充実し、より実践的なものにするためには、関係機関との連携が極めて大切であると認識しております。このため、現在市では、あわら市社会福祉協議会と連携し、各区における防災マップの作成を推進しているところでございます。この取組は大きな地図を用い、住民同士で危険箇所、避難所、避難経路の確認や、高齢者世帯に印をつけて発災時に誰が支援するのかなどを話し合うものでございます。区民みんなで一緒に考えることで地域全体の防災力はもとより、地域の絆も深まるものと期待しております。

また、これからの地域防災リーダーを育成していくためには、子どもの頃から防災に関する正しい知識を習得し、その取組を継続していくことが重要です。このため、小学生高学年を対象とした防災学習にも取り組んでいきたいと考えております。

現在作業を進めている地域防災計画の改訂に併せ、子ども用の防災学習資料などの作成も検討してまいります。このような取組をあわら市社会福祉協議会、あわら市防災士の会、嶺北消防組合、あわら警察署などの関係機関と連携しながら、各区の自助、共助意識の高揚を図り、地域防災力を強化していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 能登半島地震を踏まえ、今年度の市の総合防災訓練についてどのようにお考えかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今年度の市の総合防災訓練は、北潟地区を対象に震度6強の地震が起こったという想定の下、10月27日日曜日に実施いたします。また、前日26日には、市内の各区長や防災リーダー参加の下、北潟小学校を指定避難所として避難所設営訓練を行います。訓練当日、27日には、北潟地区の避難所での受付に福井県の避難支援システムを活用するほか、その他の地区についても、昨年までの区から市への電話連絡に替えて、市公式LINEの「自治会サポ!」の機能やQRコードなどを活用した参集人員、被害状況の連絡を行うなど、デジタル技術を活用した試みを計画しています。また、自衛隊が能登半島で災害派遣活動を行った際のパネル展示や専門家による防災に関する講演会なども計画しており、能登半島地震を踏まえた中で、より実践的な内容に見直しを図っていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 今、計画を聞いて、これまでにない総合防災訓練になるなと思いました。

次に、6月補正予算で地域防災力向上支援事業補助金を議会も認めましたが、そもそもこうした補助金は当初予算に計上して早期取組を促進すべきであったと考えますが、その点、どう考えておられるのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今回の能登半島地震におきましては、あわら市も甚大な被害を受けました。このような状況の中で、まずは、市をはじめ関係機関は人命救助、ライフラインの復旧、被災者支援等に全力を注ぎます。令和6年1月の補正予算第10号では、道路や公共施設の災害復旧費をはじめ、住宅災害見舞金、福井県被災者住宅再建補助金などを計上し、業務に取り組んでまいりました。その後、国や県の動向に合わせ、令和6年3月の補正予算第11号では、事業者支援策としてなりわい再建上乗せ支援金、宿泊客拡大支援事業補助金を計上。同月の補正予算第12号では、公費解体事業や災害援護資金貸付金を計上し、応急・復旧対策業務から復興業務へと必要な業務に全力を傾注してまいりました。

地域防災力向上支援事業補助金は、能登半島地震の経験を踏まえ、これからの地域の自助、共助力の強化が急務と考えたため、新たに自主防災組織への支援策を創設したものであり、新年度に県と協議を行い、6月補正により予算計上したものでございます。この補助金の財源には、県の集落活性化支援事業補助金を活用することが可能となり、事業期間は今年度から3年間を予定しております。補助率は3分の2、補助上限は20万円であり、防災資機材整備に関する補助制度としては県内でもトップクラスの内容となっております。

今後も各地域への周知に努め、地域防災力の強化に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 現時点で、この補助金の申込みはどれくらいあるのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 令和6年8月末時点では、300万円の予算に対しまして8区から申請があり、約122万円を交付しております。また、今のところ、今後六つの区からの申請を見込んでおります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 分かりました。

次に、指定避難所の開設や運営についてお伺いします。

今年1月の能登半島地震に際しては、指定避難所を開設したのかお伺いします。

また、大規模災害時における避難所の開設について、土日や夜間に開設する必要がある場合、担当職員が遠方であったりすると迅速に開設できるか心配ですが、どのように対応するのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 能登半島地震における指定避難所の開設状況については、1月1日の午後6時50分に市内22か所の指定避難所全てを開設しております。10か所の避難所に96名の方々が避難され、毛布、水、アルファ米などの備蓄物資の提供を行っております。

大規模災害が休日や夜間に発生した場合の避難所の開設については、原則、教育委員会の職員で構成する避難所班が行いますが、避難所班が不在でかつ緊急の場合は、施設管理者、学校長が開設いたします。ただし、今回のような大規模災害発生時には、公共施設やインフラなどへの甚大な被害により職員の参集に時間がかかり、指定避難所の開設に一定の時間を要することが想定されます。そこで、地域によってはより迅速に指定避難所が開設できるよう、現在5か所で市と区が覚書を交わし、鍵を区長に預けているところもございます。

平時からの地域の皆さんや施設管理者との話し合いにより、誰がいつ鍵を開けるかのルールづくりを行っておくことが必要と考えております。また、今回の能登半島地震の際には、市内では津波災害のおそれがあった吉崎地区、北潟地区、波松地区などを中心に、市内22の集落で自主避難所が開設されたほか、民間事業所等においても3か所で自主避難所が開設されました。

市といたしましては、指定避難所に加え、このような地域や民間事業所等における自主避難所開設の取組を支援し、地域防災力の強化につなげていきたいと考えて

おります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 避難所の運営が長期にわたる場合、その対応が適切に行えるようにマニュアル等はできているのかお伺いをします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) あわら市では平成27年6月に避難所運営マニュアルを策定しており、災害時における避難所の運営体制について示しています。

本マニュアルでは、避難所での生活が長期化する場合、避難者が中心となり避難所運営委員会を設置し、避難所の運営に関する様々な活動の調整を行うこととしております。また、避難所運営委員会には、区長、避難者の中から選出されたリーダー、女性など様々な立場の方を意思決定に参画させ、避難者全般の立場に立ったきめ細かい配慮のできる体制を目指します。避難所運営委員会では、避難者の名簿を管理する名簿班、また、電話問合せ等に対応する連絡広報班、そのほか総務班、食料班、物資班、救護班、衛生班などの班編制を行い、それぞれの役割を明確化することで避難所運営が適切に行えるような仕組みづくりを行います。

なお、今回の能登半島地震の際には、人的資源が圧倒的に不足する中で、専門的な知識を持つNPO等が発災直後から被災地に入り、避難所運営に係るきめ細やかな支援を実施したとの例が報告されております。今後はこのような関係機関とのネットワークの構築も進めていく必要があると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 避難所運営マニュアルがあることは分かりましたが、実際に避難所運営委員会を立ち上げられるかがちょっと心配です。

各区長とは避難所運営委員会の説明などは行っているのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 昨年度は、市の総合防災訓練の前日にあわら市防災士の会のご協力によりまして、希望者を募って避難所運営委員会の仕組みなどの説明をした上で、避難所の設営から運営までを実施する訓練を行いました。今後もこのような取組を続けていきたいと考えております。また、これまでの地域の防災出前講座等におきましては、その地域固有の災害リスクのことや避難ルートの確認などを中心に説明してまいりましたが、今回の能登半島地震を踏まえ、今後は議員ご指摘のとおり被災後の避難所運営委員会に関することなどにも重点を置きまして説明していく必要があると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 区長は毎年変わるところもあるので、引き続き説明なんかをしていってほしいなと思います。

次に、災害時要援護者等の支援についてお伺いします。

高齢化、人口減少が急速に進む中、地域における自助、共助の機能が弱まってきていると私は思います。高齢者の独り住まい、介護を要する人や障がいのある人がいる世帯などに対する安否確認や避難誘導などの支援については、しっかりと体制を整え、日頃からの訓練なども必要であると考えます。

そこでお伺いします。現在市内には災害時要援護者等がどれくらいいるのかお伺いをします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

災害時要援護者は、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている一定の等級を有する方や要介護認定3以上の人、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する人などとしており、8月末現在で5,140人が対象となっております。なお、在宅の人に限りませんので、入院や施設への入所などによりその状況も変化するため、対象者数は日々変動しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） それらの要配慮者の避難所先と想定される福祉避難所に関して、市はどのように考えているのかお伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 福祉避難所は、高齢者、障がいのある人、妊産婦など、何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者、及びその家族が避難生活できる二次的な避難所です。

要配慮者の避難に関しましては、まずは指定避難所内に一定のスペースを確保いたしますが、そこで過ごすことが難しい方については、市が協定を締結している社会福祉施設に福祉避難所の開設を依頼し、利用が開始されるものです。しかしながら、今回発生した能登半島地震では、内閣府の検証チームによる報告によると、特に被害の大きかった能登地域の6市町においては、発災時に開設することができた福祉避難所の数は全体の14%となっております。開設できなかった理由といたしましては、施設そのものが被害を受けたこと、また、職員の被災による人手不足などが挙げられております。

市では今回の能登半島地震を受け、市と協定を締結している施設と意見交換等を行っておりますが、その際にも施設側からは施設職員が思うように参集できない状況の中で、果たして入所者に加えて地域の要援護者を受け入れることができるのかといった不安の声も聞かれました。市では現在、作業を進めている地域防災計画の

中で、能登半島地震を踏まえた国、県の施策の動向や先進事例の調査研究を進め、より実効性の高い仕組みづくりなども検討していく必要があると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 市内在住の外国人に対する災害や避難に対する啓発や支援はどうなっているのかお伺いをします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 防災安全対策室では、昨年度、市内の外国人を雇用している企業に出向き、外国人を対象とした防災出前講座を開催いたしました。この講座では、易しい日本語で書かれた防災ガイドブックを用いて避難所や災害時に気をつけるポイントについて説明をしております。また、本年3月に湯のまち公民館において、あわら国際交流友の会と共催で外国人向けの避難所受入れ訓練を行っております。このような取組を継続していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 次に、社会基盤やライフラインの強靱化についてお伺いします。道路や橋梁、河川の強靱化について計画的に進めていく必要があると思うが、この点についてどう考えるのか具体的にお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 社会基盤やライフラインの強靱化についてお答えをいたします。

大規模災害時における交通ネットワークの確保や市街地の浸水防止など、道路や河川の強靱化について具体的な施策を定めたあわら市国土強靱化地域計画を令和3年11月に策定し、総合的かつ計画的に進めております。

まず、道路については、病院や消防、警察などの拠点施設と幹線道路を結ぶ経路を緊急輸送道路として位置づけ、災害によって寸断された場合、いち早く通行を確保します。また、災害物流ネットワークとして国土強靱化を図る上で極めて重要な国道8号の4車線化をはじめ、都市計画道路南中央線など幹線道路の整備を国や県と協力して進めております。市内135橋の橋梁についても長寿命化を図るため、道路法に基づき5年ごとに順次点検、診断を行い、計画的に破損箇所の補修を行っております。そのほか、雪害対策として、令和5年度から事業化されました県道金津インター線の道路消雪施設の早急な整備を県へ要望するとともに、市においては、避難経路沿いの危険なブロック塀の改修や撤去の促進を図っております。

次に、河川については、昭和50年から県において竹田川の河川改修が計画的に進められ、市も地元説明や国への要望に協力しております。今年度は、角屋区付近の川幅を確保する改修を行っております。また、北潟湖では、管理通路の冠水対策工事などを県が行っております。市においても、準用河川のしゅんせつや伐木を計

画的に行い、流下断面の確保に努めております。また、観音川流域において、流域内の住民、企業及び団体と関係官公庁が相互に協力し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を計画的に推進するための協議会を本年7月に設立しております。黒谷川流域においても同様に流域全体で治水対策を推進できるよう協議会立ち上げに向け調整を図っております。

今後も大規模災害におけるリスクを想定しながら、道路や河川などの社会基盤やライフラインの強靱化が図られるよう、国や県と協力して計画的に推進してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 今回の能登半島地震では市内でも断水が生じましたが、上水道の耐用年数はどのような状況かお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 上水道施設の耐用年数は、そのときの稼働状況、重要度、維持管理状況によって異なっております。地方公営企業法施行規則では、水道施設の工種ごとに法定耐用年数が定められております。あわら市では規則に準じ配水池などの建築物は50年、水位計やポンプなどの電気、機械は15年、管路は40年と工種ごとに耐用年数を定めております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 今後、どのように維持、改修していくのか、その計画や想定事業費もお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 本市では、令和3年度に上水道管路等更新計画を策定し、令和4年度から順次重要度、緊急度の高い施設から更新を進めております。

想定事業費につきましては、令和17年度までの施設及び管路の計画を立てており、施設では23億円、管理につきましては10億円としております。これらの事業費は計画策定時に算出したものであり、今後、資材費の高騰、人件費の上昇により上ぼりすることが予想されますのでご理解願います。

施設は造って終わるのではなく年を追うごとに消耗するため、施設が存在する限り維持修繕及び更新は継続します。また、更新に当たってはライフサイクルコストを最小限に抑えるため、修繕すべきか、更新すべきか、どちらかを見極めながら長寿命化を図り、かかる費用の平準化を図りながら計画的、効率的に行っていかなければなりません。

これからも、施設や管路の点検や調査を行い、本年10月から開始する包括的民間委託業務の業者から専門的知見をいただきながら、計画的、効果的に修繕や更新

を行ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 令和17年度までに施設と管路で約33億円、年に替えると大体3億3,000万円ぐらいずつ必要になると。結構かかるもんやなと思います。これにまだ下水道の部分も加わってくると思うので大変だと思います。

市役所の防災や危機管理体制についてお伺いします。

1月の元旦の能登半島地震に際して、市はいつ災害対策本部を立ち上げたのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) あわら市地域防災計画では、震度5強の地震が発生した場合、災害対策本部を設置することとしております。

今回の地震では、令和6年1月1日午後4時10分に市内で震度5強が観測され、直ちに職員が参集し、午後5時30分に災害対策本部を設置しております。以降1月3日までの間、延べ388人の職員が出勤し、災害対応業務に当たっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 市長や副市長はいつ市役所に登庁したのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 市長は1月1日の午後4時30分、副市長は1月1日午後5時でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 市長、副市長とも早く駆けつけたというのがよく分かりました。

1月の大地震を受けて、私は当然、市役所の防災や危機管理体制は強化されるものと思っていました。しかしながら、4月の組織改正、人事異動に際しては、総務課防災対策室の正規職員は2人のままであり、組織強化が図られているようには見えません。ほかの市では危機対策や防災の担当部長や課長を置いているところもあります。

この点、現在の組織体制や人員で十分と考えておられるのか、市長のお考えをお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 議員ご承知のとおり、現在、本市では総務課防災安全対策室において、防災、防犯対策や国民保護業務を所管しております。同室には、正規職員2人に加え、防災対策に関する専門知識や経験等を有する退職自衛官の危機対策専

門員を1人と、犯罪や事故防止に関する専門知識や経験等を有する退職警察官の安全安心専門員を1人配置しております。平時においては、総務課防災安全対策室が防災、防犯対策や国民保護業務などを行っておりますが、地震、大雨、大雪などの大規模自然災害の際には、基本的に全庁体制で応急、復旧対応に取り組んでまいりました。しかしながら、今回の能登半島地震や近年の自然災害が激甚化、頻発化する中で、各種計画、マニュアルの見直し、より実践的な防災訓練の検討、地域防災リーダーの育成など災害に強いまちづくりに取り組むため、令和7年度には課員の増員を図るとともに室から課への引き上げ、危機管理体制を強化してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 大規模自然災害の際には、基本的に全庁体制で応急、復旧対応に取り組んでいると答弁されましたが、災害時の核となって動くのは対策室の職員だと私は思います。災害はいつ来るか分かりません。自然災害で一番怖いのは地震です。雨や風、雪は事前にある程度予想し準備もできますが、地震は突然です。だから備えが大事だと思います。令和7年度に増員と課に昇格することは大変いいことだと思います。令和7年度まで何も起こらないことを願っていますが、もしものときは、大丈夫ですよ。

被災地へ派遣した職員をはじめ、防災安全対策室4名が中心となって動ける準備ができているのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 先ほどもお答えしましたが、本市では大規模災害時には全庁を挙げて応急、復旧対応に取り組むことを基本方針としております。そして、災害対策本部が設置された場合は、全庁の各部局がそれぞれの役割と責任を持ってその対応に当たることとなります。

私としましては災害対策本部長として、組織全体が一丸となって市民の皆様の生命、身体、財産を守るため全力を注いでまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 10番、吉田太一君。

○10番(吉田太一君) 市長、期待しています。

最後に、防災、減災、救助、救援、災害復旧には市や消防だけでなく、日頃から県や関係機関や教育・保育施設、警察、社協、商工会、JA、福祉施設、医療機関など、団体、民間事業者が関連企業等との連携を強化が必要不可欠だと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 議員ご承知のとおり、本市では現在、県や県内外の自治体、法人、公的団体、企業等と災害発生時における協力、応援等の協定を41件締結して

おります。まずは、この41件との連携強化を図るとともに、さらなる協定の場を広げてまいりたいと考えております。

また、今回の能登半島地震では、市内の企業などが地域住民の避難所として施設の一部を開放し、大変大きな力となりました。このため、現在取り組んでおります地域防災計画の見直しにおいて、地域住民と企業等の連携により地域の防災力を高めることを改定方針の大きな柱としております。

さらに、関係機関との連携に関しましては、今回の能登半島地震では、多様な主体による避難所支援が行われております。日本医師会、看護協会、災害リハビリテーション支援協会、感染学会などによる医療支援、衛生、健康管理、福祉支援の専門職チームが能登6市町の避難所で支援活動を行ったことが報告されております。また、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）のコーディネートにより、令和6年3月時点で、災害時の専門的知識を持つ約200近くのNPO団体が、能登6市町の避難所での炊き出しや運営支援を行ったことが報告されております。

議員ご指摘のとおり、防災、減災対策については、日頃から様々な団体、民間事業者との連携が極めて重要でございます。今回の能登半島地震における多様な主体における取組などを生かしながら、防災、減災対策に全力で取り組んでまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 10番、吉田太一君。

○10番（吉田太一君） 繰り返し繰り返しこの国を襲ってきた大地震。私たちが住むこのあわら市に津波を引き起こす大地震が起きたとしたら、そこに住み続けることはどれだけ不安でしょう。それでもこのまちで生きていく。高知県黒潮町、南海トラフ巨大津波想定では34mの津波が予想されています。黒潮町は防災に力を入れるまちづくりに取り組んでおり、年2回、全町民で避難訓練をし、世帯別津波避難行動記入シートをつくり、誰一人犠牲者を出さない防災に取り組む町として有名です。災害はいつ来るか分かりません。あわら市も安心・安全で住むまちを目指し、災害に強いまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

これにて、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

◎延会の宣言

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日9月6日は午前9時30分から会議を再開します。

○議長（毛利純雄君） 本日はこれをもって延会いたします。お疲れさまでした。

(午後 2 時 1 3 分)

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第123回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

令和6年9月6日（金）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（散 会）

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、堀田あけみ君、7番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（毛利純雄君） 日程第2、これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇北浦博憲君

○議長（毛利純雄君） 通告順に従い、5番、北浦博憲君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。分割質問分割答弁で行います。

第1項目、あわら市の農業施策について。

現在の本市の農業を取り巻く状況は、新規就農者や農業後継者の確保・育成、農業生産資材・飼料・肥料の高騰対策、農地の集積・集約、荒廃農地・遊休農地の解消、環境保全型農業の推進、有害鳥獣被害対策、6次産業化の推進など、様々な課題があります。

このような中、社会情勢の変化に加え、山積する課題に対応し、持続可能な本市の農業の構築に向けた推進方策を定めるため、あわら市農業ビジョンの策定が必要と思うが、市の考えはどうか。

2点目、主に坂井北部丘陵地、あわら市内では波松、城、城新田、番堂野において生産されている梨は、先月からわせの品種、幸水の収穫が始まり、今月に入り豊水の収穫が始まっています。

こうした中、近年、梨生産農家では、従事者の高齢化に伴い、長年手塩にかけて育ててきた梨の木をやむを得ず伐採するという話を聞きます。

後継者のいる、いないは基本的には個人の問題ですが、基幹産業である農業に係るだけに、看過できない問題であると考えます。

現在、梨生産農家は何戸あり、そのうち経営の継承を考えている農家の中で、後継者がいる数といない数ほどのようになっているか、また、後継者がいないため梨

の木が伐採された梨畑の面積はどれくらいあるか、お尋ねをいたします。

3点目、県単小規模土地改良事業は、国の補助基準に満たない規模のもので、農道整備、農業用排水施設整備となっています。

事業費の負担割合は、福井県が5割、残りが地元負担となっていて、坂井市では地元負担5割のうち市が1割を負担していますが、あわら市では市の負担がない状態となっています。

農業関係のほかの事業でもこのような例はあるのか、ないのか、また、あるとすればどのような事業なのか、お尋ねをします。

以上で1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 1点目のあわら市農業ビジョンの策定についてお答えいたします。

本市の農業の展望、将来像につきましては、令和3年5月に福井県、あわら市、坂井市、JA福井県などで構成する坂井地区農業振興協議会において坂井地区農業振興ビジョンが策定されており、この振興ビジョンに準拠しています。

坂井地区農業振興ビジョンでは3つの目指す姿を掲げており、1つ目が、最先端の技術で持続可能な農業の生産、2つ目が、園芸団地による産地活性化、そして3つ目が、アグリリゾートによる体験交流の拡大としています。

本市と坂井市が抱える課題はおおよそ類似しているため、まずは坂井地区農業振興ビジョンを着実に推進していきます。

また、本市ではあわら市農業振興地域整備計画、あわら市基本構想、坂井北部地区活性化計画、あわら市環境保全型農業推進方針、あわら市鳥獣被害防止計画など、農業の様々な分野ごとの計画やビジョンが既に策定されています。

これらの計画やビジョンに基づいて具体的なプランを着実に実施し、課題に取り組んでいきたいと考えています。

2点目の梨生産農家についてお答えをいたします。

令和6年度の梨生産農家数は44戸あり、令和4年度に梨部会の方が独自に行ったアンケート調査によると、後継者がいる農家は約1割、後継者がいない農家は約7割、未定が2割という回答でした。

後継者がいないなどの理由によるここ数年の梨の伐採面積については、約1から2ヘクタールと聞いています。生産をやめる梨農家の方は、周辺の梨園への害虫被害予防のために伐採をしているようです。

現在は、伐採する前にJA福井県、福井県坂井農林総合事務所、丘陵地農業支援センターなどに相談してもらうよう呼びかけをしております。

3点目の質問につきましては、市長がお答えします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 3点目の県補助事業等の地元負担金についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、あわら市において、現在は県単小規模土地改良事業補助金に上乗せして補助をすることはしておりません。これは、直接的に利益を受ける者がその事業に係る費用を負担すべきという受益者負担の原則の考えからでございます。

しかしながら、農業に関する事柄は、食料供給だけではなく、環境保全や地域コミュニティの維持など公共的機能が存在するため、今後見直しを検討していきたいと考えております。

そのほかの農村整備関係の県補助に係る地元負担に関する負担金軽減の支援は、坂井市と同等でございます。

一方、農業振興関係の県補助には、坂井市と率の違いがあるメニューがございます。例えば、未来に繋ぐふくい農業応援事業の中の、水田支援、営農の継続や新規就農支援でございます。

事業費に対する上乗せ補助が、あわら市では対象事業費の10分の1であるのに対し、坂井市は6分の1であるなど、坂井市の補助が上回っているものが見受けられます。

このことは以前から把握しており、率の見直しに関する検討・協議をしておりますが、県内の他の自治体を見るとほとんどの市町があわら市と同等であることから、現状維持としております。

今後につきましては、昨今の農業情勢などを十分に鑑み、技術の進歩に伴うICTを活用したスマート農業への支援など、時代の流れに即した支援策を検討していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 私も、坂井地区農業振興ビジョン、これは担当課のほうからメールで送っていただきまして、今回初めて全9ページのこのビジョンを拝見いたしました。

このビジョンは実行プランとして、後継者確保、水田地帯・丘陵地・砂丘地地域交流が挙げられ、あわら市を含む坂井地区の農業振興の方向性を示すものとなっております。

今ほどのご答弁で、本市の農業の展望・将来像については、坂井地区農業振興ビジョンに準拠しているのご答弁がありました。

本市の基幹産業である農業の展望・将来像は、農業者の方や6次産業に関わる方などに大きな影響を及ぼすとともに、市の経済にも大きな影響を及ぼすこととなります。

坂井地区農業振興ビジョンは第2次あわら市総合振興計画後期基本計画に位置づけられているのか、お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 今ほどのご質問にお答えします。

あわら市の総合振興計画後期基本計画は、令和3年3月に作成をされております。坂井地区の農業振興ビジョンの策定は、令和3年の5月策定でございます。したがって、先に策定したあわら市総合振興計画には位置づけられているものではありません。

坂井地区農業振興ビジョンは、坂井地区全般の農業領域において目指すべき将来像を示しており、あわら市におけるそれぞれの計画と食い違うものではないので、準拠して問題ないという認識をしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 持続可能な本市の農業の推進を図るには、商工業、観光業など他分野と横断的に連携した取組が必要です。

農業ビジョンの関連施策の推進を図ることは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に資することになります。

農業ビジョンの策定に際しては、農業者の方だけでなく、消費者、市民の方、商工関係者、観光関係者など、全市的な枠組みでの取組が必要と思います。

申し上げるまでもなく総合振興計画は地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画で、長期展望を持つ計画的・効率的な行政運営の指針が盛り込まれるものです。その意味からも、総合振興計画を上位計画とするあわら市独自のあわら市農業ビジョンの策定が必要と思います。

先ほどのご答弁で、まずは坂井地区農業振興ビジョンを着実に推進していくとありました。あわら市農業ビジョンの策定について必要性は認めておられるのか、いないのか、お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 現時点で必要性はないと考えております。最初にお答えをしましただけで、農業関係の個別計画は5つございます。これは、国が農業政策を推進する上で定めた法律や方針に基づき、市が地域の実情に合わせて策定した個別計画でございます。総合振興計画もカウントしますと6つになります。

坂井地区農業振興ビジョンはこの個別計画をおおよそ包括した計画であり、そのまま準拠して差し支えないものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 本市では現在のところ農業ビジョンはございませんけれども、観光面では昨年度、全国、世界から注目されるような魅力ある観光地を目指して、あわら市観光まちづくりビジョンを策定しています。

一方、県内では農業の持続的な発展に向けて、それぞれの市の基本計画にのっと

り、福井市農業活性化プラン、越前おおの型食・農業・農村ビジョン、鯖江市農業・林業・農村ビジョン、越前市食と農の創造ビジョン、お隣、加賀市では加賀市農林水産業振興行動計画などが既に策定され、農業を中心とし、市の特徴を生かしたまちづくりが動き始めています。

本市においても一日も早い農業ビジョンの策定を求めたいと思います。

次に、2点目の再質問に移らせていただきます。

先ほどの答弁によりますと、後継者のいない梨農家が約7割、未定の方を合わせると約9割の梨農家の後継者が決まっていなかったこととなります。

後継者の問題は個人的な問題でもありますから、梨生産農家の息子さんに「あなたは農業をきなさい」と言うわけにはいきません。しかし、後継者を確保するために行政として何か打つ手はないのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 今年5月に梨生産者から市に相談がありまして、市としても大きな問題と捉え、市から福井県に働きかけをしまして、相談の場を持ち始めました。

現在は、坂井農林総合事務所、それからあわら市、坂井市、JA福井県、丘陵地農業支援センターでこの梨生産者の継承のこと、あるいは担い手育成などのことについて協議検討中でございます。

まだ方向性や計画素案などは策定できておりませんが、解決に向かう方針、施策等をつくり上げていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 4反の梨畑があって、そしてその梨の木が全て伐採され、ネギが植えられている畑、梨の切り株と梨棚が残ったままになっている畑など、私の見た限りでは梨の伐採面積はまだ多いように思います。

多くの梨畑では植付け後40年以上が経過し、梨の木の更新時期も迫っていると聞きます。

このような中、万が一、ある梨農家の方が離農され、梨畑が残った場合、共同生産・共同出荷を進め、不足する人手は新たな雇用をする仕組みづくりなど、継続したあわら梨の生産につなげるため行政として何か打つ手はないのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 先ほどの回答と重複いたしますが、このことについて現在検討中でございます。解決に向かう方針、施策等をつくり上げていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 先ほどのご答弁で、福井県、JA福井県、あわら市、坂井市など関係者で解決に向かう方針、施策などの協議を進めているとありましたが、状況を鑑みますと対応は急がれると思います。

いつまでに策定を終える予定か、また、当事者である梨農家の方は含まれているのか、お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 策定期間も含めて検討していますので、現時点で策定期間は未定でございます。

また、現在、梨農家の方は構成員に入っていないと思いますが、検討途中の段階で梨部会長、それから地域の梨農家の方に意見をお聞きしております。

最終的な構成員につきましても、現在検討中でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 経済産業部長は、梨の木が伐採され切り株や梨棚だけが残っている畑、樹勢が弱り半分が伐採されている梨畑など、現場の状況をご覧になりますか。答弁はよろしいです。

今までの答弁を伺いますと、協議の全てが検討中に聞こえました。

約9割の梨農家の後継者が決まっていない、40年以上が経過した梨の木の更新時期も迫っている中、協議会での対応策が速やかにまとめられ、あわら梨の未来に向けた施策が一日も早く展開されることを農家の皆さんは待ち望んでいると思います。

これについて、市の迅速な対応を強く求めたいと思います。何かございますか、部長。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 5月に相談がありまして、現場のほうは課長と確認をさせていただいております。その中で、市としてもこれは大きな問題だと先ほど発言させていただきましたけれども、そういう状況で、市のみでの対応はなかなか厳しいものがございますので、まず県にご相談をいたしまして、これは何か皆さんで話し合う機会はないかということで、まず県に話をしまして、その中で、同じ坂井市の梨農家もありますし、そういうところも含めまして、皆さんで集まって解決の方向に向かいたいということで、皆さんが集まってこの問題を真剣に考えております。

今いろいろと案とか、こうしたほうがいいんじゃないかといういろんな意見が出ておりますけど、これも梨生産者を抜きに話はできませんので、いろんな梨部会の方や梨生産者の方の意見を聞きまして、これをどう解決していくかというのを本当

に今真剣に協議中でございます。

こういう問題というのは、時間をいただきたい問題でございます。これを真剣に今やっている状況ですので、もう少しお時間をいただければと、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 梨の後継者の育成の問題とか、それから梨の木の更新の時期の課題とかというのは、前から分かっていたことなんですよね。これは先ほどの部長のお話だと、梨農家の方からお話があったという話もございましたけども、やはりもっと事前に取り組むべきではなかったのかなというふうに私は思います。

ですので、時間も経過しておりますので、速やかに早い時期に対応策をまとめていただきたいというふうに思います。

それでは次に、3点目の再質問に移らせていただきます。

農業振興関係の県補助で、農業費に対する上乘せ補助が、あわら市では対策事業費の10分の1、坂井市は6分の1となっていて、このことは以前から把握しており、県内他の自治体を見るとほとんどの市町があわら市と同等のため、現状維持としているとご答弁がございました。

事業費に対する上乘せ補助は、農家の皆さんの負担軽減につながります。以前から把握していたが、ほかの市町と同等だから現状維持としているということではなく、他市町の状況を踏まえ本市の状況を勘案しながら、農家の皆さんの立場に立ち、適切な上乘せ補助額を求めていくという考え方に立つべきと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 県内の各市町の補助制度や補助率を参考に、本市の財政規模や財政状況の関係への影響などを総合的に鑑みて決定をしております。

今後、様々な条件により農業に係る経費が今以上に高騰するなど、農業を取り巻く動向が大きく変動する場合は、適宜適切なタイミングで見直しをしていくことは必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) では、3点目の再質問の2つ目でございますけども、あわら市、坂井市の丘陵地を区域とする坂井北部土地改良区が事業主体として県単小規模土地改良事業を施工する際にも、施工箇所が坂井市内の場合、坂井市は地元負担の一部負担をしておりますけども、施工箇所があわら市内の場合は市の負担はありません。同じ土地改良区域内であるにもかかわらず違いがあるんです。

金額的には工事費の1割ですから大きくはないかもしれませんが、地元負担金を支払う地区にとっては不公平感を感じる状態になっています。

ましてや、坂井北部土地改良事業は国営パイロット事業として旧金津町、旧芦原町、旧三国町が共同して始めた事業で、土地改良区内ではもちろん賦課金や用水費はあわら市、坂井市とも同額です。

今ほどの市長のご答弁で、この農業に関する事柄は食料供給だけでなく、環境保全や地域コミュニティ維持といった公共的機能が存在するため、今後見直しを検討していきたいと考えているとご答弁がありました。

確認ですけれども、これは具体的には県単小規模土地改良事業に係る市負担額の見直しを行うと解すればよろしいのか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 議員さんのおっしゃるそのとおりでございます。

この県単小規模土地改良事業につきましては、見直しを検討していきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) それでは、第1項目の質問を終えたいと思います。

続きまして第2項目、老いてもほっとするまちづくりについて。

1点目、本市の本年4月1日現在の高齢者数は9,236人、高齢化率34.93%で、このうち高齢の方の独り住まいは1,815人で、割合は17.5%と聞いています。

独り暮らし高齢者の方が健康であるなら、週1回など期間を空けて見守ることは有効ですが、突発的な119番もできないような病気やけがなども想定しなければなりません。

人による見守りが基本かつ重要である反面、24時間の見守りはほかの手段を検討する必要もあります。

独り暮らし高齢者への支援はどう行われているのか、お尋ねをします。

2点目、あわら市社会福祉協議会が地域の中で支え合う仕組みとして地域での立ち上げを支援している福祉委員会は、福祉推進委員、民生委員・児童委員、自治会、老人会、ボランティアなどの地域住民によって構成されており、独り暮らし高齢者や障がいのある方などの見守り活動、地域の気掛かりな人や世帯の情報共有、健康づくりや多世代交流などのサロン活動、ごみ出しや草刈りなどの生活支援、災害時に備えた見守り防災マップづくりなどの活動を行っていると聞いています。

市として福祉委員会の活動にどう関わり、また、今後、福祉委員会の活動をどう支援していくのか、お尋ねをします。

3点目、福祉ニーズは、独り暮らし高齢者の増加など高齢化もあって年々増大しています。

寿命が延びることは喜ばしいことですが、反面、認知症の方も増え、判断能力が十分でない方の生活を助ける日常生活自立支援事業の利用者も増加し、全国的にこの支援計画をつくる専門員の不足が課題となっています。

専門員は介護保険や障がい者支援などの専門知識が必要で、さらに、利用者には生活困窮者や家族とのつながりのない方など、深く関与することが必要な方もいて、成年後見制度を含め、幅広い知識が求められています。

社協の日常生活自立支援事業と連携し、判断能力が不十分な認知症高齢者の方や知的判断能力が十分でない方などへの支援をどう行っていくのか、また、社会福祉協議会における専門員の数は十分であると認識されているのか、お尋ねをいたします。

1 回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 1 点目のご質問にお答えをいたします。

独り暮らし高齢者への支援につきましては、民生委員の協力を得ながら、独り暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯の状況、緊急連絡先等の把握に努めており、同時に、社会福祉協議会が設置する福祉推進委員とも連携を図り、見守りを行っております。

また、定期的な安否確認が必要な高齢者については、食の自立支援事業として週 1 回のお弁当の配付を通じた安否確認も行っております。

加えて、認知症高齢者や一人歩きにより行方不明となるおそれがある方を対象に、安心生活ネットワーク事業として事前登録による見守り制度も運用しており、現在 35 の事業所と見守り活動に関する協定を締結しております。

各事業所の日常的な業務の範囲において何らかの異変などを察知した場合には、市に連絡をいただくとともに、緊急を要する場合は直接警察や消防等へ通報していただくこととなっております。

また、本市においては地域でのサポート役となる認知症サポーターが 2, 1 1 6 人登録されており、認知症高齢者やその家族の日常生活の見守りを行っております。

このほか 2 4 時間の見守りにつきましては、緊急通報体制整備事業としまして、6 5 歳以上の方で構成される世帯で、世帯員の 1 人以上が病弱者であるなど定期的な安否確認が必要な方を対象に、申請に応じて緊急通報装置を設置し、緊急時に備えております。なお、令和 5 年度末時点で 3 5 世帯が登録されています。

この事業は、市が契約する専門の事業所が警備員や看護師などそれぞれの分野の専門職を配置し、2 4 時間体制で家庭内の事故や急病等に対応し、緊急時には電話確認のみならず対象者宅を訪問し、必要に応じて救急車の出動等を依頼するものでございます。また、人の動きを検知する生活反応センサーを活用した定期的な安否確認を行うとともに、身体や心の悩みなどの各種相談にも応じております。

高齢者の支援については、行政のみならず、地域の方々をはじめ事業所を含む様々な方々の協力が重要です。今後とも区長や民生委員、福祉推進員などとの連携はもちろんのこと、事業所も含めた地域全体の見守りネットワークの強化に努めてまいります。

2点目、3点目の質問につきましては、健康福祉部長がお答えをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 2点目の、市として福祉委員会の活動にどう関わっているのか、また、今後、福祉委員会の活動をどう支援していくのかとのお質問にお答えいたします。

社会福祉協議会では、介護予防や日々の生活の困り事の手助けを行うなど、近所で支え合うための仕組みとして福祉委員会の立ち上げを支援しております。

平成25年度から始まりましたこの活動は、市内でこれまで39の行政区が取り組んでおります。

このうち、令和6年度には助成事業を利用して、25の行政区が福祉委員会として見守り防災マップづくりやサロン活動、ごみ出し支援を行っています。

また、福祉委員会は、日常の生活での困り事の支援や介護予防活動にも重点を置いています。住民が集まる拠点づくりを行い、見守りや生活支援も住民同士で行えることが期待されます。

市からの支援としましては、今年度、福祉委員会を立ち上げた地区において見守り防災マップづくりに取り組んだ際に、防災安全対策室の職員を派遣しています。

さらに、サロン事業、ごみ出しや草刈りなどの生活支援活動を行う地区の福祉委員会に対し、市は社会福祉協議会を通して補助を行っています。

今後もよりよい地域づくりのため、福祉委員会の構成メンバーである福祉推進員や民生委員・児童委員の活動を支援し、住みやすい福祉のまちの実現に努めてまいります。

次に、3点目の、市として社協の日常生活自立支援事業と連携し、判断能力が十分でない方などへの支援をどう行っていくのか、また、社会福祉協議会における専門員は十分であると認識されているのかとのお質問にお答えします。

日常生活自立支援事業は、あわら市社会福祉協議会が福井県社会福祉協議会の委託を受けて、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なため、1人では日常生活に不安のある方の福祉サービスの利用手続や金銭管理をお手伝いし、暮らしの安心をサポートする事業です。

令和6年8月1日現在、認知症高齢者34人、知的障がい者18人、精神障がい者19人の合計71人の方が利用しています。

判断能力の低下により日常生活自立支援事業の継続利用が困難となった場合は、令和5年4月に市と社会福祉協議会で共同設置しました支援機関が中心となり、成年後見制度へ円滑に移行できるよう支援しています。

また、専門員については、現在5名の社会福祉協議会の職員が兼務しながら、日常生活自立支援事業を利用される方を支援しており、困り事や悩み事の相談を聞き、本人の希望を基に支援計画を立案しています。

現在、専門員の数は不足していないものの、高齢化の進展により利用者が増加す

る中、その役割は今後ますます重要になると考えております。

社会福祉協議会に寄せられる相談は、年々支援に苦慮するような複雑化・複合化した生活課題を抱える内容が増加しています。

このため、地域包括支援センターや福祉まるごと相談室との連携がますます重要となりますので、今後とも役割分担を行いながら、日常生活に不安のある方の支援を行ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) それでは、再質問に移らせていただきます。

1点目についてですけれども、政府が本年5月に、今年1月から3月に自宅で亡くなられた独り暮らしの人が全国で、暫定値ですけれども、2万1,716人確認され、うち65歳以上の高齢者が約1万7,000人で、8割近くを占める現状を明らかにしました。

24時間の見守りは、孤独死を防止する意味からも大変重要だと思います。

緊急通報装置設置世帯35世帯のうち、独り暮らし高齢者の方の世帯は幾つなのか、また、利用者負担金を含め緊急通報体制整備事業の内容はどうなっているか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事(宮川利秀君) 緊急通報装置設置世帯35世帯のうち、独り暮らし高齢者の方の世帯は25世帯です。残り10世帯については、高齢者のみ世帯が8世帯、日中1人になる高齢者のいる世帯が2世帯となっていて、お一人お一人の生活状況を聞き取りまして設置をしております。

事業内容についてですけれども、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、定期的に安否確認の必要がある65歳以上の独り暮らし高齢者世帯等に対して緊急通報装置を設置し、市が契約します専門業者が24時間365日、家庭内の事故とか急病等に対応・支援を行っているというものであります。

また、利用者の負担金につきましては、1か月の利用料が固定電話型は843円——税込みです。——携帯電話方は1,356円で、設置に係る費用は、設置の際に特別な工事が必要なければ原則無料となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 高齢者の方の独り住まいは1,815人、言い換えますと1,815世帯になりますが、そのうち緊急通報装置設置世帯、今のご答弁ですと25世帯、僅か、パーセントにしますと1.4%にとどまっています。

対象者は定期的な安否確認が必要な人を対象にしているというご答弁がございましたけれども、高齢になると転倒や急病の発生も多くなり、遠方にいるご家族の皆さんも心配されることが多くなります。

対象者を、市内に住所を有し、独り暮らしでおおむね65歳以上の人、身体障害者手帳等級が1級、2級の交付を受けている人などに広げることができないのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事(宮川利秀君) 議員ご指摘のとおり、現在の対象者は65歳以上のみで構成される高齢者世帯等で、世帯員の1人以上が病弱者であり、定期的に安否の確認等を行う必要がある者としております。

現在のところ65歳未満の方からの問合せや希望はございませんが、介護保険法の被保険者は、65歳未満の方であっても介護保険の対象となる病気が原因で介護認定を受けた方も含まれることから、身体の状況や環境上の理由により必要があれば事業の利用が可能となるよう、見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、この中には身体障害者手帳を所持する方も含まれてくることが想定されますので、併せて身体障害者手帳1級、2級の所持者を対象とすることにつきましても、他市町の状況を調査いたしまして検討してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 独り住まいの高齢者の方に安心して過ごしていただくために、ほかの市で行われているような生活保護世帯や市民税非課税世帯への利用者負担金の減免はできないのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事(宮川利秀君) 先ほども申し上げましたけれども、1か月の利用料は固定電話型が843円、携帯電話型が1,356円で、設置に係る費用は原則無料となっております。

現在は、民間企業が実施いたします様々な見守りシステムもあります。利用者のニーズに合わせて、民間サービスを利用している方もいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

市としましてもこの事業の重要性を認識しておりますので、引き続き周知・啓発に努めるとともに、他市町の状況を調査いたしまして、より利用しやすい事業となるよう、利用者負担金の減免等も含めまして検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 次に、2点目の再質問をさせていただきます。

令和3年3月に策定された第3期あわら市地域福祉計画の基本理念は、「ともに支えあう つながりのあるまちづくり」となっていて、基本目標の1つ目に地域で支える仕組みづくりが挙げられ、その施策の方針として、つながりのある地域づくり、地域のつながりによる地域活性化、多様な地域福祉の担い手づくりとなっています。

これを具体的な形で実践している活動の一つが、市社協の福祉委員会ではないか
と思います。

残念ながら、この福祉計画には福祉委員会についての記載はありませんが、行政
として、今後、福祉委員会の活動と連携し、環境整備を行いながら、地域で支える
仕組みづくりをどう進めていくのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) ただいまのご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会は、あわら市地域福祉計画を勘案し、あわら市地域福祉活動計画
を策定しております。その計画において、福祉委員会を含めました地域福祉の支え
手を育成することについて記載があります。

行政としましては、社会福祉協議会が進める福祉委員会の活動が、多様な地域福
祉の担い手づくりにおいて重要な役割を果たしていると捉えております。

福祉委員会が地域福祉活動を継続して推進できるよう、担い手やリーダー育成に
寄与する福祉委員会の主催の研修等へ市の専門職が参加するなど、連携しながら地
域で支える仕組みづくりを推進してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) よろしくお尋ねをいたします。

それでは、次に3点目の再質問でございますけれども、日常生活自立支援事業の利
用が必要と考えられる認知症高齢者の方や知的・精神障がいのある方の利用対象者
の推計と実利用者の割合はどうなっているか、また、県内他市との比較ではどうな
っているか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 利用対象者推計については把握が困難ですが、現在公
表されている全国社会福祉協議会が取りまとめた状況によりますと、令和元年度の
全国の年間の新規契約件数は1万1,419件、令和元年度末現在の実利用者数は5
万5,717人となっています。

実利用者の割合では、認知症高齢者が約6割、知的・精神障がいのある方が約4
割となっており、近年、全国的に精神障がいのある方の利用が伸びている傾向があ
ります。

あわら市社会福祉協議会によりますと、本市におきましても同様な傾向である
とのこと。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) では、次に、日常生活自立支援事業は、介護保険法や障害者総
合支援法では成年後見制度の利用促進に向けた役割が期待をされています。

実際に成年後見制度の利用につながった事例は幾つあるのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 社会福祉協議会では成年後見センターを立ち上げ、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用に関する相談や手続の支援を行っております。年間1件から3件程度、成年後見制度の利用につながるケースがあるとお聞きしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) では、次の質問ですけれども、社会福祉協議会に寄せられる相談は、年々、支援に苦慮するような複雑な複合化した生活課題を抱える内容が増加していると聞きます。

先ほど地域包括支援センターや福祉まるごと相談室との連携がますます重要になるとありましたが、専任の専門員の配置並びに安定的な事業運営財源の確保など、事業実施体制の整備に向け市の支援が必要になると思いますけれども、行政として何か考えられる方策はないのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 社会福祉協議会の人件費については、あわら市社会福祉協議会運営事業補助金として毎年約3,000万円を超える支出額の計上をしております。

市としましては、今後も重層的支援体制整備事業などの交付金や補助事業の中で財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 第2項目の3点にわたっての答弁ありがとうございました。

緊急通報体制整備事業、独り暮らし高齢者や障がいのある方への見守り活動など、地域の中で支え合う仕組みとしての福祉委員会、認知症高齢者など判断能力が十分でない方の生活を支援する日常生活自立支援事業、これらは地域の中で誰もが安心して過ごしていただくために必要な事業活動だと思います。

今後とも行政と市社会福祉協議会が車の両輪として連携し、また関連団体とも連携をしながら、老いてもほっとするまちづくりをさらに進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

◇北島 登君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、15番、北島 登君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） 皆様、おはようございます。通告順に従いまして、15番、北島 登、一般質問を一問一答で行います。2つの提案型の質問をさせていただきたいと思います。

1つ目の質問は、夏休みや冬休みなど長期休暇期間中での放課後児童クラブ利用の子どもたちに昼食の提供をです。

あわら市の放課後児童クラブを利用する子どもたちは、夏休みはそれぞれの家庭で用意した弁当を持って行って食べています。

これまでも毎年8月の終わりに近づくと、早く夏休みが終わってほしい、学校の再開が待ち遠しいなどの声が子どもさんのいる家庭から耳に入ってきます。

ある調査の画期的な意義は、困窮子育て家庭にとって物価高騰が続く中での学校の夏休みが生活苦を深刻化させ、子どもにとってリスクの高い時期であることを浮き彫りにしています。

調査では、「夏休みはなくてよい」、または「今よりも短いほうがよい」を選択した回答者にその理由も尋ねています。理由として、エアコン代や食費など、子どもが家にいることで生活費がかかる（78%）、給食がなく、子どもの昼食を準備する手間や時間がかかる（76%）、子どもに夏休みの特別な体験をさせる経済的な余裕がない（74%）など、これらの回答は7割を超えています。また、給食がなく、子どもに必要な栄養が取れない（68%）の回答も約7割となっています。

長期休暇中は給食がなく、子どもの昼食を準備する手間や時間がかかる、給食がなく子どもに必要な栄養が取れないという回答は重大です。こちらの回答の9割が母子世帯です。

低賃金かつ一人きりで家庭を支え、働き、育児と家事も行う女性にとって、子どもたちへの昼食を用意するのに手間や時間がかかることは大きな負担となっております。また、子どもに必要な栄養を与えられる給食が夏休み中はなくなることも、不安要因であることは間違いありません。

夏休みが子どもの命や健康を脅かしかねないという現在の状況は、緊急事態です。根本的な是正を進める一方で、子どもにとって高まる夏休みリスクやネグレクトを乗り越えるための緊急支援策を実行することが求められています。

近年、先進地でその取組が始まっています。朝早くの弁当づくりの時間や負担を減らすため、夏休みなどの長期休暇期間中に放課後児童クラブで昼食を提供する取組が広がっています。

政府の労働力調査によると、共働きは令和5年に1,278万世帯。年々増えており、児童クラブへの需要は高まっています。こども家庭庁によると、長期休暇期間中に昼食を提供している児童クラブを把握している995自治体1万3,097か

所のうち、22.8%、2,990か所。これは昨年5月1日時点です。その後、提供の動きは広がっていて増加している状況です。

あわら市の共働き率も高いと考えられますし、また母子世帯もあると思います。働く保護者への負担軽減を図る、また子育て支援の一環として、放課後児童クラブでの昼食の提供についてどう考えているか伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 夏休み中の放課後児童クラブでの昼食の提供についてどう考えているのかというご質問にお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、昨年、国は放課後児童クラブでの昼食提供の状況を発表するとともに、全国の提供事例を公表し、全国の自治体に長期休暇期間中の昼食提供を検討するように促しているところでございます。

本市では現在、夏休みなど長期休業中の昼食は各家庭で弁当を準備しているところであり、多忙の中、保護者の皆様には頭の下がる思いでございます。

さて、昼食を提供するに当たっては、重要事項の一つとして昼食の提供方法の検討が必要となります。

国が発表した事例の提供方法は幾つかありまして、主流となっている弁当等宅配事業者との連携をはじめ、給食センターの活用やクラブを運営している法人による自社調理などがあります。

市におきましては、今年の3月、4月におおむね坂井地区を提供エリアとして網羅している弁当等宅配業者数社から、子どもクラブに対する昼食提供について聞き取りを実施したところでございます。

聞き取りをしてみますと、子ども用のメニュー作成をはじめ、注文方法、注文時期やそれに応じた仕入れ、最低提供数など、事業者として採算性の課題を解決しなければならないことが分かりました。

このことを踏まえ、現在、実現可能な条件等を確認するため、事業者と直接対話による意見交換を実施すべく、サウンディング型市場調査を行っているところでございます。

なお、現時点では応募していただいている事業者はいないため、すぐにでも実現可能な条件を整理し、昼食提供に向けた準備を開始するには困難な状況となっております。このほか、昼食を提供する際のクラブ側の体制についても検討が必要になります。

提供方法はいずれにせよ、昼食を配達していただいた後、昼食の受け取りや食事の後始末といった新たな業務が発生してまいります。

長期休業中の子どもクラブは開設時間が平日よりも長くなることから、支援員などの負担もかなり大きくなり、人材確保が課題となっております。

現在、子どもクラブの支援員数については運営基準を満たしてはいるものの、支援員の病気休暇などの各種休暇時の代替やシフト上の人員不足を補うため、シルバ

一人材センターに人員派遣を依頼し、各クラブを運営している状況であります。

このため、昼食提供に当たっては、支援員の負担増にならないような対策や昼食提供を考慮した人員配置、サポートなどの体制整備が重要となります。

昼食の提供は、どのような方法にしましても様々な課題があることが想定されます。今後それらの課題を整理し、市として最善の方法を導き、長期休業中の子どもクラブへの昼食提供を実現するための体制づくりを模索してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) ありがとうございます。じゃ、再質問させていただきます。

あわら市放課後児童クラブにおける昼食の提供実現に向けたサウンディング型市場調査を実施していただいている、現時点では応募事業者がないとのことですが、現状、応募事業者を待っていても実現性は低いと感じています。

あわら市放課後児童クラブにおける昼食の提供を実現させるハードルとしても、もしかすると曜日ごとに複数の事業者をお願いすることになるかもとも思っています。

地元飲食店や坂井地区エリアだけでなく、福井市や加賀市などエリアを広く見て、ケータリング事業者の規模等も模索して、あわら市から積極的に働きかけ、安定した供給体制を確立していただきたいと思っています。その点はいかがでしょうか伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点では事業者からの問合せ等もなく、大変厳しい状況であります。

議員にご提案いただきましたとおり、曜日ごとの複数の事業者を担当してもらうということも想定に置きまして、今後は地元の飲食店や坂井地区エリアだけではなく、福井市や加賀市などエリアを広げて積極的にアプローチを図っていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) よろしく願いいたします。

支援員の負担や不足の傾向が出るとのことだが、昼食の1時間だけのボランティアを募ればよいと思っています。

例えば、社会福祉協議会や子ども食堂、見守り隊などの地域ネットワークを活用し相談することで、数多くのノウハウや協力が得られることにより、人員配置はクリアできるものと思われますし、地域の子どもたちに対する支援の充実を促進させることができるのではないかと考えています。また、その1時間は支援員の方々は休息が取れると思われませんが、その点はどう感じますか。伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 支援員の負担を軽減することや、支援員の不足について対応するためには、地域の方々のノウハウやご協力を得ることも大事なことだと考えております。

今後は、長期休業中の昼食提供を何とか実現するためには、地域の方々にも相談に乗っていただき、支援員のサポート体制についてももしっかり考えてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） よろしくお願ひいたします。

再度市長にお伺ひしたいと思います。

夏休みのリスクやネグレクトは子どもの生存権に関わっていますから、特定の自治体だけではなく、国内どこに住んでいても同等のサービスが受けられるようであるべきと考えます。

先進地などで提供される昼食は、現在のところ有料であることが多い状況です。

貧困、子育て家庭の実態を見ると、その暮らしは限界ぎりぎりだったりします。

例えば1食550円としまして、20日で子ども2人ですと2万2,000円、児童クラブの利用料金、夏休みですと7,000円が2人で1万4,000円、合計3万6,000円となり、受益者負担が原則でも昼食の利用を避けてしまう傾向が生まれてしまうことも考えられ、そうなることが残念に思います。

近年、給食の無償化は急速に進んでいます。あわら市としても中学校から取り組みうとしておられる市長ですので、この件においてもすぐに理解して対応していただけたらと思います、一般質問をさせていただきました。

質問事項の夏休みの昼食の提供についても無償化を進めていくことが、子どもの生存権を守る上で重要だと思います。

子どもの生存権において地域による格差は許されませんから、自治体間の格差をなくすという意味でも国において費用負担すべきだと考えますが、理事者の見解はどのようなものか、また、この発言を受けてどのように取り組まれるか伺いたい。よろしくお願ひします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） お話が子どもの生存権のところまで行きましたので、ご丁寧にお答えしたいと思いますけども、学校給食の無償化につきましては、全国的にも実施している自治体が大変増えております。市町が実施する給食費の保護者負担軽減施策に対しまして、財政支援を講じることを国に働きかけるように県に要望しております。

私といたしましては、まずは学校給食の無償化を進めてまいりたい、チャレンジしていきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

また、夏休みの昼食提供の無償化についてでございますが、子どもクラブを利用する家庭とそうでない家庭との不公平性などについて考慮する必要もあるんじゃないかなと思います。

まずは、子どもクラブにおいて夏休みの昼食提供の実現に向けた体制づくりについて、課題を整理してしっかり取り組んでまいりたいと今考えているところでございますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） よろしくお願いたします。

それでは、次なる2点目の質問をさせていただきます。質問内容は、スケートボードができる広場の整備についてです。

去るパリオリンピックのスケートボード競技で、男子ストリートで堀米雄斗選手が金メダルを獲得し、東京オリンピックに続く2連覇を達成しました。男女とも若き日本選手たちがすばらしい成果を上げたことにより、今日のスケートボードへの関心が全国的にさらに高まっています。

実際、東京オリンピックを契機に全国で公設のスケートボード場の整備が進んでおり、2021年には243か所だったスケートボード場が、2024年には475か所と2倍に増加しています。

以前、路上での交通トラブルや騒音問題が懸念されていたスポーツでしたが、スケートボード場の整備が進んだことにより、誰もがスケートボードに親しむことができる環境が全国的に整いつつあることを示しています。

このような背景の中、あわら市と坂井市の旧坂井郡圏域内では、令和5年に日東シンコースタジアム丸岡内にスケートボード広場が整備され、旧坂井郡圏域内でのスケートボード競技への関心がますます高まっていることは明らかです。

県内には1,000人を超える競技人口が存在し、さらに、オリンピックをきっかけに、未来のアスリートとして新たにスケートボードを始める子どもたちが増えていく状況を踏まえると、特にあわら市、坂井市地域内は依然としてスケートボード場が不足していることは明らかな事実です。

そこで、あわら市内にスケートボード場を整備し発信することで、新たな人の流れによる宿泊や経済効果が生まれるほか、県内競技人口だけでなく、市域内の市民に対してスケートボードを通じたスポーツの機会を提供することができると思えます。以上の点からスケートボード場の整備を推進することを求めたいと思っております。

そこで伺いたいのですが、市内であわら市が認めているスケートボードができる場所はあるのか、また、安全性に対しどのような配慮がされているのか伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） 市内であわら市が公認しているスケートボードができる場所があるのか、また、安全性に対してどのような配慮がされているのかのご質問に

お答えいたします。

市内にはスケートボード専用の施設はありませんが、市内のスポーツ施設において、施設を損傷または汚損しないことや他人に迷惑をかける行為などをしないことなど、条例や施行規則に定める事項が遵守されれば利用を許可しています。

その例としまして、令和4年5月に、トリムパークかなづのアリーナ前の広場でスケートボードイベントが開催されております。

また、安全面については、スケートボードのようなけがをする可能性が高いスポーツで施設を利用する場合には、初心者にはヘルメットやプロテクターの装備を求める、事前の準備をするなど、利用者自身の安全に配慮した上でご利用をお願いしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 答弁ありがとうございます。

今ほどトリムのアリーナでイベントが行われていたことがある。たしかあそこのアリーナってブロック状態になっていて、結構がたがたなんかな。そういった状況だとあまり楽しめると思うとあれなんですけど、思うようなライディングというか、そういうものがなかなか難しいんかなって。そういうだけではなく、やっぱりきちっとした整備のできるような場所があるといいなと個人的には思っています。

再質問させていただきます。

スケートボード人口は、2021年の東京オリンピック以降人気が高まっており、急増しています。

また、先ほど申したとおり全国で公設のスケートボード場の整備が進んでおり、2021年には243か所だったスケートボード場が2024年には475か所と、3年で2倍に増加しています。現在も新しいパークが増え続けていて、地方自治体やコミュニティがスケートボード文化をサポートするために設置するケースが増えています。

このことについてのあわら市の見解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 市内では、市内スケートボード愛好者が令和4年4月にあわら市スケートボード協会を立ち上げまして、翌年4月から市スポーツ協会に加盟をしております。

市スケートボード協会は様々な活動を行っておりまして、例えば昨年にはアフレアのイベントにおきまして、スケートボード体験を春と秋に開催しております。

このようなスケートボード文化をサポートするために、市としましては市スポーツ協会を通しまして市スケートボード協会の活動を支援してまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） 今ほどスポーツ協会を通して支援してまいりたいとおっしゃっていましたが、どのような支援が考えられますか。その点お伺いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 今ほど説明させていただきました市スポーツ協会のほうには、競技団体としまして現在23の競技の団体が登録されておまして、そういうところは金銭的な補助でございますとか、そういうふうなサポートをさせていただいております。

特にスケートボード協会に関しましてですが、協会が設立されたのは令和4年の4月でございます、それ以後、教育委員会のほうに電話や面談等でいろいろな相談をいただいております。

そのうちの 하나가、スケートボードが跳ねたりジャンプをしたりする、何と申しますか、スノーボードのハーフパイプのような形状のランプというものなんですが、このランプというものを置いて練習ができる場所がないかというふうな相談を以前からいただいております。

それにつきましては、公共施設の空きスペースでございますとか市が保有している土地、こういう場所を活用できないか、現在も引き続きいろいろと協会と相談をさせていただいております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） 結論から聞きたいんですが、スケートボードパークを造る予定や計画はあるのか、また考えているのか、伺いたしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） スケートボードパークを造る予定ですがけれども、令和3年9月議会の平野議員の質問に対しましてご答弁をさせていただきましたけれども、この競技の特性としまして、けがをする可能性が高いこととか、走行音、着地音などに対する周辺住民の理解がなかなか得られにくいというふうな側面もございます。

福井県内の公設スケートボードパークにつきましては、県が設置したものが2か所、市町が設置したものが3か所ございますけれども、オリンピックのようなスケートボード競技で使用されたようなスケートボードパークの整備というふうになりますと、多額の費用が必要となってきます。

本市では、市内小・中学校あるいは公民館、スポーツ施設の修繕・改善などの優先すべき課題がまだ数多くあるということでございますので、多額の費用がかかるスケートボードパークの整備につきましては慎重に検討していきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） 慎重に検討していきたいと思っておりますということなので、前向きに検討をお願いいたします。

私もスケートボード協会の今後の動向、そして活動や活躍をしっかり見てまいりたいなと思っています。しっかり注視して、あわら市として何とかしたいなと思えるようなものになっていただけたらなと思っています。

そういった点で、そういう機会が訪れた暁には、あわら市としてもご支援をお願いしたいと思っております。

以上をもって一般質問を終えます。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩いたします。なお、再開は11時からといたします。
(午前10時51分)

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◇卯目ひろみ君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、16番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 16番、卯目ひろみ君。

○16番（卯目ひろみ君） 16番、卯目ひろみです。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問いたします。

昨日、吉田議員の一般質問で、防災・減災対策の全体的な強化についてはいろいろ細かいことを伺いました。私は、小さいことなんですけれども、日々の暮らしの中で直接市民にとってこうすればよくなるのではという、そういう視点から、今回はピンポイントで質問をさせていただこうと思います。

まず、災害時のペットを連れた避難についてということですが。

今年の1月26日に、毎年行っているある会の活動の一つ、市長と語る会を開催したときのことで、会員の方から、災害時のペットとの避難はどうすればいいのかという質問がありました。元旦に起こった能登半島地震の後だったので、妙にみんな心に迫るものがありました。

確かに今まで犬とか猫とかのペットも一緒に避難訓練とか、こういうものを取り込んだ防災訓練はこれまであまり考えてこなかったのかなと思います。

折しもこの7月に、佐賀県大町町にある認定NPO法人日本レスキュー協会佐賀県支部の視察見学の機会があり、行ってきました。この施設は九州全域を網羅し、主に災害があったときのための災害救助犬やセラピードッグの育成・派遣を行う拠点となっています。

このレスキュー協会は兵庫県に本部があります。もちろん能登半島地震でも大活

躍だったそうです。その様子はテレビ、新聞などでも話題になっていました。

視察研修の中で、これからはペットを連れた避難も考えていく必要があるということや、災害時の人とペットとの関わり方など、そういったことの話も聞くことができました。

これまで私たちの地域は比較的災害が少ないです。何だか遠い話と思ってきましたが、すぐ近くで大きな地震があり、また、この市内でも被害を受けました。また、雨の災害などもいつ起こるか分からない、そういった時代になりました。

そして、今、私たちの周りでも犬、猫を代表するペットを飼っている家庭も多く、犬を連れて、時には何匹も一緒に散歩する姿をよく見かけます。そして、その多くは家の中で、いわゆる家族の一員として飼われている小型犬が多いのではないのでしょうか。

災害特集番組で、実際に災害の被害に遭い、ペットを連れた避難生活を送られた方々のお話ですと、他人に迷惑をかけるといけないので、避難場所へは入らずに車中泊をしていたとか、建物の隅っこにいたとか言われる方が多かったようでした。多分あわら市でも、こういったことで悩んでいらっしゃる方はまた多いのではないのでしょうか。

さきの視察では、犬、猫などは狭くて薄暗いところを好む動物なんだそうです。貸出しゲージなどを使い、ふだんから家で訓練することもできるとおっしゃっていました。そしてまた、ぜひこのことを考えてほしいということもおっしゃっていました。

今後、市としても備えとして何らかの方法を考えてもいいのではないかと、勉強会、講習会といった啓発活動も必要なのではないかと私は思うのですが、市の考え方をお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） ペットを連れた避難訓練や勉強会、講習会などの啓発活動を取り入れるべきだと思うが、市の考えはとのご質問にお答えいたします。

近年、ペットは家族の一員という認識が高まっており、災害時にペットが理由で避難しなかったり、逃げ遅れたりする人がいます。今回の能登半島地震でも、ペット連れでの避難所利用を遠慮し、自宅の納屋で避難生活をしていた独り暮らしの高齢男性が亡くなった事例が発生しています。

ペットに関する防災の基本は、まずはご自身の安全を確保することです。飼い主が無事でなければ、ペットを守ることはできません。

次に、飼い主が責任を持って対応することが重要であり、避難が必要な場合はペットを同行し避難することです。

このようなことから国はペット同行避難を推奨しており、市といたしましても、飼い主がペットと共に躊躇なく避難できるよう備えておくことが重要であると考えております。

そのように考えると、ペットを連れた避難訓練を実施するというよりも、まずは、避難所において共に避難してきたペットをどのように受け入れるかの運営マニュアルを適切に定めることが重要であると考えております。

具体的に避難所は動物が苦手な人や動物アレルギーの人、幼い子どもなど、多くの人々が一緒に生活する場所であることから、避難所の受入れ・運営においてペットと避難者の生活エリアを分離し、接点を減らすことなどを今後検討してまいります。

また、ペットを連れての避難ができないと思い込み、帰って被災することを防止するため、チラシや広報紙、防災ガイドブック、あわら市公式LINEなどを通じて、ペット同行避難に関しての周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 16番、卯目ひろみ君。

○16番(卯目ひろみ君) ただいまのお答えの中にいろいろありまして、今回は答えが出ているようにも思いますので、再質問はありません。ただ、お答えの中に、飼い主が責任を持って対応することが重要であるというお答えがありました。だからこそ日頃の訓練、備えが必要なんですよ。今後進めていかなければならない、そういう市の方向、重要性がよく分かったので、ぜひ早々に受け入れる側の運営マニュアルをつくっていただいて、避難する側もまたきちんとした理解をするため、そういうために勉強会、講習会の啓発・啓蒙を行っていただきまして、そのチャンスは住民側も参加するなどお互い努力を合せて、少しずつ理解を深めていくべきかなと思っております。

住民の中に浸透していくには、まだまだ時間がかかるでしょう。でも、それでもやっていかななくてはならないんですね。災害は待ってくれない。待ってくれないですから、一日も早くそういったものに取り組んでいかなければならないのではないかなと思います。

多くの様々な人が一緒に生活することになるであろう避難所の特徴、じゃ、そのときどうすればいいのかなど、予備知識として広報紙、公式LINEなど、さっきお答えにもありましたけれども、ぜひ特集を組むなどして、そしてそれに触れられないような人をどうすればいいか、そういうことなども考えながら進んでいくべきかと思えます。これからの対応に心から期待しております。

では、2番目の質問に移ります。

まず、JR芦原温泉駅構内市道の一部にベンチを設置することは可能かという問いです。

新幹線が開業して5か月がたちました。アフレアをはじめ駅前もにぎわいが生まれて、これからますます期待が膨らみます。

そんな中、駅周辺、アフレアの使い勝手など、利用してみてもの便利さ、また不便さの再確認などはされているでしょうか。もし気づいたことがあればお聞かせください。

2番目、駅構内には東西をつなぐ市道があります。上下のエスカレーターがあり、夜には明かりがこうこうと灯り、遠くからでもよく見えるところです。新幹線改札口の前の一角に道幅を少し広く取ってある場所があります。この場所は、送り迎えやちょっとした待ち合わせの場所にもなっています。壁際には2段の手すりがついていて、それはそれなりにいいのですが、これまで何回かこの場所を利用している私一人としては、気がついたことをここで申し上げたいと思います。

この場所の壁に沿って、腰かけられるようなベンチのようなものを置くことはできませんか。可能でしょうか。質問します。

ぐるっと周りを見回しても、ちょっと腰かけられるようなところは周りには全く見当たりません。改札口を入れば、左側には立派な待合室があります。でも、そのためには、そこへ切符を入れて入らないとその待合室は使えません。改札口の手前には全くそういったところはないと思います。設計上そんなところは必要ないと思われたのか、また道路ですので何か法的な規制があるのかも分かりません。私には分かりませんが、ちなみに現在その場所には作り物が置かれています。

先日、ほぼ高齢者同士、私たち15人ほどで新幹線に乗って敦賀まで行ってみようという催しをいたしました。これが案外好評でして、また行きたいという声を聞いています。

このときもこの小さな広場で待ち合わせをしたのですが、誰ともなく、座るところがあるといいのという声がたくさん上がりました。そのときはみんな、長いこと待っていますとちょっとしゃがみ込んだような形になっていて、ここにベンチみたいな椅子があるとどんなにいいかなとそのとき思ったものです。

つい先日も、今度は若い方から、やはり腰かける場所が欲しいという声を聞きました。そうですね、今ちょうど元のJR駅、現在のハピラインですね。あそこにコンビニのある待合室がありました。ああいう場所ですよ。あれほど別に大きくななくてもいいんですけれども、ちょっと座るところが欲しいという意味です。

アフレアをはじめ駅周辺を、もう一度利用者側からの身になっての便利さ、不便さの再確認も必要かと感じていますが、いかがでしょうか。

駅はたくさんの人々が乗り降りするところ、待ち合わせをするところです。お迎えの人もいるでしょう。逆に送っていかれる方もいると思います。いろんな人が思い思いに利活用してくださることは大変喜ばしいことです。そして、その場所を使い勝手のよい場所に仕立てていくのは、管理する側の大きい親切心にもあるのではないかと私は考えていますが、市の考え方をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 1点目の駅周辺施設やアフレアの利便性で確認できたことはあるかというご質問にお答えしたいと思います。

駅周辺施設には、自由通路や交通広場、市営駐車場、アフレアがあります。市営駐車場につきましては、アフレアでのイベント開催時におきまして一時的に西口立

体駐車場が満車になることはありますが、東口駐車場で補われている状況でございます。

また、利便性向上の一環として、開業前に西口立体駐車場及び東西交通広場駐車場では、クレジットカードや交通系ＩＣカードが利用できるようキャッシュレス化に対応しております。なお、東口駐車場につきましては、今年度実施予定の機器入替え工事におきましてキャッシュレス化に対応してまいりたいと考えております。

一方で、西口立体駐車場におきまして、駐車場内の案内看板が分かりにくいという声や、入り口と出口が分かりにくいというご意見をいただきました。そのため、開業前に場内案内看板の見直しを行ったほか、入り口と出口が分かりやすいよう、新たに看板を設置するなどの整備を行っております。

また、アフレアでは利用者の声を収集するため、ホール内にご意見箱を設置しております。

これまでいただいたご意見といたしましては、２階のふくいミュージアム内のキッズスペースやカウンターが使いやすい、観光情報の発信方法がユニークで面白いといった内容が多くございました。

そのほか、多目的トイレの鍵の位置が低く、障がい者にとって使いにくいといったご意見に対しましては、トイレと授乳室の鍵を高い位置に増設し、対応を図ってまいりました。

また、最近ではピアノを置いてほしいというご意見を受けて、休校中の波松小学校のピアノをホール内に移設し、魅力的な空間づくりに努めておるところでございます。

今後とも利用者の声を広く収集し、改善すべき点は迅速に対応を図りながら、各施設の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の自由通路にベンチを設置できないかというご質問にお答えします。

東西自由通路は、ＪＲ芦原温泉駅東西間の歩行者の往来を目的に、幅員４．５ｍで整備しております。そのうち新幹線駅の改札前や券売機付近の１．８ｍ区間は、一時的に人が滞留するスペースとして幅員７．６ｍに拡幅をしております。

新幹線利用者の待ち合わせについては、ベンチや冷暖房が整備されたアフレアや駅構内の待合場を想定しておりました。

一方、新幹線開業から約半年がたち、新幹線利用者同士の集合場所や送迎の場所として拡幅したスペースに短時間とどまる利用者がいらっしやって、このような利用者のニーズに対応していくことも必要と考えております。

議員ご提案のベンチ設置については、このような利用者の方に対しての利便性向上が図られると考えます。

設置に当たっては、自由通路や駅利用者で混雑する際の人の流れや通行時の安全性、利用形態を踏まえ、ベンチの形状や数について検討したいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） １６番、卯目ひろみ君。

○16番（卯目ひろみ君） 開業してまだ6か月ぐらいですけれども、6か月の間でも小さな見直すべきところがいろいろあるんだなと思います。

特別な再質問はありませんが、出来上がったものが最終目的ではないんですよね。出来上がったその瞬間から、使いながら、また1つずつ改善していくものだと私は思っています。使い勝手が悪ければ、使いやすくしていけばいいんだと思うんですね。

その証拠に、西口立体駐車場、あそこの中の案内看板が以前分かりにくくて、本当は出口を右に曲がらないといけないのに2階のほうへ行ってしまったという声をよく聞きました。

その西口一帯の案内看板ですとか、実際にその場に行って感じるものがあります。そして、一度、職員の方と一緒にいったことがあります。そのときの職員の方々の直接見て、そのとき思ったアイデアで、私たちの知らない、また使い勝手がよくなりました。だから、やはり何かをするには、ただ思うだけではなくて、その場に立ってみて、自分がその身になって考えていくということが、やはりみんなにとって得といたしますか、みんなにとっていいことだということなのではないかなと思います。

どんなときも人の身になって、その場に自分が立って感じることを、そして、そのことが本当にいいことなのか、もしかして無駄ではないか、それも考える必要があると思います。

それから、それをしたことによって使いよくなるのかどうかを、そういう判断する力を日頃からやはり蓄えていく訓練といたしますか、そういうのも私たちには必要なのではないかなと思っています。

本当にピンポイントの小さなことの積み重ねですが、1つずつ感じたことをこうやってお話しさせていただくことで、また前向きに、このあわら市にとって、みんなが住みやすくなれば、使い勝手のいいまちになればいいと思っています。

今はただ駅だけのことでしたが、お互い努力し合って、これからもみんなでいいまちづくりを進めていかななくてはいけないと思います。

再質問はありません。これで一般質問を終わります。

◇平野時夫君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、8番、平野時夫君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 通告順に従いまして、8番、平野時夫、一般質問を行います。分割質問分割答弁にて行います。

スケートボードについてでございます。北島議員にかぶせてきたわけではありませんで、よろしく申し上げます。

初めに、真夏の大熱戦を終えた2024パリ五輪は、日本の若者たちの大活躍によって多くのメダル獲得と、私たちに勇気と希望と感動を与えてくれた選手団に大賛辞を送らせていただきます。

さて、今大会のスケートボード競技では、14歳の女子ストリートで吉沢恋選手と、東京五輪に続き見事に大逆転で2連覇を達成した、男子ストリートで堀米雄斗選手が金メダルを獲得しました。

また、女子ストリートの15歳、赤間凜音選手と女子パークの開心那選手、14歳がともに銀メダルに輝き、ものすごい結果を残したのです。

この偉業を達成したことで、日本はもはやスケートボード大国になったとも言えます。

日本がスケートボードに強い要因の一つとして、東京オリンピックを契機としてスケートボードを行う環境が整備されてきたことが挙げられます。自治体など公設のスケートボードパークが増えているのです。

NPO法人日本スケートパーク協会のまとめによると、東京オリンピックが開かれた2021年には——先ほど北島議員の質問にもありました——243か所だったのが、2024年は475か所と約2倍に急増しました。

それから、BMXというのがあります。自転車競技ですね。インラインスケートなどの愛好者が増えているのに対し、日本ではまだ専用施設の数が絶対的に足りていないのが現状です。そのため、愛好者が公道や家族連れの多い公園などで肩身の狭い思いをしながら楽しむしかないという場合が多く、安全面の上でも危険な状態と言えます。

これからさらに人気が高まることが予想されるこれらのスポーツを、気兼ねなく楽しめるスケートパークの建設が望まれます。重複する答弁は覚悟しておりますので。

スケートボードの練習用の施設については、ちょうど3年前の9月の定例会において一般質問をさせていただきました。その際の答弁では幾つかの諸問題を述べられて、今後の対応として市内のスケートボード愛好者の把握でしたが、現在はどのように把握されているのかお聞かせください。

そして、規模はともかく、近い将来、大人や子どもたちが楽しく伸び伸びとスケートボードの練習ができる場所や施設を整備する考えはないでしょうか。1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) まず、1点目の市内スケートボード愛好者の把握はしているのかとのご質問にお答えいたします。

先ほどの北島議員の答弁でも申し上げましたけれども、市内スケートボード愛好者が令和4年4月にあわら市スケートボード協会を設立し、翌年4月からは市スポーツ協会加盟の団体となっております。

市内スケートボード愛好者の数につきましては、市スケートボード協会からの報告によりますと、今年8月時点で会員10名を含め、40から50名の人ということでございます。

次に、2点目の大人や子どもたちが楽しく伸び伸びと練習できる場所や施設を整備する考えはあるのかとのご質問にお答えいたします。

これも先ほどの北島議員からの質問でもお答えしましたとおり、多額の費用が必要となりますスケートボードパークの整備につきましては、慎重に検討していきたいと考えております。

また、既存施設の空きスペースや市が保有する土地を活用するなど、気軽に練習できる場所につきましては、引き続き市スケートボード協会の相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 安心してください。再質問はありません。

スケートボード愛好者が40人から50人ということですが、この数は非常に少ないと見えるかもしれませんが、僕も、私もスケートボードをやりたいという潜在的なファンが多く潜んでいるものと思っております。

しかしながら、他のスポーツ施設と違い、市内にはまだ1か所も気兼ねなくスケートボードの練習ができる場所や施設がありません。それぞれ優先すべき順位はあるかと思いますが、私はスケートボードの施設整備が優先順位の上位にランクされても不思議ではないのではないかと考えております。

1か所整備されると、市外また県外から愛好者が訪れてまいります。子どもたちや大人たちが楽しくにぎやかに練習している光景が目につかびます。

改めてスケートボード施設整備に向け市の力強い後押しを強く求めて、この質問を終わらせていただきます。

次の質問ですけれども、行政書士の業務取扱いについて質問いたします。

近年、行政への申請手続書類は、社会の複雑化と高度化に伴って年々行政手続は高度な法的知識や専門知識を有する者でないと申請できないことが多くあります。

そこで、国の制度として行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資するために、行政書士法を定めて行政書士を養成しています。

行政書士法には、行政書士でない者はなりわいとして官公署に提出する書類作成の業務を行うことができないものとされ、これに違反した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることと規定されています。

しかしながら、行政書士の名を語り、または行政書士登録をすることなく、不当な報酬を得る目的を持って行政書士の業務を行う者が後を絶ちません。

これらの違反防止に努めていること、違反行為の根絶は至難の業であります。非行政書士が作成した書類を受理した役所の責任にもなります。

そこで、窓口業務の適正化のために幾つか伺いたいいたします。

市役所内に行政書士が関わる書類申請などの業務は幾つあるのでしょうか。
また、行政書士以外の代理人が書類等を提出した実績はあるのでしょうか。
それから、行政書士以外の代理人の方から書類作成のために質問を受けたことはありますか。

次に、行政書士法施行規則第9条により、行政書士の作成した書類の欄外に記名し、職印を押さなければならないとされています。書類を受理したときの確認作業についてはいかがでしょうか。

また、市役所においても違法・不当な書類の作成・提出行為の排除を徹底する必要があります。違法行為に対する防止策についてお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) まず、1点目の行政書士が関わる書類申請の業務は幾つあるかについてお答えいたします。

行政書士は行政書士法に基づく国家資格者で、他人の依頼を受け報酬を得て、市役所や県庁、警察署等に提出する書類の作成や、これらを官公署に提出する手続について代理することを業としております。

その対象となる業務は許認可をはじめ行政手続全般に及び、その数は1万種類を超えるとも言われており、本市におきましても農業や土木、環境などをはじめ、多岐の分野に関する相当多数の申請において行政書士が関わってくるものと考えております。

本市における過去3年間の行政書士による許認可等に関する申請状況を調査したところ、農地の権利移動や転用など農地法に基づく許可に関する申請業務、土地を農業振興地域から除外する農業振興地域の整備に関する法律に基づく申請業務、森林の土地の取得に関する森林法に基づく届出業務、市が発注する工事等の入札参加資格に関する競争入札参加資格審査申請の4つの業務で行政書士による申請があったところでございます。

次に、2点目の行政書士以外の代理人が書類等を提出した実績はあるか、及び3点目の行政書士以外の代理人から書類作成のために質問を受けたことはあるかについてお答えいたします。

調査を実施した過去3年間では、行政書士以外の代理人が書類等を提出した事例や、書類作成のために質問を受けた事例はありませんでした。

次に、4点目の行政書士が作成した書類の欄外に記名し職印を必ず押すが、受理時に確認しているかについてお答えいたします。

行政書士と称する者から申請書の提出等があった際は、行政書士の名前の記入と職印の確認を行うとともに、会員名簿や行政書士証票等により行政書士であるか否かを確認しております。

次に、5点目の違法・不当な書類の作成・提出行為の防止策についてお答えいた

します。

行政書士でない方が業として官公署に提出する書類を作成するなどの行為は、行政書士法の規定に反する違法行為であるため、抑止すべきものであると認識しております。

現在本市では、行政書士制度の正しい理解を促すため、行政書士会が作成した啓発ポスターを市役所庁舎内に掲示しております。

また、市民課、市民課芦原分室、農林水産課、建設課においては、窓口に非行政書士行為が違法であることを警告するプレートを設置し、違法行為の防止に努めているところでございます。

引き続き福井県行政書士会と連携を図りながら、行政書士制度の周知を改めて行うとともに、申請書類等の提出、許可書等の交付の際には、提出相手方の本人確認を行うこと、また、行政書士と称する者から申請書の提出等があった際には、会員名簿、徽章、会員証、行政書士証票等により行政書士であるか否かを確認することを徹底するなど、窓口における違法行為の防止に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） ご答弁ありがとうございました。これも再質問はありません。

今回、7月の26日に公明党福井県本部が2024政策要望懇談会を開催した折に、参加していただいた団体の一つである日本行政書士政治連盟福井県支部からお伺いした要望内容を一般質問で取り上げさせていただきました。

非行政書士に対する監察活動は、行政窓口に提出される全ての関係書類の細部にわたるチェックが必要とされており、重大な責任を負っております。今後とも、窓口業務の適正化のためにご尽力されますようご期待申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

3つ目のテーマに移ります。相続で分散化する農地の有効活用についてということで質問させていただきます。

日本にとって農業の継続は重要事項であることは、今さら申すまでもなく大きな課題でございます。

現在、国内での食料の自給率は37%と低い水準であります。また、日本の農地面積は緩やかですが減少傾向にあり、後継者がいない農家も多い中で、相続等による農地の分散化によって農家経営の継続が困難な事例も出ております。

後継者がいない農家も多い中で、相続等により非農家が農地を所有することによって不耕作地を増やすことになってしまうのです。

そこで、農地として有効活用していない農地の活用方法についてお聞きいたします。

あわら市の不耕作農地、耕作放棄地の現状はどのようになっているのでしょうか。

また、その中で非農家による農地の所有状況について把握はしているのでしょうか。

次に、農地分散化に防止に向けた対策についてお伺いします。

前問と関連しますが、農地集約のために農家への働きかけはどのように行っているのでしょうか。

1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 1点目の不耕作農地、耕作放棄地の現状はどうなっているのかについてお答えいたします。

不耕作農地、耕作放棄地、いわゆる遊休農地は、毎年市が実施する丘陵地畑作調査や水田調査により場所や面積を把握しています。

令和5年度の調査では遊休農地67.0ヘクタールとなっており、あわら市全体の農地3,861ヘクタールから見ると約1.7%となっておりです。また、ここ数年、この遊休化率は横ばいの状況となっております。

次に、2点目のその中で非農家による農地の所有状況は把握しているのかについてお答えいたします。

農業委員会が持つ農地台帳により、土地の地目や貸し借りの状況、土地の所有者について確認できます。これにより非農家による農地の所有状況は把握しております。1点目のご質問にお答えしました遊休農地67.0ヘクタールは、ほぼ非農家の所有地でございます。

次に、3点目の農地分散化防止に向けた対策はあるのかについてお答えします。

後継者がおらず耕作できない農地については、これまでも市では地域の担い手に位置づけられた農事組合法人や個人の認定農業者に情報提供し、協議の上で引き継ぎ、農地を継続してもらっております。

このように地域の担い手に農地を集積し、または集約化を実施した当該地域に対しては、一定の条件の下、地域集積協力金を交付しております。

また、本市では令和5年度から市内各地区で将来の農地の在り方などを示す地域計画及び目標地図を作成しており、本年度中に完成する予定でございます。

各地区や関係団体と協議を重ねながら今後の農業について考えていき、農業をやってみたいと思う人が参入しやすい環境を地域と協力して整備していきたいと考えております。

次に、4点目の農地集約のために農家への働きかけはあるのかについてお答えをいたします。

さきの回答と重複いたしますが、高齢による離農や相続によって農業ができなくなり遊休農地となることを防止するため、周辺の農事組合法人や個人の認定農業者に耕作の呼びかけを行っております。

今後も集約化の推進に地権者、耕作者の理解を得ながら、この働きかけを継続していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 再質問させていただきます。

ふくい園芸カレッジ卒業者のあわら市への定着率、また兼業農家の割合、また後継者不足問題、そして農地の相続放棄の割合はどのような現状になっているのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） まず、園芸カレッジ卒業者のあわら市への定着率、これにつきましては過去3年間では、令和5年度は42%（28名中12名）、それから令和4年度は16%（25名中4名）、令和3年度は33%（24名中8名）という状況でございます。

県内の園芸カレッジと考えれば、あわら市内への定着率というのは高い率のほうだと認識をしております。

それから兼業農家の割合につきましては、これは2020年農林業センサス、最新がこの数字でございます。あわら市の副業的経営体の割合ということで、76%、457経営体のうち349という状況でございます。

それから後継者がいないという問題、これは数字というより多くの方からお話を聞いている状況でございます。

それから農地の相続放棄の割合、これは把握している数字がございません。相続等により農地を取得した場合のみ、農業委員会に届出の義務が発生するという仕組みによるものでございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 次の再質問ですけれども、将来の農地の在り方を示す地域計画及び目標地図の作成は何か年単位を視野にしているか。先ほどの北浦議員の質問の答えで、たしか10年って言っていましたね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） この地区計画は10年後の将来を見据えて策定する計画でございます。令和7年3月末、つまり令和6年度中に策定を予定しております、現在作成中でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 10年単位というと結構長いように見えますけれども、中間に計画の見直しとかということはされるのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） これは先ほどの相続とかいろんな所有者の問題もありますので、そういう変更、移動を含めて中身を見直すというような毎年単位の作業になるものでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 相続登記しなくて放置されたままの土地はどのくらいあるのか、また、相続土地国庫帰属制度という制度の周知が課題とされていることについてはいかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 先ほどの農地において相続登記をせず放置されたままの土地の状況、これは数字としては持っておりません。ただ、この相続土地国庫帰属制度について、これまで市の農林水産課へ制度の問合せ、それから分かりにくいといったようなことは今のところ聞いていないような状況でございます。

いろいろ相続等の状況が発生しましたら、あわら市の場合は皆さんから今のところはいろいろ相談がありまして、その中でこの相続土地国庫帰属制度、こちらのほうを考えている方があるという相談を受けた場合は、この制度の案内や法務局への相談を促しているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 今回初めて農業に関する一般質問をさせていただきました。

もともと私は勝山の農家の生まれで、社会人になるまでの短い期間、小規模でしたが親の苦勞の一端を見てきました。親から農家を引き継ぎ、高齢になった長男が亡くなる数年前には離農しております。ご多分に漏れず後継者問題です。農業問題を語れるほど精通していませんが、やはり農家のDNAが流れているのでしょうか。

いずれにせよ、現役農家の方々は自然を相手の厳しい環境の下、大きなリスクも覚悟しながら懸命に営まれています。

国の農業政策やかじ取りに誤りがあってはなりません。「大悪起れば大善来る」、「災い転じて福となす」との言葉があります。思い切り片仮名文字で表現するならば、どこまでもポジティブに取り組むマインドとチャレンジがポイントではないでしょうか。今後とも農家に対しての強力なサポートに期待いたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩いたします。なお、再開は13時といたします。

（午前11時52分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◇室谷陽一郎君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、7番、室谷陽一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 議長のお許しをいただきまして、通告順に従いまして、7番、室谷陽一郎が分割質問分割答弁にて一般質問を行いたいと思います。

私の一般質問のテーマですが、上下水道事業包括的民間委託業務の進捗状況と上下水道事業の課題と対応について一般質問いたします。

まずもって上下水道事業の課題と方向性についてですが、令和3年度あわら市上下水道事業包括委託検討業務報告書の第1章、はじめにというところに端的にまとめられていますので、まず読み上げたいと思います。

「あわら市の上下水道事業は、都市の健全な発達、公衆衛生や生活環境の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、計画的な整備と維持管理をはじめとした事業経営を行わなければなりません。

しかしながら、給水人口減少及び節水機器の普及に伴う料金等収入が伸び悩み中、老朽化した上下水道施設の改築更新のための建設事業費の不足、経験者の大量退職などにより深刻化する人材不足等経営環境が厳しさを増しており、継続的な基盤強化と経営健全化の取り組みが今後一層必要となる。

このようなことから、上下水道事業の経営基盤強化と経営健全化を実現するための方策の一つである「民間活力の導入」を図ることを目的に、本市に最適な包括委託のあり方を検討する」というのが序文に記されています。

こういったものを受けて、本年4月に上下水道事業包括的民間委託業務公募型プロポーザルの選定の結果が報告されました。

上下水道事業の課題解決の一環であると認識した上で、最初の質問として、あわら市上下水道事業包括的民間委託業務——これは正確に言うと官民一体型包括的民間委託になるんですが——の進捗状況はどのようなかということを質問したいと思います。

次に、昨年3月定例会において、私は同じような上下水道事業の課題と対応について質問しております。その際の答弁におきまして、平成30年度に策定したあわら市水道事業経営戦略または下水道事業経営戦略を継続的に見直しつつ、広域化、民間活用、適切な資産管理といった抜本的な改革に取り組んでまいりますという答弁がございました。

この3つの柱の1つの民間的な活用、これは先ほど質問を挙げましたが、そこで2つ目の質問としては、あわら市の上下水道事業の課題解決のための施策であるところの広域化の進捗状況はどのようなか、これを質問したいと思います。

3つ目としては、あわら市上下水道事業の課題であるところの適切な資産管理とはどのようなかということを質問したいと思います。

最後に、昨日、新聞に期せずして掲載されておりましたが、「県水料金払いすぎ」の記事が掲載されておりました。

新聞の記事を一部引用しますと、あわら市が県から供用を受けている水道用水、県水の契約料が実態と合っていない、2022年の使用料3億7,200万円のうち、1億2,300万円は使っていない水であると。使用量に関わらず契約水量という制度で料金を決める責任水量制が採用されているからであるということが掲載されておりました。

たまたまそういう記事が載っておりましたが、4つ目としましては、2018年から行っている県に対しての水道用水の責任水量の引下げについての要望活動はどのようになっているか、今後の見通しと、対策について進捗状況はどのようかということをご質問したいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) まず、1点目の上下水道事業包括的民間委託業務の進捗状況はどのようかというご質問にお答えしたいと思います。

上下水道事業包括的民間委託業務につきましては、本年3月25日にプロポーザルによりメタウォーター、NJS・E&M共同企業体が優先交渉権者として決定されました。4月25日に正式に包括委託契約を行い、10月1日の業務開始に向け、現在、事業者への引継ぎ作業を行っております。

まず、料金、窓口業務につきましては、10月1日から事業者から8名の社員が派遣され、上下水道課内に常駐し業務を行うこととなります。このため、現在4名の社員が派遣され、引継ぎを行っているところです。

また、県水受水場や配水場、増圧ポンプ場などの上水道施設や、中継ポンプ場やマンホールポンプ場などの下水道施設に係る施設管理業務につきましては、機械や電気設備などの専門的知識を有する市職員がいないことから、保守管理や維持管理、一部更新に係る業務も行っていただきます。

現在、保守点検の状況や修繕履歴を分析していただくとともに、施設の修繕または更新について専門的な知見による判断をいただいているところであり、事業者が自ら立てた計画に基づき、委託料の範囲で実施することとなります。

また、トラブル発生時の対応や月に一、二回の施設点検も実施することとなっております。

一方、管路に係る業務につきましては、従来どおり市職員により保守点検や維持管理、更新業務を行ってまいります。

2点目の質問につきましては、土木部長がお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 2点目の上下水道事業の課題解決のための施策であるところ

ろの広域化の進捗状況はどのようなかについて、ご質問にお答えいたします。

まず、水道事業の広域化につきましては、令和5年3月に県が作成した福井県広域化推進プランのロードマップに基づき、あわら市、坂井市、福井市、勝山市、大野市、永平寺町での事業統合を目指すこととなっております。

現在は、取り組みやすいシステムの共同化や資材の共同調達など、事務の広域的な広域的処理の検討を行っております。

下水道事業の広域化につきましては、同じく令和5年3月に県が作成した福井県汚水処理広域化・共同化計画のロードマップに基づき、各市町が複数抱えている公共下水道や農業集落排水の統合を目指すこととなっております。

現在は、取り組みやすいシステムの共同化や不明水対策など、広域連携できるものがないか検討を行っているところです。

いずれにしましても、広域化につきましては各事業体の経営状況などが大きく異なることから、なかなか本格的な議論までに至っていないのが現状です。

なお、上水道の広域化につきましては、水道法により県が実施に努めることとなっております。また、下水道の広域化につきましても、国などの通知により県が主体的に進めることとなっております。

引き続き県に対して、法令等に従い、広域化のさらなる推進について協力を求めてまいります。

次に、3点目の上下水道事業の課題であるところの適切な資産管理はどのようなかについてお答えいたします。

水道事業の適切な資産管理につきましては、国がガイドライン等を示しており、保守点検等の結果を基に適切に施設の維持修繕を行うこと、台帳の整備を行うこと、施設の計画的な更新を行うこととしております。

台帳の整備につきましては、管路台帳のシステムは保有していましたが、管路の位置等の情報を掲載しているだけのマッピングシステムであったため、今年度5月にシステムの更新を行い、今後は管路の保守点検や破損、修繕等の情報なども管理していきます。

また、県水受水場や配水場などの施設や設備につきましても、令和5年度に台帳の整備が完了し、これまで書面や個々のエクセル等のデータで保管していた保守点検や破損修繕等の情報を一元管理しております。

このように効率的な管理を行い、今後の水道施設の修繕や更新に活用してまいります。

保守点検等の結果を基に行う修繕及び計画的な更新につきましては、令和3年に上水道管路等更新計画を策定し、令和4年度から順次更新を進めております。

下水道事業においても、国のガイドライン等に従い上水道と同時に更新した管路台帳システムや、10月から開始する包括委託業務で整備する施設設備台帳システムにより、保守点検や破損、修繕等の情報を一元管理してまいります。

また、修繕や更新につきましては、令和3年に下水道ストックマネジメント計画

を策定し、緊急性の高いマンホールポンプから更新を実施しております。

管路においても、令和5年から計画に基づいた点検・調査を実施しており、その結果を基に業者の専門的な知見をいただきながら、今後の修繕や更新に活用してまいります。

4点目の質問につきましては、副市長がお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 副市長、前川嘉宏君。

○副市長(前川嘉宏君) 4点目の、県に対しての水道用水の責任水量の引下げについての要望の今後の見通しと、対策について進捗状況はどのようなかのご質問にお答えいたします。

水道用水の責任水量の引下げにつきましては、これまでも県に要望を行っており、令和3年度には用水単価を1m³当たり2円引き下げていただいておりますが、引き続き県に対する重要要望の中で1番目の要望事項として、10月に知事に対して要望を行う予定でございます。

また、令和6年3月と4月に私が県の担当部である産業労働部と協議を行うとともに、5月と7月に担当課である県の公営企業課と担当部課長レベルで2回協議を行っております。

この協議の中で今後の施設更新に必要な金額を算出することと、その施設更新の内容につきましては、受水市であるあわら市及び坂井市と十分な協議を行うとの県の回答をいただいております。

今後もこれらの協議を通じて、最低限の施設更新に必要な金額を満たすため、現在あわら市が負担している受水費が本当に必要なのかを確認してまいりたいと考えております。

県からは、責任水量はあわら市及び坂井市との約束であり、見直しには多くの課題があるが、今後も協議を続けていきたいとのことであります。

今後も市としまして、引き続き責任水量の引下げについて協議を行ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) ご答弁ありがとうございました。おおよそのところ理解させていただいたかなと思うんですが、幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、最初の包括的民間委託業務のことなんですが、その進捗に関する答弁におきまして、10月1日からは委託業者が自ら計画を立てて、委託料の中でそれぞれの工事を発注することですけれども、この件、市の行政の管理とかチェック等はどのように考えているか教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 施設更新に当たっての計画や費用については、市が策定し

た水道の管路等更新計画や下水道のストックマネジメント計画がベースとなっております。

また、10月から包括的民間委託の中で専門事業者に点検やメンテナンスの結果を分析していただき、ライフサイクルコストの低減を図りつつ、効率的・効果的にこれらを修繕すべきか更新すべきかの判断を行っていただきます。その結果を随時運営会議にて市職員が管理、チェック等を行い、最終判断は市が行うこととなっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) やはり市の歳出というんですかね。委託料の中だとしても、工事に関しては、今答弁がありましたように管理、チェックのほうを怠らずやっていただきたいなと思います。

次の再質問ですが、上下水道事業の包括的民間委託業務の利点であり本件の目的の一つに、職員の技能、それから技術継承とスキルの低下等の職員に関わる多くの課題を解決するため、民間企業に支援してもらいながら職員も育成されるとあると思うんですね。要するにスキルアップというんですか。その継続なりそういうことだと思うんですが、答弁の中に、管路については市の職員が従来どおりメンテナンス、維持管理、一部更新を行うとのことですが、配水場や中継ポンプ場等の施設の機械、電気設備等のメンテナンス、維持、修繕等は民間が行うということになっていると答弁がございましたけれども、では、職員のスキルということの育成に対してはどのように行っていくか教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 質問にお答えいたします。

先ほどご説明させていただきましたとおり、修繕・更新計画の見直しについては、事業者と随時開催する運営会議等で十分な説明を受けるとともに、専門的知見を持つ事業者から詳細な状況説明や報告を受け、しっかりモニタリングしながら、逆に民間のノウハウを吸収することで、職員のスキルアップが図られると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) そういう形で職員のスキルの件、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この上下水道事業の官民一体型包括的民間委託の最も重要なところ、また、私が同意するところは目指す官民連携の方針です。民間企業とパートナーシップを重視し、上下水道の両事業にわたり事業計画から実施まで官民一体となって事業運営を行う。まさしく官民一体型包括的民間委託、別にあわら市官民連携モデルというふうに載っていましたがけれども、本当にそういう形で、1番、安心な上下水道サービ

スの継続、2番、必要な技術をあわら市に残す、このことを最重要の目的とすると記載されたと思います。私も全く同意するところでございます。このところをぶれずに推進していただきたいなと強く思っておりますので、よろしく申し上げます。

さて、2つ目の質問になります。広域化についてですが、答弁にありました上下水道におけるシステムの共同化、資材の共同調達などの事務の広域的処理の検討を行っているとのことですが、課題も多くあると思われませんが、進捗はどのようでしょうか。

また、関係市とはどこの市町を指しているのか、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 質問にお答えいたします。

まず、システムの共同化については、システム会社から活用できそうな技術の紹介や共同化を行った場合のメリットや課題について、関係市町へ——この関係市町は福井市、坂井市となっております。そこと協議を行っております。

また、資材においては、水道スマートメーター器や水質検査を共同調達した場合の見積りを県が一括で行いましたが、期待していた一定のコスト低減には至っていない状況でございます。

上下水道どちらもシステム共同化や資材の共同調達など、現在課題を抽出し可能性調査を行っている段階で、実施までには至っていない状況となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) なかなか難しいですね。いろんな課題というんですかね。相手さんのあることで非常に難しいなというのを感じましたが、粘り強くやっていただきたいなと思います。

広域化推進においては県が主体的に進めるとなっております。県が考えている広域化とはどのようなことか、分かっている範囲で教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 県が考えている広域化につきましては、広域化推進プラン、それと広域化共同化計画という中でできることから検討を始め、少しずつでもコスト縮減、それと事務の効率化を図っていく考えで進めていくのではないかと考えられます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) では、引き続き県に対して、法令等に従い広域化のさらなる推進について協力を求めていくという答弁がございましたけれども、具体的にはどのようなことを求めていくか教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 質問にお答えいたします。

現在の漠然とした広域化計画ではなく、各事業者が抱えている課題をしっかりと反映させ、より具体的で現実性のある計画に見直すとともに、県が主体となって広域化の実現に向け協議を進めてほしいということを、現在定期的に行っている会議の中で発言していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） やはりこの点は県が主体となるべきことなので、具体的に推進するということを強く発言して、コストダウンとかそういったメリットになることを実現するようにお願いしたいと思います。広域化のことについてもあわら市からという勢いでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

さて、3つ目の適切な資産管理ですが、答弁に令和3年に上水道管路等更新計画を策定したとのことですが、上水道施設での14か所の県水受水場や配水場、増圧ポンプ場等の整備更新計画はどのようになっていますか。質問いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 更新計画では、設置年度や重要度・緊急度の高い施設を令和17年度までに14施設を順次更新する計画となっており、更新に当たってはライフサイクルコストを最小限に抑えるため、修繕すべきか更新すべきかを見極めながら長寿命化を図り、かかる費用の平準化を図りながら、計画的・効率的に行う必要があります。

これからも施設の点検や調査を十分に行い、本年10月から開始する包括的民間委託業務の業者から専門的知見をいただきながら、計画的・効果的に更新を行ってまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） この件は直接市民に関わることでありますので、財政を勘案し、優先順位をつけながら、なおかつ歳出の平準化を図り、進めていただきたいなと思っております。

また、委員会等においても都度こういった報告、更新の報告等をまたお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

さて、最後に県水のことでも再質問いたします。

最初に、答弁の中で3月と4月に副市長が、それから5月と7月に担当課である公営企業課と当市の担当部課長レベルで協議を行ったとなっております。

この協議は今後どのように進んでいくのか、予定がありましたら教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 市が負担している受水費、これが本当に必要なのかということを担当レベルでも引き続き協議してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） それは当然のことながら今後も継続していくということですよ。

答弁の中にありましたけれども、その協議の中で今後の施設更新に必要な金額をまず算出する。その上で、施設更新の内容については、受水市であるあわら市、坂井市が一緒になって協議しながら、先ほど申されたように、その金額を満たすためにあわら市が負担している受水費が本当に必要かどうかを確認し、協議していくということかと思うんですね。

これは私にとってはちょっと新鮮な発言だと思うんですね。こういう資金的なところから切り込んでいって、本当にどうなんだということを公開の場でどんどん詰めていっていただければと私は感じました。ぜひともお願いしたいと思います。

次に、これは県に対しての話なんですけど、水道水の責任水量の引下げについて、県から、責任水量はあわら市と坂井市との約束であり、見直しには多くの課題があると。今後も協議していきたいという答弁でした。

本件の今日の一般質問の前にも1年半前に行いましたが、そのときに、坂井市、それから広域連合と歩調を合わせて要求できないかということで進めてまいります。協議をやりましょうということで打合せを行いました。具体的な協議は、早ければ水道水責任水量の引下げについて、このときの答弁では今月中にも3者で協議に入れないかというふうなご答弁をいただいたんですけども、この辺の坂井市との協力体制、協議は現在どのようになっているか教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 質問にお答えいたします。

まず、坂井市広域連合との協議につきましては、令和5年2月及び令和5年8月に3者で協議を行っており、今後も引き続き協議を行ってまいります。

また、令和6年3月に、これまでは県とあわら市、坂井市のみで開催されていた坂井地区水道担当者会議というのがあります。そこに広域連合の方も出席していただき、意見交換を行っております。

その中で、今後の給水人口減に伴う給水量の減少が見込まれていることから、両市共通の課題であります施設のダウンサイジングなどについて、会議の中で要求している状況でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 継続して坂井市、それと坂井地区広域連合も入れて、あわら市とで協議を始めたということですね。

自分も坂井地区の広域連合の議員でありますので、こういったことも何らかの形で応援させていただければなと思っています。

知事要望として提出していることは理解しました。これは相手のあることですから、なかなか難しい問題だと思えます。しかし、粘り強く要望と交渉をお願いしたいと思えます。これはあわら市にとっても重要な課題の一つでございます。少しずつ切り口も出てきたかと思えますし、そういった攻め方で——攻め方と言うとまたあれですけども——交渉していただければと。

そのためには、我々議員も理事者も一丸となって、解決に向かって強力で押し進めていきたいと思っています。

今後そういった興味ある協議会の結果、どこが論点かということもまた委員会等で報告いただければ、何らかの形で自分も発言していける場を設けては推していきたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

先ほども言いましたけれども、民間との協議、広域化、それから適切な資産管理等々、いろんな課題が上下水道事業にはあると思えます。これは私は、重要なインフラの事業でありますので、今後ともこれは自分の大きな課題として注視していきたいと思えますので、しっかり頑張っていたきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

◇三上寛了君

○議長（毛利純雄君）　続きます、通告順に従い、1番、三上寛了君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君）　1番、三上寛了君。

○1番（三上寛了君）　それでは、通告順に従いまして、1番、三上、一般質問を一問一答の形で進めさせていただきたいというふうに思います。

今回一般質問を考えるに当たりまして、この夏は非常にいろんなことに心動かされた夏でした。

夏が始まる頃に戦没者追悼がありまして、戦没者追悼の中で戦没者が書かれた言葉の一つに「礎」という言葉があって、それは非常に僕の心に残る言葉でした。上の世代が残してくれたものをしっかりと引き継ぐこと、そして、子ども議会が開催されたときに、本当に下の世代はすごいなと、次の世代が着実に育っているなということを感じました。その上、おととい、あまりにもあわら市の夕焼けがきれいだったので、それを撮影せざるを得なくて撮影していたら、後ろから市長に見られて非常に恥ずかしい思いをしたんですけども、この景色というのが本当に当たり前じゃないんだなということを感じた夏でした。ここで今我々が活動することで、上の世代がしっかりと残してくれたものを、本当に次の世代につないでいくことをしなければいけないなというふうに改めて感じましたので、今回からの一般質問もそのような次の世代につながるような土壌、そんなものになるような一般質問

を心がけてさせていただきたいというふうに思います。

すみません、少ししゃべらせていただきました。それでは、始めたいと思います。

我々市民は、市役所の窓口等で大なり小なり市役所職員の皆さんにお世話になっています。民間では賄い切れないような市民生活の土台となる公共の福祉に取り組みられている非常に重要だけれど大変なお仕事だと、身近で見えても感じております。

そんな職員の皆さんが仕事にやりがいを感じ、業務に集中できるような環境が整っているかどうか、また効率的なやり方を導入できているかどうかは、公共サービスを受ける我々市民にとってもとても大事な観点です。

そこで今回は、市役所職員の皆さんが業務に集中し、よりよい行政サービスを提供していただくために、業務についての改善や効率化がどのように検討されているのか、改善のための適切な仕組みが整っているかどうかについてご質問させていただきます。

また、現状でも具体的に改善することができるのではないかと感じる点についても幾つかご質問させていただこうと思います。

まずは、職員の皆さんが感じている業務についての不満な点や改善点がどのようにして吸い上げられているのか、現状を教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 職員が業務に感じている不満な点や改善点をどのように吸い上げているかのご質問にお答えいたします。

業務について感じる不満な点や改善点は、各職員の業務の状況や環境の違いなどにより様々なものがあると考えられます。このため、職員間においては、労働条件の改善等を図ることを目的に職員組合を設立し、毎年各職員から様々な意見を吸い上げ、集約し、全組合員の総意として市長に対し要求書が提出されております。

なお、昨年度の要求では、労働条件の改善に関する事項において、今年度から夏季休暇の取得期間を一月延長して6月から10月までに見直し、職種や部署に関わらず、より多くの職員が取得できるよう改善しております。

また、子の看護休暇の対象年齢を小学校就学の始期に達するまでから中学校就学の始期に達するまでに拡充するなど、より働きやすい職場環境づくりに努めているところでございます。

このほか、業務上における改善点などの相談につきましては、各所属長によるOJTのほか、全庁的な窓口として総務課行政改革推進室においても随時受け付けております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) 職員組合から吸い上げられており、改善もなされているということがよく分かりました。ぜひ今後もその仕組みが適切に機能しているかどうか、

そして建設的な議論が行われているかどうかを意識して、職場環境の改善を行っていただきたいというふうに思います。

続いてですけれども、職員の吸い上げ以外にも、業務の改善については公共サービスを受ける市民側の目線、それから専門家の客観的なアドバイスも必要であろうというふうに考えます。そのような外部から見た改善点を取り入れる工夫、仕組みはございますでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 外部から客観的に見た改善点を指摘する仕組みはあるかのご質問にお答えいたします。

外部から客観的に見た改善点を指摘する仕組みについては、附属機関などは設置していませんが、市には外部からの声として、市民の皆様の来庁時や電話、郵便、メールをはじめとし、各課において通常開催される各種会議や市政懇談会、市長ふれあいトークなどを通じまして、様々なご意見等が数多く寄せられております。

市といたしましては、そのようなご意見等に対しまして、その都度丁寧な対応に努めているところでございます。

また、外部専門機関ではありませんが、福井県と県内17市町では、各自治体の行財政問題に対して幅広く情報交換等を行う行財政問題研究会を設置しております。

これまでに当該研究会では各自治体の業務改善に関する先進事例などが幅広く情報交換されておりまして、例えば、事務の効率化を図るため各市町における事務決裁区分の見直し状況や、働き方改革の一環として各市町における通年ノーネクタイの実施状況などが共有されてまいりました。そのような中で、本市におきましても通年ノーネクタイの実施や事務決裁区分の見直しに取り組んできたところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 1番、三上寛了君。

○1番（三上寛了君） 17市町が集まる行財政問題研究会のこと、不勉強だったので、すみません、知らなかったんですけれども、よい仕組みだなというふうに思いました。

そして、市長ふれあいトークをはじめ、市民の声もしっかり拾っていただいているということですので、ぜひこれも行政改革推進室で取りまとめていただいて、ぜひ改善の基としていただきたいというふうに思います。

また、やはり客観的な外部の目線、民間の目線も取り入れる、できたら仕組みがあるべきだというふうに考えます。例えば議事録作成の自動化やデザイン補助ツールの導入などなど、労力の削減に効果的だなと感じるものはいろいろあるように思いますので、またそちらもご検討いただけると幸いです。

さて、ここまで改善点の洗い出しについて質問をさせていただきましたが、それが本当に改善に向けて動くかどうか、そのような仕組みづくりが重要であると感じ

ています。

吸い上げられた不満な点を改善したり、業務の効率化を推進し実現していくための仕組みはありますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 改善や効率化を検討し実行する仕組みはあるかのご質問にお答えいたします。

業務の改善や効率化を検討し実行する仕組みといたしましては、各部局におけるOJTの実践に加えて、総務課内に設置する行政改革推進室において、業務の改善や効率化に努めてきたところでございます。

今年度における同室の取組といたしましては、行政手続及び意思決定の迅速化を進め、市民サービスの向上につなげることを目的に、決裁区分の見直しや添付書類の簡素化を行い、県内他市と比較して課題となっていた事務処理の軽減化を図ってきたところでございます。

また、現在、行財政問題研究会を通じまして、県内の各市町に対して事務事業の整理、合理化の方法などを質問しております。

議員ご指摘の仕組みにつきましても、当該研究会を通じて各市町の優良事例等を参考に、その在り方について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、業務改善を進めていくためには行政サービスの質の向上に資することを大前提とし、内容によっては市民感情や行政コスト、関係法令、各市町の状況なども精査する必要があります。

また、これらを継続的に進めていくためには、職員の資質向上ややる気、モチベーションの醸成なども不可欠です。あわせて、AI技術を活用した行政サービスの研究やデジタル技術などを活用した業務プロセスの可視化、改善目標の明確化、コミュニケーションの円滑化なども一体的には図りながら、風通しのよい職場環境づくり、サステナブルな業務改善に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) 分かりました。やはり核となっているのは行政改革推進室ということであろうと。そこが様々な関連する組織と連携し、民間の知見やテクノロジーを吸収し、それで課題が解決されていくと。ぜひそのような風通しのよい行政組織となるよう、引き続きよろしく願いいたします。

さて、ここからはもう少し具体的に踏み込んで、実際に改善できそうな点についてご質問をさせていただこうというふうに思っております。

まずは、広報あわらへの広報物の挟み込み作業についてです。

広報あわらは毎月発行の際に、他の課や団体から持ち込まれた広報物を挟み込む作業を人力で行っています。この作業について、機械化等、もっと効率的で皆さんの負担が軽減するようなやり方というものは検討できないものでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 広報紙の折り込み作業の負担軽減につきましては、例えば今ご指摘がありましたように機械の導入が考えられますが、折り込み物を1部ずつまとめる丁合機は約500万円、また、広報紙に折り込み物を挟み込むインサーターにつきましては約5,000万円以上の経費がかかると聞いております。また、大型機械となるため設置場所の問題も生じてまいります。

このため、ペーパーレス化・デジタル化の観点から、まずは市役所全体として極力折り込み物を減らすよう努力することと、また、折り込みを依頼してきます関係機関に対しては作業協力者の増員を求めることなどによりまして、従事職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) この件、僕も実際に折り込みを先日経験しまして、これは結構大変だなというような実感を得ております。もしできることならば何らかの改善方法、それこそ機械化もしくは外部への委託。大体試算しますと、人件費で年間ですけれども70万から100万程度の人件費換算だなというような感じがしておりますので、その辺でもしさらに効率がいい代替手段があるようでしたら、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思っております。

ただ、一方で民間でもあるので、挟み込ませていただけるのは非常にありがたいので、これも各自治体によっては挟み込めないところもありますし、それ自体は非常にうれしいので、そこもできるだけ声を拾っていただいて、ベストな解決策というものを探っていただけるとありがたいです。なかなか難しい問題だなというふうに捉えております。

もう一つ難しい問題が続くんですけれども、続きましては、日直、宿直のことについてお聞きしたいというふうに思っております。

現時点では、日直、宿直は職員の皆さんが当番制で行っていると。時間外勤務として行われています。その分の報酬につきましては、国の基準を基に払われているという状態であると認識しております。

他市町での業務改善の話合いの中でもしばしば出てくるテーマであるということをお聞きしています。

負担に対しての報酬の低さや安全面での不安などが懸念されていますが、他市町においては業務委託に踏み切っているところもあると聞いております。これについてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 県内の他市では、1市が宿日直業務を、2市が宿直業務のみを警備会社に委託しており、宿日直業務を委託した場合の年間経費は約2,300

万円と聞いております。

本市の宿日直業務は職員が担っており、庁舎管理や婚姻届、死亡届などの窓口対応のほか、道路、水道などのライフライン、有害鳥獣に係る緊急事案等に対応して、各課担当者への連絡業務を行っております。

宿日直手当の支給に係る年間経費は約300万円です。よって、それぞれの方法のサービス水準や行政コスト、また市民感情等を踏まえますと、外部委託は非常に難しいと考えておりますが、従事職員の健康管理の観点から、宿日直明けなどに休暇が取得しやすい職場環境づくりなどに引き続き努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) 論点よく分かりました。この問題を議論させていただく中で、やはり職員の皆さんの労働環境の面もありますけれども、一方で市民サービスの面、財政の面など多面的な捉え方があるので、簡単に決められるものではないということは今回重々承知しております。

ただ、先ほど例で出てきたように、他市町では実際に委託を行うところも出てきていますし、現在の適切な労働条件にはそぐわない側面もあるのではないかなというふうに感じております。

また、解決策としましても、フレックスの導入や窓口のリモート化、そしてAI自動音声の採用など、新しい知見を利用した方法についても、もう検討、そして実証の段階に入ってもよいのではないかなというふうに感じております。

ぜひ外圧を待つのではなく、内部からも積極的な情報収集と検討をしていただけたらというふうに思っております。

また、今お話のあった有休の取得についても、この問題の本質とは少し外れますけれども、重要だというふうに感じております。

先ほどの話にもあったように、取得が促進され改善していているということは承知しております。非常にすばらしいと思います。今後もぜひ有休の取得についても、上司の裁量に依存せず、どの課、どの人でも取得しやすいような職場環境となるように、仕組みと風土を引き続きつくっていただくようよろしくお願いいたします。

最後、あと一つは名刺についてです。

名刺は一般的な感覚では必要経費であろうというふうに思われるんですけども、現時点では自費での購入というふうになっております。

名刺の経費化に関してはどのようにお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 職員の名刺につきましては、本市では自費での購入となっております。ほかの多くの自治体においても同様でございます。この慣例は過去

に旧自治省から自治体の職員の名刺を公費で負担することはなじまない旨の通達があったことなどによるものと言われております。

しかしながら、近年ではシティセールス等の一環として、名刺の公費化に踏み切る自治体も出てきております。県内では来年度から1市におきまして、統一デザインによる台紙の提供により公費負担で作成するとの報道もございます。

北陸新幹線が開業し、シティセールス、シティプロモーションを強化していく観点なども踏まえまして、職員組合とも協議の上、よりよい方法を検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) こちらも導入例、多くはないですけれども、実際に経費として
いる自治体もありますので、ぜひ前向きにお願いいたしたいというふうに思っております。

今回、業務改善について質問させていただきました。非常にこういう質問をするかどうかは悩ましいなというふうに思っておりました。何より難しいなと感じたのは、私が発言することによって、結果やぶ蛇になったり、結果的に改悪とか不利益が生じるようなこともあるかもしれないと思って、非常に悩みました。ただ、やはり全ての面でよくなっていく状態を議論したいという思いで、こういう質問もさせていただきましたという背景があります。

ぜひ議員がこう言ったからというような表面的なことではなくて、現場の方の本音、それと実際の改善効果というものをしっかりと把握した上で、最善の手法を検討していただけたらと心より思いますので、よろしくお願いいたします。

よいまちとよいサービスは、よい職場がないとつukれないのではないかなと感じております。協力は惜しみませんので、楽しく、真剣な、生きがいのある職場を共に
つくっていったらというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(毛利純雄君) 暫時休憩いたします。なお、再開は14時10分といたします。
(午前2時00分)

○議長(毛利純雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

◇山川知一郎君

○議長(毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、14番、山川知一郎君の一般質問
を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 14番、日本共産党の山川知一郎でございます。2点につい

て質問をしたいと思います。

まず1点目は、訪問介護事業所への支援をしていただきたいという問題でございます。

報道によれば、高齢者の在宅介護を支えてきた訪問介護事業所が、2019年から2023年度の5年間で、全国で8,648か所廃止されたと報じられております。福井県でも49か所廃止されたとのことでございます。

国は2000年の制度スタート以来、訪問介護の基本報酬を低く抑えてきました。その結果、4割近くの事業所が赤字とのことです。

ところが、政府は今年4月から報酬をさらに引き下げ、訪問介護事業所を廃止に追い込む姿勢を取り続けております。

あわら市の実態はどうなっているか伺います。

訪問介護事業所が持続してやっていけるためには介護報酬の引上げが必要と考えますが、市の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事(宮川利秀君) 1点目のあわら市の訪問介護事業所の実態についてのご質問にお答えします。

訪問介護事業所は、坂井地区内に18か所、市内には5か所の事業所があります。

高齢化率が34.9%と高齢化が進展し、高齢者単身世帯や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者もさらに増加することが予測される中、訪問介護は欠かすことができないサービスとなっています。

このような中、議員ご指摘のとおり、令和6年の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が2から3%引き下げられたことにより、全国的には人材不足の中で事業の廃止、休止を懸念する声も上がっています。

しかしながら、坂井地区広域連合によりますと、あわら市を含め坂井地区内の事業所においては、今回の報酬改定により事業運営が逼迫しているというような相談は入っていないとのことであります。

次に、2点目の訪問介護事業所の介護報酬引上げについての市の考えはについてのご質問にお答えします。

今回の報酬改定では、訪問介護事業所の介護報酬のうち基本報酬は引下げとなりましたが、介護職員の処遇改善については高い加算率に改定がなされております。

この加算の活用により、事業所の介護職員の処遇改善や新たな介護人材の確保が図られ、経営安定化に寄与することが期待されます。現在、坂井地区のほとんどの事業所がこの加算の手続を済ませていると聞いております。

これらの現状を踏まえますと、現時点では直ちに介護報酬の引上げを求める、または介護報酬引下げの撤回を求める状況にはないと考えています。

今後とも、市が把握した介護事業所のニーズ等につきましては、保険者である坂井地区広域連合と共有いたしまして、国への要望等を行うなど適切に対応してまい

ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 今の答弁では、あわら市も含めて坂井地区の中ではあまり問題がないように聞こえましたが、もちろん訪問介護だけをやっている事業所というのはあんまりないと思うんですね。他の介護事業をいろいろやりながら、訪問介護もやっているということだと思えますが、しかし、全国的に非常に厳しいというので、市内の5か所の訪問介護をやっている事業所の経営状態というのはどんなか、分かれば教えていただきたいなと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事(宮川利秀君) 訪問介護事業所をはじめまして、各介護事業所の経営状況については把握はしておりません。

しかしながら、国ですけれども、介護現場の人手不足の状況など、介護事業所を取り巻く様々な問題に対する的確な支援につなげるために、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースシステムというものを整備し、経営情報の分析結果を国民へ公表する制度を今年度創設いたしました。

このデータベースシステムには、施設の名称などの基本的な項目のほかに、事業所の収益等の財務情報とか職種別の人員等に関する事項も記載され、介護事業所の経営の状況をより把握することができるようになります。

このシステムの運用は年明けからで、2月以降に、まず都道府県に画面が閲覧できるように準備が進められているということでもあります。

今後は、国が整備いたしますデータベースの活用とか、県、坂井地区広域連合など関係機関と連携をいたしまして、実態把握に努めていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 前から問題になっていますけど、雲雀ヶ丘はずっと経営状態は赤字というふうに聞いておりますけれども、今本当に介護関係の事業所というのは経営状態が厳しいのではないかなど。それと併せて人材確保が難しいというふうに言われています。

やっぱり人材確保のためには、職員の報酬を引き上げるということが私は絶対欠かせないというふうに思っておりますけれども、それらのためにもやっぱり報酬をもっと引き上げる必要があるのではないかなど。

少なくともやっぱり市としても、それぞれの事業所の経営状態をもう一歩ちょっと立ち入って、きちっとつかむ必要があるのではないかと。民間のことだから、潰れようがどうしようがそっちで勝手にというわけにはいかないと。介護の需要はますますこれから高齢化していく中で増えていくわけですから、ぜひそこらをもう一

歩立ち入って、今、来年度からもう少しいろいろ把握できるということでしたけど、やっぱりきちっとそこらを経営状態というか財務状況ですね。そういうことと、それから職員の報酬の水準がどうなっているか、そこらのことをやっぱりきちっとつかんで、いろいろ指導していくことが必要ではないかなというふうに思いますが、そこらについての考えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事(宮川利秀君) 各事業所の経営状況につきましては、今ほどの答弁で申し上げましたように、国がつくりますデータベースを基に今後は状況が把握できると思います。

あと、今回の改定では人材不足とされます介護職員の確保とか定着に主眼を置きまして、特に処遇改善に重点が置かれた内容となっておりますけども、市といたしましては、訪問介護職員、ヘルパーを含む介護職員の確保・定着促進のために、まずは基本報酬プラスアルファであります処遇改善加算を確実に取得するとともに、介護職員の処遇改善を実施して、人材確保につなげていっていただきたいというふうに思っております。

そして、利用者に対しまして良質なサービス提供を行い、経営安定化、黒字化に努めていただくことが重要じゃないかというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 最初に言いましたように、全国では5年間で8,600を超える事業所が廃止されていると。全国的にはこういう状況がまだずっと、今年4月からの報酬引下げによって、さらにこういう状況は強まるのではないかなというふうに思いますが、今言いましたように、一方では、高齢者がどんどん増えていく中で、介護の需要はどんどん増えていくわけですから、ぜひそこはこういう事業所がきちっと財政的にも十分成り立っていけるように、今後とも十分な指導をお願いしたいなというふうに思います。

では、特に訪問介護事業所の介護報酬の引上げについて、市としてはどういうふうに考えているかについて考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事(宮川利秀君) 今の質問に対しましては私が先ほど申し上げたとおりでございますので、重複しますので、よろしくをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 本当に介護職、人材不足で、外国人を職員として採用している。これがどんどん増えていると。坂井地区で五十数名でしたかね、今、たしか外国人の職員がいるというようなことでしたが、本当にこういう介護職の報酬引上げ

ということも、さっき回答していただきましたが、さらにこれが改善されるように、やっぱり一般的に介護とか医療とか、それから保育とか、こういうケア関係の職種というのは大変重要な仕事だと思いますけれども、なかなか報酬は低いというのが実態だと思います。そういう点ではさらにその点について努力をお願いしたいなというふうに思います。1つ目はそれで終わりたいと思います。

2つ目の問題について、市道の危険箇所にはガードレールを設置すべきではないかということをございます。

市道の危険箇所にはガードレールを設置すべきだというふうに思いますが、設置の基準はどのようになっているのでしょうか。

私の地元の劔岳地区の権世区のところ、市道に、川が蛇行してしまっていて、ぎりぎりのところまで川が来ているというところがありますが、そこにガードレールがありません。

私もそこをずっともう何年も何回も通っているんですけど、あんまりここを危ないなというふうに認識したことがなかったので、最近になって地元の方から「こんなところをほっといたらどうもならん」と。「いつ事故起きるか分からんのやから何とかしてくれ」って言われて改めて見てみたら、確かに本当にそこへ行って見ますと、車がスリップして脱輪したら、川底までかなりありますけど、途中で土手で止まるぐらいならまだいいんですけど、一気に川底までドーンと落ちてしまうような場所なので、これは大変やと。そういう場所がほかにもあるのかどうかも私はあんまり把握はしておりませんが、ここの権世の場合には、七、八mガードレールを設置すれば事故を防ぐことができるのではないかとこのように思います。

ぜひともガードレールを設置していただきたいというふうに思いますが、この点について市の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 1点目のガードレールの設置基準はについてお答えいたします。

ガードレールの設置につきましては、国土交通省が策定しました防護柵の設置基準に基づき、道路との段差が大きい箇所、河川の近くなど転落の危険性が高い箇所、また鉄道に近接する場所や急カーブなど事故が多発する箇所に設置しております。

次に、権世区の市道にガードレールを設置すべきと考えるが、市の考えはについてお答えいたします。

権世区に向かう議員ご指摘の箇所は、権世川が隣接しており、道路から川底までの高低差は4.7m、道路から川までの距離は5.7mであるため、車両が落ちた場合には危険な箇所と考えております。

しかしながら、当該道路は田園が広がる見通しのよい直線道路で、車両が道路からはみ出す可能性は低く、今までに事故が多発している路線ではございません。

ガードレール設置に当たっては、死亡事故につながりかねない緊急度が高い区間

で、利用者や地元区から要望をいただいた箇所を順次整備しております。

この箇所につきましては、今後の状況を見極めながら検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 今の問題の場所はそんなに緊急度は高くないという答弁でしたけど、幸いにして今まであんまり事故は起こっていないと思いますけれども、しかし、本当にさっき言いましたように、脱輪したら一挙に川底まで落ちて、途中で止まるようなあれではないんで、ぜひここは設置をすべきだというふうに思いますが、全体的にこういう危険な箇所、ガードレールを設置すべきという、そういう箇所はどれだけあるのか、そしてそこにガードレールを設置する予定はあるのかどうか、全体的な状況について教えていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 今年度、新規にガードレール、それと防護柵、それを設置する箇所は、今のところは1か所です。また、破損や現在のサイズに適合していないため取替えする箇所は5か所の、合計6か所を計画しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 今の答弁では今年度は1か所だということですが、それで取替えとかそんなのが5か所ということですが、新たに設置しなければならないところというのは今年度中にはきちっと設置されるんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 現在予定しています箇所におきましては、全て着手しております。

今後、利用者の方や各地区からの道路整備や補修等の要望が提出されますので、その中で設置基準に適合し緊急度が高い箇所であれば、来年度の予算に計上していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 私が言いました権世のところは、さっきの答弁ではそんなに緊急度は高くないということですが、私はちょっと認識が違うので、あそこは道路はちょっと傾斜があつてね、雪が降ると滑りやすいようなところですし、一つ間違えば本当に大事故になりかねないというところですので、現場も見ていただいたと思いますけども、早急に設置をしていただきたいなと。

先ほどの答弁では、地元から設置してほしいという、そういう要望なんかが出れば検討するということですので、ぜひ早急に設置をしていただきたいなというふう

に思います。

これについて、ちょっと市長の考えはいかがでしょうか。伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 要望として承っておきます。やはりその地区からまずご要望を出していただくのが筋かなと思いますし、山川議員も今おっしゃったように、今までは別に危ないと思っていなかったという箇所がございますので、要望としてお聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) そこは危なくはないのではなくて、私の認識不足やったということで、ぜひ早急に設置をしていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

◎散会の宣言

○議長(毛利純雄君) 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日から9月19日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれの常任委員会において審査を願います。

なお、本会議は9月20日に再開いたします。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

(午後2時33分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第123回あわら市議会定例会議事日程

第 4 日

令和6年9月20日（金）

午後1時30分開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第63号 令和6年度あわら市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 3 議案第64号 令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第65号 令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第66号 あわら市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第67号 あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第68号 あわら市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定について
- 日程第 8 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 9 議員派遣の件

（散 会）

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） ただいまの出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、堀田あけみ君、7番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

◎議案第63号から議案第65号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第2から日程第4までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査を願っておりますので、予算決算常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 予算決算常任委員会に付託されました案件の審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案第63号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第6号）、議案第64号、令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第65号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、二つの分科会を設置し、9月9日に総務厚生分科会、10日に産業建設教育分科会を開催しました。各分科会においては、所管事項について慎重に調査いたしました。

これを受け、19日に委員会を開催し、各分科会長から調査の報告を求め、審査を進めた結果、議案第63号については賛成多数、議案第64号と65号については賛成全員で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

まず、議案第63号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第6号）について、主な質疑を所管課ごとに申し上げます。

最初に、総務課所管について申し上げます。

防犯灯設置事業補助金の94万4,000円の増額について、委員からは、当初予定していた11地区は既にLED化されているのか、また、ほかの地区のLED化はどうするのかとの問いがあり、理事者からは、11地区は今年度申請した地区及び昨年度の要望調査等で今年度中の整備を希望している地区である。なお、この補

助金が創設されたときには、ほとんどの地区がLED化されており、今回申請している地区は、新設以外により照度の高いLEDへの取替えなども含まれるとの答弁がありました。

次に、市民協働課所管について申し上げます。

ふるさと納税事務支援業務の債務負担行為補正3億8,600万円について、委員からは、令和6年度に支出はないのかとの問いがあり、理事者からは、今年度はプロポーザルで業者を選定し、新たに選定する業者とは令和7年4月1日付の契約になり、今年度は新しい業者が扱うシステムへのデータ移行やポータルサイトに掲載される画像の取り直しなどの準備行為を業者負担で進めてもらう予定であるとの答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

子どもの遊び場整備事業設計業務委託料800万円の増額について、委員からは、今後の予定について問いがあり、理事者からは、整備内容については、子ども及び保護者へのアンケート調査等を踏まえ、基本計画策定委員会で協議中である。近隣市町のような遊具主体ではなく、当市でないと体験できない内容を検討しており、今後、プロポーザルを実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

木造住宅耐震改修促進事業補助金1,440万円の増額に関連して、木造住宅耐震診断等の委託について、令和6年度の耐震診断の申込み数86件に対して、委託先の一般社団法人福井県建築士事務所協会が40件しか診断をできないのであれば、一般の建築士に耐震診断を委託できないのかとの問いがありました。理事者からは、国の交付金や県の補助金を活用して診断をする場合は、一般社団法人福井県建築士事務所協会に委託する必要がある。一件でも多く耐震診断が実施できるよう、県と協力して協会に働きかけをしていきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興課所管について申し上げます。

観光タクシー運行委託料520万円の増額について、委員からは、観光タクシーは、利用者の増加に比例して財政負担も増加するため、その損益分岐点を見極めているのか。その上で、重複路線について民間の交通事業者と協議しているのかとの問いがありました。理事者からは、観光タクシーの利用者が最も多い路線が民間バスの路線と重複しているため、このような路線については廃止を含め検討が必要と考えているとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

中学校給食費無償化に伴う933万3,000円の財源構成について、委員からは、なぜ中学校の給食費を無償化にするのかとの問いがあり、理事者からは、市の財政状況を鑑みた上で、中学生の保護者が負担する給食費や教材費が小学生の場合よりも多いことを考慮し、中学生の給食費から無償化を行いたいとの答弁がありました。これに対し委員からは、無償化の継続に向けて安定した財源を考えてほしいとの意見がありました。

次に、スポーツ課所管について申し上げます。

劔岳グラウンドの測量業務委託料470万円の増額について、委員からは、劔岳グラウンドの土地を地権者に返還する前提で測量を行うのかとの問いがあり、理事者からは、土地の返還に向けて測量を行っていくとの答弁がありました。

なお、そのほかの所管課については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第64号、令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第65号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。

上下水道課所管について申し上げます。

下水道事業費用のマンホール周囲補修工事費200万円の増額について、委員からは、補修を行うマンホールのうち、災害認定に該当するものがあるのではないかと問いがあり、理事者からは、市道指中・蓮ヶ浦線で修繕したマンホールは災害認定を受けているが、そのほかの路線は対象となっていない。対象外の区域で車の往来によって徐々に陥没している箇所を補修するための補正予算を計上しているとの答弁がありました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（毛利純雄君） これより、予算決算常任委員長の報告に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、日程第2から日程第4の討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 議案第63号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第6号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） 賛成です。

○議長（毛利純雄君） あ、賛成。反対はいらっしゃらない。

3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） では、議長のお許しを得ましたので、賛成討論を通じて、保護者の意見を含めて、私の学校給食無償化についての意見を申し述べたいというふうに思います。

学校給食の無償化につきましては、国の今年6月の実態調査の結果において、全国の自治体で何らかの形で無償化に取り組んでいるのが約4割、完全に無償化にしているのが約3割というふうに、だんだん進んでいる状況かなというふうに思います。しかしながら、全国の自治体で一律に自治体の自主財源を用いて学校給食の無

償化に取り組むということになると、自治体それぞれの財政力の強い、弱いというものがあって、なかなか無償化に踏み切れないという自治体もあるということから、あわら市も含め全国の多くの自治体の執行機関、また、議会から政府または国会に対して、学校給食の完全無償化というものは国の施策として全国一律に実施してほしいんだというふうな要望が数多く出されているのが現時点での状況かなというふうに思います。

私も、学校給食は単なる昼ご飯でなくて、食育という教科書だというふうに思います。ということを見ると、算数とか国語の教科書が無償であると同様に、食育の教科書である学校給食というものが無償であってしかるべきではないのかなというふうなことを思っておりますし、やはり全国的に今進んでいるというものは、この経済的に厳しい子育て世帯への家計支援並びに子どもの貧困対策に効果があるということの観点から、だんだん増えているのかなというふうに思います。

あわら市におきましても、森市長は令和2年の1月の市長選で完全無償化をするんだという公約を掲げ、当選をされ、2月に市長に就任し、令和2年9月から小中学校の給食の完全ではないですけども、半分無償化にしますよということを実施、最初の第一歩として実施をされました。そのときの財源は、当時コロナ交付金ということで、コロナで困っている自治体に対して国から交付金が交付されたので、それを用いて令和4年度は実施をしました。令和5年度も引き続き小中学校半額、半分にしますよということで、そのときの財源は、コロナ交付金と、あと国からもう一つ、物価高騰対策の交付金、物価高騰で大変でしょうから、これも国が交付金をあげますから、自治体でいろんなものに使ってくださいよという交付金、これはコロナ交付金と物価高騰対策交付金をミックスして、あわら市の場合は財源として利用したということで、令和4年と5年は、国からの交付金という依存財源を利用して実施してきたという過程があります。

しかしながら、令和6年度、今年からは依存財源から脱却をして、自主財源、ふるさと納税の寄附金を用いて実施をするというふうに転換をされました。また、今回の補正予算におきましては、第2弾として、中学校は完全に無償化しますよ。その財源も、自分で稼いだ金であるふるさと納税の寄附金を用いて充てますよということで、これで小学校は半分、中学校は完全ということで、残りは小学校のあと半分ということで、ボリューム的に言うと3分の1が残るかなというふうに思いますけれども、これも私はなるべく間を置かずに、今ふるさと納税の寄附金の実績も非常に高くなっていることから、これらの財源を充当してもらって、なるべく早くしていただきたいなというふうに思います。

ただし、この学校給食の無償化の話を保護者の方とすると、多くの方に言われるのが、半分にしてもらうんやけど、安かろう悪かろうにならないんやろうねと。無償にしてもらうのいいけれども、ただより怖いものはないということにはならないんやろうねということとは、結局、今までは学校給食の食材費というのは保護者負担という原則があったので、市の予算措置は歳入の保護者からの学校給食費イコール

市の歳出の食材購入費というふうなことで、面が同じだったんですね。でも、今、保護者からの負担金が半分ということになると、半分ですから、100あった50ですから、この100というのは崩せないでまだ今のところ安心なんですけども、ゼロになってしまうとベースとなる基準がないので、もしかして、もうゼロだから食材費の予算をカットしてしまわれるんじゃないかというふうなことで不安を覚える保護者の方もいらっしゃるし、私もそんなことがあっては決してならないというふうに思います。

21世紀のこれからの世代を担う子どもたちの口から入る学校給食費、ぜひとも質の高い、安心・安全な給食の提供のためには、食材費の購入費の予算を半分だから安くしてしまうとか、もうただなんだから下げてしまうというふうなことは決してあってはならないということを思いますので、そのことをお願いして、私の賛成の討論とさせていただきますので、どうかご賛同いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。

（「議長、賛成で」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） 15番、北島 登、令和6年度一般会計補正予算（第6号）の中で、特に中学校の学校給食無償化についての賛成の立場で討論を行います。

近年、給食の無償化は、急速に進んでいることを誰もが存じ上げていることだと思います。また、毎年食材費が高騰、進む中で、子どもの食の格差が拡大していています。この格差を小さくする役割も学校給食にはあると思っています。給食無償化には、全ての子どもが給食費を気にせず、安心して給食が食べられるというメリットがあります。

国は地方創生臨時交付金を拡充し、2022年7月時点で、臨時交付金や自主財源で、各自治体において学校給食費の保護者負担軽減を実施、または予定していた自治体が8割を超えています。この中には、給食費無償化を行った自治体も数多くあります。2023年12月、閣議決定されたこども未来戦略では、学校給食費無償化に向けて、各自治体の取組調査を行い、具体的な方策の検討を促しています。これを受けて、2024年6月、文部科学省は2023年の実施しました調査で、小中学校全員を対象に学校給食費無償化をしている自治体は、全国1,794自治体中547自治体の、全国約30.5%となり、2017年の調査の約7倍に増加しております。また、小中学校いずれかで無償化をする場合や、多子世帯、所得などを条件に無償化にするケースを含めると、722自治体となり、約40%となっております。給食費無償化を実施した自治体の9割から、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援が挙げられています。

今ほど申しました給食費無償化を始めた理由としては、保護者の経済的負担軽減や子育て支援のほか、少子化対策や定住、転入の促進、地域創生、人口増加を期待

した支援などがあり、給食費無償化の成果として、経済的負担の軽減、安心して子育てができる環境61%と成果としては高い数値であると考えています。義務教育であっても、公立小学校で年間約10万円かかります。公立中学校では約17万円かかると言われています。そのうちあわら市の給食費は、物価高騰の中でも従来どおり品質を保ちながら、年間約2万8,000円くらいを納めていただいていると聞いています。特に中学生の子育て家庭にとっては、重い負担になっているのかなと感じているところがございます。

明石市では、2020年、中学生への学校給食無償化をはじめとした子育て支援策が進められた結果、全国的にも人口増加率がトップクラスとなりました。この成功は、所得制限のない給食無償化や子育て関連の支援策が、若い世代にとって魅力的な都市となることに大きく寄与しています。これらの取組が少子化対策にもつながっており、明石市は子育て世帯にとって非常に住みやすい市として認識されています。現在は、自然減は止まっている状況で、そのまま維持ないし増えているという状況まで回復していると聞いております。

半年ぐらい前ですが、森市長から明石市の状態やそういった話、そして学校給食は、もし無償化するのであるならば中学生からということを知ってまいりました。その後、よくよく調べれば調べるほど理解が深まり、市長や教育部局はよくよく調べておられるなど、今、感心しているところがございます。

ここで余談ですが、前の市長は、立体駐車場を造ったり、道の駅を造ったり、ホテルやスーパーに補助金や補償金、出したり、挙げ句の果てに、上下水道料金を上げて、ごみ袋の料金までも上げるかと驚きの連続でした。市民にとっても豊かさは感じられなかったかなと思っております。市長が代わればここまで政策は変わってしまうのだと今思っているところがございます。

従来から高い品質での給食の提供と、次は小学校の学校給食無償化となっただくことと、住んでいてよかったと思えるあわら市となることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第63号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成多数です。

したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしま

した。

○議長（毛利純雄君） 議案第64号、令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第64号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認めます。表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第65号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第65号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第66号から議案第68号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第5から日程第7までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

○議長（毛利純雄君） これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

○議長（毛利純雄君） 初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 総務厚生常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月9日、担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第66号、あわら市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第67号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを慎重に審査いたしました。

審査の結果、両案は所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第66号、あわら市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、所要の改正を行うものです。

委員からは特段の意見はありませんでした。

次に、議案第67号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部が改正され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、国民健康保険被保険者証の返還に係る規定が廃止されたことから、所要の改正を行うものです。

委員からは特段の意見はありませんでした。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（毛利純雄君） 続きまして、産業建設教育常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 産業建設教育常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月10日、担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第68号、あわら市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定について、慎重に審査いたしました。

審査の結果、本案は所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対する委員からの特段の質疑はありませんでした。

以上、産業建設教育常任委員会の報告といたします。

○議長（毛利純雄君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、日程第5から日程第7までの討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 議案第66号、あわら市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第66号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第67号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第67号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第68号、あわら市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例の制定について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第68号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の所管事務調査の件

○議長（毛利純雄君） 日程第8、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

○議長（毛利純雄君） 議会運営委員会委員長、総務厚生常任委員長及び産業建設教育常任委員長から、会議規則第98条及び第104条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（毛利純雄君） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

なお、諸般の事情により変更が生じた場合は、議長に一任願います。

◎散会の宣言

○議長（毛利純雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から10月8日までは休会とし、本会議は10月9日に再開します。

本日は、これをもって散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後2時09分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第123回あわら市議会定例会議事日程

第 5 日

令和6年10月9日（水）

午後1時30分開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第52号 令和5年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第53号 令和5年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第54号 令和5年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第55号 令和5年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の設定について
- 日程第 6 議案第56号 令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第57号 令和5年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第58号 令和5年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第59号 令和5年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第60号 令和5年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第11 議案第61号 令和5年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 議案第69号 令和6年度あわら市一般会計補正予算（第7号）

1. 閉議の宣告

1. 市長閉会挨拶

1. 議長閉会挨拶

1. 閉会の宣告

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） ただいまの出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、堀田あけみ君、7番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

◎議案第52号から議案第61号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） これより、日程第2から日程第11までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査願っておりますので、委員長よりその審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 予算決算常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案第52号、令和5年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第61号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分についてまでの10議案について、二つの分科会を設置し、9月27日、30日に総務厚生分科会、10月1日、2日に産業建設教育分科会を開催し、慎重に審査いたしました。

これを受け、昨日、委員会を開催し、各分科会長から調査の報告を求め、審査を進めた結果、議案第52号、53号及び第54号は賛成多数、その他7議案は全員賛成で認定及び可決すべきものと決しました。

なお、審査内容は膨大なものとなりますので、報告につきましては主な質疑の概要と意見についてのみ報告させていただきます。

まず、財政課所管について申し上げます。

財政調整基金の取崩しを縮減するための考えはあるのかと委員から質疑があり、理事者からは、歳入の増及び歳出の減を行うしかない。歳入を増やすには、ふるさと納税の強化が必要である。一方、歳出の削減は難しく、決算状況を見ながら事業のスクラップ・アンド・ビルドを行いたいとの答弁がありました。

また、令和5年度経常収支比率が94.8%と高くなっていることについて、委員からは、予算が硬直化し、事業に使える一般財源に限りがあるのではないかとの意

見があり、理事者からは、人件費や物価高騰に伴い、経常経費の上昇傾向が続いている。今後、公債費も上昇が見込まれるため、新たな歳入確保に努める必要があるとの答弁がありました。

次に、総務課所管について申し上げます。

電子回覧板システムについて、委員からは、使いやすいシステムにすることで、区長の負担軽減につなげ、成り手不足解消につなげてほしいとの意見がありました。

次に、監理課所管について申し上げます。

ゼロカーボンシティの取組について、委員からは、公用車を電気自動車に入れ替える時期など具体的な計画を定めるべきではないかとの意見があり、これに対し理事者からは、既存公用車の使用年数や充電設備の設置を考慮し、今後入替えを考えていきたいとの答弁がありました。

次に、政策広報課所管について申し上げます。

スマートシティ推進事業の行政のDXについて、委員からは、テレワーク実証実験後の導入の有無が問われ、今後、障害者雇用の観点からもテレワークの導入を推進し、障害を持っている方が自宅で働けるような仕組みづくりを考えてほしいとの意見がありました。

次に、市民協働課所管について申し上げます。

移住定住促進事業について、SMOUTを使い、市の魅力や強みをもっと発信してほしい。また、定住につながる住みやすいまちにするために、他部署と連携し、子育て世代への支援などを検討してほしいとの委員からの意見があり、理事者からは、ホームページとは別に移住者向けの特設サイトを構築する。新しいサイトは内容を充実させ、デザイン性を重視したものにするととの答弁がありました。

次に、生活課所管について申し上げます。

委員からは、北潟湖の水質調査結果において、基準値を超えている数値があるが、北潟湖の自然再生の取組効果を問う意見があり、理事者からは、北潟湖自然再生協議会で調査、検討を行っている。また、令和6年度からは、北潟湖の将来を考えるワークショップを実施しているとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

農業者労働災害共済基金について、委員からは、共済掛金と共済給付金の収支のバランスに無理があるため、基金残高を目減りさせる状況にある。基金を維持するためにも、十分な協議の上、制度の見直しが必要だとの意見がありました。これに対し理事者からは、制度に無理があることは承知しており、現在協議を進めているとの答弁がありました。

次に、観光振興課所管について申し上げます。

インバウンド対策について、委員からは、OTA（オンライン・トラベル・エージェント）を通じた情報発信が重要であり、体験型ガイドブックを活用して、観光情報を各国の言語でも検索できるように広めるなど、広域的な成果が生まれるように観光施策を推進するよう提案がありました。

次に、商工労働課所管について申し上げます。

企業の雇用創出について、委員からは、他自治体の取組を参考に助成金の交付条件を緩和するなど、市内企業の雇用を促進するための新たな制度を検討する必要があるとの意見がありました。これに対し理事者からは、規則改正によって助成金の交付条件を見直し、新たな雇用創出にも力を入れていくとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

道路の損傷などを市へ報告できるシステム、My City Reportについて、委員からは、人体に危険を及ぼす場所や車を傷つける場所を早急に補修できるようにするためにも、広く市民に周知してほしいとの意見がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

小中学校のICTの活用について、委員からは、小中学校の教職員間でICT機器の利用に差が生じている現状を踏まえ、デジタルデバイドの解消を図り、ICT教育の成果を上げてほしいとの意見がありました。また、国際交流事業について、できるだけ多くの生徒が参加できるように検討してほしいとの意見がありました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

文化イベントの参加拡大について、委員からは、多くの方にイベントに参加してもらえる仕組みづくりをするために、年齢層に合わせた手段で広報をすることが重要だとの意見がありました。

最後に、スポーツ課所管について申し上げます。

部活動地域移行について、委員からは、地域移行の課題を分析する場合には、指導者側の課題だけでなく、活動に参加する子どもや保護者側の課題も認識しながら最良の制度をつくり上げてほしいとの意見がありました。また、カヌー競技の普及について、委員からは、カヌーのインストラクターや指導員を配置し、活動時の事故防止の強化によって、カヌー競技の普及を推進するよう提案がありました。

以上、審査での概要について述べましたが、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん、事務事業の執行方策などについて、多くの指摘、要望等を行っております。委員からの要望や意見、または指摘事項については、次年度の予算編成や行政運営に生かされることを強く期待いたします。

以上、予算決算常任委員会の審査結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（毛利純雄君） これより、予算決算常任委員長の報告に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、日程第2から日程第11までの討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 議案第52号、令和5年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認

定について討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) まずは、原案に反対者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 一般会計の決算についての反対討論をしたいと思います。

私、これまでも何回も申し上げておりますが、憲法26条は、義務教育はこれを無償とするというふうに書いてあります。この無償とするというのは、国が責任を持つべきことでありますが、現実には、教材費とか学校給食費とかいろんな名目で毎月保護者の負担がございます。あわら市では、教育委員会の報告によれば、小学校低学年でも5,000円ぐらい、高学年になると7,000円ぐらい、中学校になれば毎月1万円ぐらいの保護者負担があると。これが非常に重い負担になっている。そして、これが現在の少子化、人口減少の原因にもなっているというふうに思います。

そういう点では、少子化にストップをかけて、本当に子どもを産み育てやすいあわら市にするためには、保護者負担を減らすこと、特に今、全国的に大きな世論になっています学校給食費を早急に無償化することが必要だというふうに思います。

先ほど申しましたように、基本的には、この責任は国にありますけれども、しかし、市長は市長選挙に当たって、学校給食費は無償にするという公約を掲げ、昨年10月から給食費は半額、今からは中学校は無償と、そういう点では、給食費無償に向けて努力をしているということは評価をいたしますけれども、しかし、やっぱり公約の持つ意味は非常に大きいというふうに思います。直ちに小学校も含めて学校給食は無償化にすべきであるというふうに考えます。

そういう点では、残念ながら、昨年の一般会計ではまだそこまで行っていないという点で認定することには反対ということでございます。

各位のご理解とご支援をお願いして討論といたします。

○議長(毛利純雄君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) これで討論を終わります。

○議長(毛利純雄君) これより、議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長(毛利純雄君) 賛成多数です。

したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第53号、令和5年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 国民健康保険決算の認定について、反対の討論をしたいと思います。

国保税に限らず、税金は、基本的には所得のある人ほどたくさん払ってもらおうというのが原則であると思います。高所得者には重く、低所得者には軽くというのが原則です。ところが、国民健康保険税は、所得割のほかに平等割、均等割、所得割というのがありました。そして、今年になって資産割は廃止をされましたけれども、まだ均等割、平等割というのは残っております。これは、1所帯当たり幾ら、また家族1人当たり幾ら、これは所得に関係なく課税される。結果的には、低所得の家庭であっても、家族数が多ければ非常に重い負担になると。昨年の決算報告を見ても、現年度と過年度分の調定額5億7,596万2,000円の約1割、5,796万6,000円が収入未済というふうになっております。国保税が高過ぎる、何とか下げてほしいというのは多くの市民の声であります。

そういう点で、先ほども言いましたが、資産割を廃止したということは評価できますけれども、引き続き均等割、平等割も私は廃止すべきだというふうに思います。

そういう点で、各位のご理解とご支援をお願いしたいと思います。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成多数です。

したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（毛利純雄君） 議案第54号、令和5年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成多数です。

したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（毛利純雄君） 議案第55号、令和5年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第56号、令和5年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第57号、令和5年度あわら市水道事業会計決算の認定について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第58号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第59号、令和5年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第60号、令和5年度あわら市水道事業会計剰余金の処分について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第61号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計剰余金の処分について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第69号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第12、議案第69号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第69号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

議案第69号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1,400万円を追加し、予算の総額を161億2,880万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、総務費の衆議院議員選挙費で、衆議院解散に伴う総選挙に要する経費として1,400万円を計上いたしております。歳入につきましては、県支出金で、衆議院議員選挙委託金1,400万円を計上いたしております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 本案に対する質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第69号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 議案第69号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第7号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉議の宣告

○議長（毛利純雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて、会議を閉じます。

◎市長閉会挨拶

○議長（毛利純雄君） 閉会に当たり、市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、8月27日の開会以来、44日間の長きにわたり、提案いたしました議案について慎重なご審議を賜り、また、全ての議案について妥当なるご決議を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、9月には、地震で深く傷つき復興への歩みを進めていた能登半島が豪雨に襲われ、大きな被害をもたらしました。犠牲となられた方々に、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

各地で発生する豪雨や頻発する地震などを見るたびに、いつ、どこで発生してもおかしくない自然災害と隣り合わせにいることを実感させられます。

今回の能登半島豪雨被害により、珠洲市へ10月11日から5日間の日程で職員1名を派遣いたします。また、11月17日には本市の総合防災訓練を実施いたします。この訓練を通じて、市民の皆様が日頃から防災意識を持つきっかけとなることを期待し、より災害に強く、安全で安心なまちづくりを共に推進してまいります。

北陸新幹線福井・敦賀開業から半年を迎え、本市をはじめ県内には多くの方々にお越しいただき、大変なにぎわいを見せております。今月からは北陸グスティネーションキャンペーンが開催されているほか、19日には福井県で初となる「第37期竜王戦七番勝負第2局あわら対局」が開催されます。全国からの注目が集まるこの機会に、本市の魅力を強力に発信し、地域の発展に向けた新たな一歩を踏み出してまいりたいと考えております。引き続き、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

日ごとに秋が深まってまいりました。議員各位におかれましては、健康にはくれぐれもご留意いただき、引き続き本市の発展のためご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長閉会挨拶

○議長（毛利純雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

8月27日以来、44日間にわたりまして、9月補正予算、また令和5年度の決算につきまして、大変厳しい暑さが続いた中でありましたが、議員の皆様方には、上程されました議案につきまして慎重かつ活発なるご議論をいただき、妥当なるご

決議をいただきました。ありがとうございました。また、理事者の皆様にも大変ご苦労さまでございました。

これからは大変しのぎやすい日が続くと思いますし、また食欲の秋とも言われております。丘陵地におきましては越前柿、また富津の金時等が、現在、収穫作業が行われております。

皆様方には、健康にはご留意いただきまして、今後も議員活動にご活躍いただきたいと思っております。

◎閉会の宣告

○議長（毛利純雄君） これをもって、第123回あわら市議会定例会を閉会いたします。

（午後2時05分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員